

# 杉並区職員措置請求監査結果

(新・元気を出せ！商店街事業費補助金に関する  
住民監査請求)

令和2年1月

杉 並 区 監 査 委 員

## 目 次

第1	請求の概要と受理	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の概要	1
4	請求の受理	2
第2	監査の実施	
1	陳述聴取の実施	3
2	監査対象事項	3
3	対象部局とその抗弁要旨	3
第3	監査の結果	
1	結 論	6
2	関係要綱等の規定	6
3	平成25年度のハロー西荻の事業内容について	14
4	平成25年度のハロー西荻に係る都及び区の補助金について	15
5	平成25年度の補助金の都への返還等に至るまでの主な経緯等	15
6	判 断	18
7	意見・要望	24
<別紙>		
1	職員措置請求書及び事実証明書	25
2	杉並区長の抗弁書	33
<資料>		
1	東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱	55
2	東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱実施細目	69
3	東京都新・元気を出せ！商店街事業補助金交付事務マニュアル	73
4	杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱	115
5	杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱実施細目	125
6	杉並区イベント事業補助金のでびき	127
7	杉並区新・元気を出せ！商店街事業～イベント編～【会計マニュアル】	133

### 【注】

- 1 資料1から6までは平成25年度、資料7は平成26年度のものである。
- 2 請求人の氏名は仮名（A等）で表示し、その住所等の記載は省略した。

## 第1 請求の概要と受理

### 1 請求人

A

B

C

D

E

F

G

H

I

### 2 請求書の提出

令和元年 11 月 28 日

### 3 請求の概要

請求人が提出した職員措置請求書及び事実証明書は別紙1のとおりであり、その概要は次のとおりである。

#### (1) 請求の趣旨

平成25年度に、杉並区（以下「区」という。）が窓口となり、西荻窪地域の複数の商店会が共催して実施するイベント事業である「ハロー西荻」に対して支出した「杉並区新・元気を出せ！商店街事業費補助金」（以下「区補助金」という。）のうち、未計上協賛金と上限を超えた撮影代の計上に係る部分の全額（東京都（以下「都」という。）に対して既に返還した違約加算金を含む金員及び区が負担した金員の全額）及び区の要綱に基づく民法（明治29年法律第89号）第704条所定の遅延損害金について、当該区補助金の受給者からの回収を図り、また不足分については杉並区長（以下「区長」という。）に賠償

させるなど必要な措置を求める。

## (2) 請求の理由

### ア 事実経過

区は、平成 25 年度に、「ハロー西荻」事業費名目で区補助金を支給し、これを支給するに当たり、都に対して間接補助金を申請し、財源の一部とした。

令和元年 10 月 28 日付け杉並区職員措置請求監査結果（商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金等に関する住民監査請求）に添付された区長の抗弁書のうちの「(3) 平成 26 年度のハロー西荻に係る補助金の返還について」と題する記述によれば、平成 26 年 7 月に、都から交付された補助金について、都による検査が行われ、「71 万円」の協賛金の未計上と「5 万 3,000 円」の区の要綱の上限を超える撮影代の計上が不適切であるとの指摘がなされた。

そして、都は、平成 26 年 12 月から平成 27 年 1 月にかけて、都が区に支出した補助金のうちの「37 万 4,000 円」の返還とこれに対する違約加算金「4 万 6,112 円」の支払を区に請求し、区は、異議申立てをすることなく、全額の支払を行った。

一方で、区は、当該区補助金の受給者に対しては、一切の求償をしないことを決定し、今日に至っている。

なお、当該協賛金と撮影代に係る当該区補助金のうち区が負担した金員の額は不明であるので、監査委員において特定されたい。

### イ 違法不当性について

区の要綱では、不正な手段で補助金を受給したり、目的外の使用をした場合は、区長は補助金の交付決定の一部を変更でき、既に支払がされている場合は返還を求めることができる旨定めている。

本件の区補助金について不正があったことは都の指摘によって明白であり、区は、その受給者に対して、①都に支払った金員「37 万 4,000 円」、②違約加算金「4 万 6,112 円」、③区が負担した金員及び④これに対する区の要綱が規定する損害金を求償する義務を負う。その上で、何らかの理由で不足が発生したり、あるいは求償が困難である場合は、区長は、不足分について損害を賠償する義務を負う。それを行わないのは、区長の裁量権を逸脱した行為であり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 14 項及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 4 条第 1 項に違反して違法又は不当である。よって、求償又は損害回復を図るよう、区長が必要な措置をとることを求める。

## 4 請求の受理

本件監査請求については、令和元年 12 月 9 日の監査委員会会議において、監査委員 4 名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び井原太一監査委員）の合議により、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、受理することに決定し、請求人には、同日付けの文書によりこの旨を通知した。

## 第2 監査の実施

### 1 陳述聴取の実施

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和元年12月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同日に、請求人（4名）から本件監査請求に関する陳述が行われた。

なお、請求人から、追加の証拠資料は提出されなかった。

### 2 監査対象事項

請求人は、本件の区補助金の受給者に協賛金の収益への未計上などの不正があったことは明白であり、区は、当該受給者に対して求償し、又は区長等に対して損害賠償を請求する義務を負っているにもかかわらず、これらを行わないことが違法又は不当であると主張していることから、これらの不行使の違法性又は不当性の有無について、監査を実施することとした。

### 3 対象部局とその抗弁要旨

産業振興センター及び区民生活部管理課を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、令和元年12月19日に区長の抗弁書の提出を受けるとともに、同年12月23日に説明聴取を実施した。

その後、区長の抗弁書の内容等に関して、更なる確認が必要な事項については、監査委員事務局から産業振興センターに質問し、回答を得た。

令和元年12月19日付けの区長の抗弁書（別紙2）の要旨は、次のとおりである。

当該抗弁書には、①事実関係（主要な事実の経過）として、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金の目的、補助対象事業等、ハロー西荻事業の内容、平成26年度の東京都検査によるハロー西荻に係る補助金の返還の経過等、②職員措置請求書に対する認否及び③今回の措置請求に関する区の見解について、それぞれ記載されている。

「今回の措置請求に関する区の見解」の内容は、次のとおりである。

都区の間接補助の制度は、基本的には、概ね同一の要綱、基準、マニュアル等に基づき実施することが原則ではあるが、個々具体的な運用については、都区の見解が異なることがある。

まず、イベントに際して提供され、イベントのために使われた協賛金について、都は、平成26年7月24日に実施した平成25年度の都の補助金の検査において、協賛金は、広告性の有無を問わず、収益として計上し、補助対象経費から差し引くとした。

一方、区は、協賛金は、広告収入の性質があると判断した場合に、補助対象経費から差し引くが、広告性がなければ収益として控除しないとしていた。

これは、平成24年度までは、都においても広告性のない協賛金については、収益として補助対象経費からの差引きを求めてこなかったこと、また、広告性の

ある協賛金については、チラシやポスターに企業等の名前が掲載されており、提供の意図及び存在を明確に把握できるが、広告性のない寄附金等については、イベントのためなのか、商店会本体の振興のためなのかといった提供者の意図や金額を正確に捕捉することが困難であること、平成 25 年度の都のマニュアルの質疑応答集からも、広告性のある協賛金に限り、収入計上すべきと読み取れることから、そのように取り扱っていたものである。

また、イベント撮影代について、都は、区の要綱の規定で総額 1 万円以下の部分を補助対象経費と定めているが、これは 1 事業（イベント）当たりであり、これを超える部分は、補助対象外とすべきであるとした。

一方、区は、区の要綱の規定は、1 商店会当たり 1 万円以下という認識であり、複数の商店会が共催する場合には、各商店会当たり 1 万円を上限とする考え方をとっていた。

これは、商店会に対し実績報告の際に補助対象経費について写真による記録の提出を求めており、複数商店会等による共催実施のイベントは、規模が大きくなり、必要となる撮影代も増えることから、そのように運用していたものである。

都からの補助金返還請求に際しては、都の要綱等にも協賛金やイベント撮影費について明確な規定がなく、協賛金については、平成 25 年度の都のマニュアルの質疑応答集（Q72）に、かえって誤解を与える可能性のある記載（協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります）があることから、都に対して、①質疑応答集の記載からすると、広告収入の性質を有しない協賛金は収益とならないと解釈することができる、②撮影代の上限は、1 事業当たりではなく、1 商店会当たり 1 万円という解釈であるとの区の主張を数度にわたり伝え、調整を行ったところであるが、都は見解を変更しなかった。

このように、協賛金及び撮影代の取扱いに関する上記の都の主張は、都の要綱等の記載からは読み取ることが困難であったことから、都の裁量権の逸脱を裁判で争う考え方もあったものの、裁判が長期化し、敗訴した場合、高額の違約加算金（年 10.95%）を負担することとなるリスクや、その間の他の同種補助金への影響等を勘案し、返還請求に応じることとしたものである。

区は、やむなく、都の要綱等の基準に基づき、広告性のない協賛金であっても、収益として収入計上を行うとともに、イベント撮影代の 1 万円を超える部分については、補助対象外経費とみなすことによって生じる差額部分について、都の請求する補助金の返還に被補助団体として応じるとともに、違約加算金（年 10.95%）を併せて支払ったものである。

一方、区の補助対象団体である広小路親栄会を代表商店会とする 22 商店会に対しては、平成 25 年度当時、広告性のない協賛金については、収益として補助対象経費からの差引きを行う扱いを求めておらず、1 万円を超えるイベント撮影代についても 1 商店会当たりでは、1 万円を超えていないため、補助対象に該当するものと認めていたことから、平成 25 年度の区補助金の支給は、区の要綱及びマニュアルと照らして、適正に行われたものであり、区補助金の返還等を求める必要はないものである。

また、区の要綱及びマニュアルを定めるに当たっては、都の要綱、実施細目及びマニュアルの記載内容のほか、都が開催する説明会での説明内容を十分に踏まえて作成し、案の段階で都に提出して確認を求めているものである。

以上を踏まえ、平成 25 年度当時の区の要綱及びマニュアルに基づき、「広告性のない協賛金については、補助対象経費から差し引く必要がない」、「撮影代は 1 商店会当たり 1 万円を上限とする」という取扱いとしたことについて、職員が通常尽くすべき注意義務を欠いたとはいえ、損害賠償などの法的責任を負うだけの過失は見当たらないものとする。

### 第3 監査の結果

#### 1 結 論

本件監査請求については、令和2年1月24日に監査委員4名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び井原太一監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求については、理由がないものと認められるので、これを棄却する。

#### 2 関係要綱等の規定

平成25年度の①「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱」（資料1）（以下「都要綱」という。）、②「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱実施細目」（資料2）（以下「都実施細目」という。）及び③「東京都新・元気を出せ！商店街事業補助金交付事務マニュアル」（資料3）（以下「都マニュアル」という。）並びに平成25年度の④「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱」（資料4）（以下「区要綱」という。）、⑤「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱実施細目」（資料5）（以下「区実施細目」という。）及び⑥「杉並区イベント事業補助金のおてびき」（資料6）（以下「平成25年度の区マニュアル」という。）なお、平成26年度は「杉並区新・元気を出せ！商店街事業～イベント編～【会計マニュアル】」（資料7）（以下「平成26年度の区マニュアル」という。）である。）の本件に関係する主な規定は、次のとおりである。

##### (1) 都要綱

###### ○ 第2条（目的）

この補助金は、区市町村がまちづくりの視点から策定した商店街振興プランに基づき、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く都内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

###### ○ 第3条（定義）第2号、第7号及び第9号

##### (2) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの。

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

(7)「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等に補助を行う区市町村をいう。

(9)「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業

イ 商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所（以下「商店街等の団体」という。）の主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業

ウ 商店街又は商店街等の団体がア又はイの事業に参加する事業

エ 商店街等の主催又は共催による東京都知事（以下「知事」という。）が特に認める行事に係る事業

○ 第4条（補助金の交付対象）第1項

補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

○ 第5条（補助金の額）第1項第1号及び第2号

東京都が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1)「イベント事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額3百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が3百万円未満である場合には、3百万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。

(2)前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

○ 第5条（補助金の額）第2項第1号及び第2号

補助事業者が商店街等に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1)「イベント事業」、「活性化事業」及び「地域連携事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額以上を加えた額とする。

(2)前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の1以上の額を加えた額とする。

○ 第6条（補助金の交付申請）

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、様式第1による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

○ 第7条（補助金の交付決定）第1項

知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

る。

○ 第 11 条（間接補助金の支払）

補助事業者は、商店街等から商店街等が行う事業が完了した旨通知を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、商店街等に間接補助金（補助事業者が補助金をその財源の一部として商店街等に交付する補助金をいう。以下同じ。）を支払うものとする。

○ 第 12 条（実績報告）

補助事業者は、前条の規定による間接補助金を支払ったとき又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに様式第 5 による実績報告書を知事に提出しなければならない。

○ 第 13 条（補助金の額の確定）第 1 項

知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 6 により補助事業者に通知するものとする。

○ 第 14 条（補助金の支払等）第 1 項

知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため知事が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

○ 第 16 条（交付決定の取消し）

知事は、補助事業者又は商店街等が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

○ 第 17 条（補助金の返還）第 1 項

知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者が補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

○ 第 21 条（検査）

補助事業者は、知事が東京都職員をして商店街等が行う事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について報告を求めさせた場合、又は検査させた場合には、これに応じなければならない。

○ 第 22 条（違約金及び延滞金の納付）第 1 項

第 16 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第 17 条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセ

ントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

○ 別表 2 の 1 及び 2

1 イベント事業の補助対象経費

区 分	摘 要
事業周知に要する経費	
会場設営及び運営委託に要する経費	
景品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した 個数以下の部分
記念品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した 個数以下の部分
出演料	
その他諸経費	

\* 1 百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

2 イベント事業の補助対象外とする経費

区 分	摘 要
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）に対して支出する経費	
分担金以外の共催団体に対して支出する経費	
景品及び記念品購入費のうち	
不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分	
現金、宝くじ	
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給等
使用実績のないもの	
補助事業に直接必要のない経費	

(2) 都実施細目

○ 2（要綱第 4 条関係）

(1) 第 4 条に規定する「知事が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。

(2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち（1）に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を（1）に掲げる経費から除くものとする。

### (3) 都マニュアル

- 「V 補助金交付申請事務」の「6 補助金の額の確定」の(4)
  - (4) イベント事業実施に伴い「収益」があった場合の取扱いは以下のとおり。
    - ① 補助対象経費から「収益」を差し引いた経費部分を補助対象とする。
    - ② 「収益」があったことが明らかであり、その「収益」が確認できない場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。
    - ③ 「収益」のあった事業が営利目的であることが明らかでない場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。
- 「VI 質疑応答集」のQ68、Q72及びQ73
  - ・ Q68 収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。  
総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、その内容がわかる書類(Q73参照)を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。
  - ・ Q72 地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ等に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。  
協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります。この場合、補助対象となるチラシ等経費から協賛金額を差引いた残りの金額が補助対象となります。なお、この判断については、チラシ等に資金提供者の名称が記載されている事実をもって直ちに広告収入とみなし、資金提供者が広告宣伝効果を意図しているか否かは問いません。
  - ・ Q73 収益が発生した場合、書類の確認を行うのみでよいか。  
収益が発生した場合は、必ず商店街の代表者及び会計担当者が内容を確認し、署名(記名)押印した書類を都に提出してください。

### (4) 区要綱

- 第1条(目的)  
この要綱は、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。
- 第2条(定義)第2号、第6号及び第8号  
この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (2) 商店街
    - ア 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)により設立された商店街振興組合
    - イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、商店街と認められるもの。

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

(6) 補助事業者とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等をいう。

(8) 「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業

イ 商店街の連合会主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業

ウ 商店街若しくは商店街の連合会がア又はイの事業に参加する事業

エ その他、杉並区長（以下「区長」という。）が特に認める事業

○ 第3条（補助金の交付対象）

補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

○ 第4条（補助金の額）第1号及び第2号

区が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1) イベント事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額300万円のいずれか低い額とする。

(2) 前号にかかわらず、補助対象経費が100万円以下のイベント事業については、補助対象経費の6分の5以内の額とする。

○ 第5条（補助金の交付申請）

補助事業者は、区長が定める期日までに、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて、区長あてに提出するものとする。

○ 第6条（補助金の交付決定）第1項

区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、杉並区新・元気を出せ商店街事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

○ 第8条（実績報告）

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに杉並区新・元気を

出せ商店街事業実績報告書（第5号様式）による実績報告書を区長あてに提出するものとする。

○ 第9条（補助金の額の確定）第1項

区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、杉並区新・元気を出せ商店街事業補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

○ 第10条（補助金の支払等）第1項

区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

○ 第12条（交付決定の取消し）

区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

○ 第13条（補助金の返還）第1項

区長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

○ 別表2の1及び2

1 イベント事業の補助対象経費

経費区分・内容	備考
事業周知に要する経費（内容は省略）	省略
会場設営及び運営委託に要する経費（内容は省略）	省略
景品購入費（内容は省略）	省略
記念品購入費（内容は省略）	省略
出演料（内容は省略）	省略
その他諸経費（撮影代のみ記載）	撮影代のみ記載
撮影代	総額1万円以下の部分

※ 100万円以上の経費（1イベントで1業者から合計して100万円以上の場合も含む）については、3社以上の業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。（実績報告時に見積書提出）

## 2 イベント事業の補助対象外とする経費

経費区分・内容	備 考
役員や来賓等の特定の者に係る経費(内容は省略)	
実施主体である商店街関係者及びその親族に対して支出する経費(内容は省略)	省略
分担金以外の共催団体に対して支出する経費	
景品購入費(内容は省略)	
記念品購入費(内容は省略)	
謝礼について(内容は省略)	省略
使用実績のないもの	
補助事業に直接必要のないもの(撮影費のみ記載)	
総額1万円を超える撮影費(超えた部分)	

### (5) 区実施細目

#### ○ 2 (要綱第3条関係)

- (1) 第3条に規定する「区長が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
- (2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くものとする。

#### (6) 平成25年度の区マニュアル

撮影代及び収益(売上等)の取扱いについては、明記されていない。

#### (7) 平成26年度の区マニュアル

#### ○ 「2. 補助対象となるイベント事業について」の(4)

##### (4) 収益(売上等)の取扱いについて

- ① イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益(売上や出店料、抽選券売上等)が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。

※ 収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。

- ② パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

○ 「3. 補助対象経費について」の(6)

(6) その他諸経費(撮影代のみ記載)

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
撮影代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント実施状況確認のため提出する写真の撮影に係る経費(総額1万円以下の部分)</li> <li>・ 使い捨てカメラの購入費</li> <li>・ 現像代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 撮影した写真</li> <li>※補助対象経費に係る写真が漏れなく撮影されていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総額1万円を超えるもの</li> </ul>

※ 上記に記載のない経費については、事前にご相談ください。

### 3 平成25年度のハロー西荻の事業内容について

(1) 実施日及び実施商店会

平成25年度の「ハロー西荻」(以下単に「ハロー西荻」という。)の実施日及び実施商店会は、次のとおりである。

実施日	実施商店会
平成25年 5月25日 5月26日	広小路親業会(代表商店会)ほか21商店会(宿町商興会、女子大通り商和会、西荻一番街商店会、西荻伏見通り商店街振興組合、西荻窪北銀座銀商会、西荻北銀座商友会、西荻北銀座本町会、西荻南口仲通り会、西荻窪銀座会、サカエ通り会、松庵商店会、西荻窪駅南通り会、西荻窪南本町会、五日市通り商店会、西荻南銀座会、西荻東銀座会、西荻平和通り会、神明通り共和会、西荻ステーション街商店会、西荻東三條通り伸興会、西荻南駅前商店会)

(2) 事業の概要等

実績報告書に記載された事業の概要等は、次のとおりである。

ア 事業の概要

- ・ ポスター、チラシ、のぼり旗等を作成し、各商店会店舗で掲示及び配布をするとともに、新聞3紙への折込みを実施する等、イベント開催について広く周知した。
- ・ リースしたテントや賃借店舗でスタンプラリーポイント等を設け、多数の来街者を案内するため、西荻窪駅前に立て看板と地図を設置し、警備員による会場警備を行った。
- ・ スタンプラリー完歩者が参加できる抽選会を実施し、景品を用意した。
- ・ スタンプラリー参加者に各ポイントで、菓子、ウエットティッシュ、おもちやをプレゼントした。
- ・ オープニングセレモニーでは、バンド演奏、和太鼓演舞、空手演舞を、会場では、ミニSL走行、紙切り師による似顔絵作成、ゆるキャラによる

撮影会を実施した。

- ・ スムーズなイベント運営のため、傷害及び賠償保険への加入、当日のアルバイト活用、協力団体への謝礼を行うとともに、カメラマンによるイベント記録（撮影）を行った。

#### イ 事業実施後の効果

- ・ ウォーキングラリー等のまち巡りが新しい店や個性的な店を発見するきっかけとなり、イベント終了後に再び足を運んでくださる方が多く見受けられたことにより、物品販売、飲食店を中心に2%の来客者数増につながった。
- ・ 来街者数：7,000人

### 4 平成25年度のハロー西荻に係る都及び区の補助金について

本件は、都が区を通じて商店会に補助を行う間接補助であり、都は、都要綱に基づき、「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金」として、都負担分の補助金を区に交付し、区は、区要綱に基づき、「杉並区新・元気を出せ！商店街事業費補助金」として、都負担分と区負担分の合計の補助金を商店会に交付するものである。区補助金の請求及び受領の権限については、代表商店会に委任されており、区は、代表商店会に補助金を交付した。

「ハロー西荻」に係る区補助金の額は、「354万2,000円（16万1,000円×22商店会分）」（都負担分「211万2,000円（9万6,000円×22商店会分）」、区負担分「143万円（6万5,000円×22商店会分）」）である。

### 5 平成25年度の補助金の都への返還等に至るまでの主な経緯等

区長の抗弁書の記載内容等により、現状において、次の事実が一応認められる。

- (1) 平成26年7月24日に、都は、都要綱第21条の規定に基づき、「ハロー西荻」に係る「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金」（以下「都補助金」という。）に関する検査を実施した。
- (2) その後、都から区に対して、「①都に報告のない協賛金収入（72万5,000円）が見受けられたが、平成25年度の都マニュアルの質疑応答集Q68の記載のとおり、収益に計上して補助対象経費から控除すべきではないか、②撮影代（6万3,000円）が区要綱別表2に規定する上限（1万円）を超えており、上限を超えた部分（5万3,000円）については、補助対象外ではないか」との疑義が示され、回答を行うよう求められた。
- (3) その後、区は都に対して、上記（2）①については、「広告収入の性質を有しないと判断したため、収益として扱わないこととした。なお、協賛金の額は、71万円である」と、上記（2）②については、「1商店会当たりの上限を1万円として助成した」と、それぞれ回答した。
- (4) 協賛金等の収益の取扱いに関する平成25年度の都実施細目及び都マニュアル並びに平成25年度の区実施細目及び平成26年度の区マニュアルの規定は、次のとおりである。

## 【都実施細目】

### 2 要綱第4条関係

- (1) 第4条に規定する「知事が特に必要かつ相当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
- (2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くものとする。

## 【都マニュアル】

### 「V 補助金交付申請事務」の「6 補助金の額の確定」の(4)

- (4) イベント事業実施に伴い「収益」があった場合の取扱いは以下のとおり。
  - ① 補助対象経費から「収益」を差し引いた経費部分を補助対象とする。
  - ② 「収益」があったことが明らかであり、その「収益」が確認できない場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。
  - ③ 「収益」のあった事業が営利目的であることが明らかな場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。

## 【都マニュアルの質疑応答集】

Q68 収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。
総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、その内容がわかる書類(Q73参照)を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。
Q72 地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ等に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。
協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります。この場合、補助対象となるチラシ等経費から協賛金額を差し引いた残りの金額が補助対象となります。なお、この判断については、チラシ等に資金提供者の名称が記載されている事実をもって直ちに広告収入とみなし、資金提供者が広告宣伝効果を意図しているか否かは問いません。

## 【区実施細目】

### 2 要綱第3条関係

- (1) 第3条に規定する「区長が特に必要かつ相当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
- (2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くものとする。

## 【平成 26 年度の区マニュアル】

### 2. 補助対象となるイベント事業について

(1) ～ (3) 略

(4) 収益（売上等）の取扱いについて

① イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益（売上や出店料、抽選券売上等）が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。

※ 収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。

② パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

※ 区長の抗弁書によると、「平成 25 年度の区マニュアルには、上記の記載はないが、収益（売上等）の取扱いについては、上記と同じ考えである」と説明されている。

(5) 撮影代に関する平成 25 年度の都要綱及び区要綱の規定は、次のとおりである。

### 【都要綱】

撮影代については明記されていないが、別表 2 において、「その他諸経費」についてはイベント事業の補助対象経費とされ、「区市町村が定める経費単価を超える経費」についてはイベント事業の補助対象外とする経費とされている。

### 【区要綱】

撮影代については、別表 2 において、「その他諸経費」の一つとして、総額 1 万円以下の部分がイベント事業の補助対象経費とされ、総額 1 万円を超えた部分がイベント事業の補助対象外とする経費とされている。

(6) 平成 26 年 11 月 27 日付け通知「平成 25 年度東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金に係る検査の結果について」により、都は、区に対して、同年 7 月 24 日に実施した検査の結果を通知した。「ハロー西荻」に係る都補助金については、返還額は「37 万 4,000 円」、返還理由は「協賛金が未計上であり、また補助上限を超える撮影代が計上されていたため」とされた。

(7) 平成 26 年 12 月 5 日付け通知「平成 25 年度東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金に係る交付決定の一部取消し及び返還の請求について」により、都は、区に対して、都要綱第 16 条の規定に基づき交付決定の一部を取り消し、当該取消しに係る部分について都要綱第 17 条の規定に基づき返還を請求するとともに、当該返還金については、都要綱第 22 条第 1 項の規定に基づき、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、年 10.95%の割合で計算した額の違約加算金を請求する旨通知した。

「ハロー西荻」に係る都補助金については、返還理由は「補助事業の一部において交付決定内容及びこれに付した条件違反が判明し、過大に補助金が交付

されていたため」とされ、返還請求額は、協賛金（71万円）が収益に計上されておらず、かつ、区要綱の上限を超える撮影代（6万3,000円のうち5万3,000円）は補助対象外であることから、「37万4,000円」とされた。

- (8) 区は、平成26年12月16日付けで、都に対して、「37万4,000円」を支出した。
- (9) 平成27年1月29日付け通知「平成25年度東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金の一部返還に伴う違約加算金の請求について」により、都は、都要綱第22条第1項の規定に基づき、区に対して、「ハロー西荻」に係る都補助金の返還に伴う違約加算金「4万6,112円」の請求を行った。
- (10) 区は、平成27年2月18日付けで、都に対して、「4万6,112円」を支出した。
- (11) その後、区は、「ハロー西荻」の代表商店会に対して、区補助金の交付決定の取消し（変更）及び返還請求等を行わなかった。
- (12) その後、区は、協賛金の取扱いに関する都区の解釈の相違が明らかになったこと等を踏まえ、協賛金の取扱いについて、平成27年度の区マニュアルの記載内容を変更し、「イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれます」との記載を追加した。
- また、都も、協賛金の取扱いについて、平成27年度の都マニュアルの質疑応答集の記載内容を次のとおり変更した。

Q78（平成25年度版はQ72） 地域のイベントに協力する目的で企業等から協賛金の提供を受けた場合、収益として差引く必要があるか。
---

イベントに対する協賛金という名目で資金提供を受けた場合は収益となります。収益の取扱については、Q73（平成25年度版はQ68）を参照してください。
---

- (13) 上記(12)の都マニュアルの変更理由について、令和元年7月17日に設置された「杉並区商店会に関する補助金検証委員会」が都に回答を求めたところ、同年10月25日付けで、都から区に対して、「補助事業は、都民等から徴収された税金を財源としていることに鑑み、補助事業の実施に当たって収入を得た場合には、補助対象経費から収入を控除することが、原則の考え方であると認識している。質疑応答集の該当部分は、補助を行うイベント事業に関して生じた協賛金を収入として計上すべきことをより明確化したものであり、従前からの取扱いを変更したものではない」旨の回答が行われた。

## 6 判 断

第1の「3 請求の概要」に記載したとおり、請求人は、本件の区補助金について、①協賛金（71万円）の収益への未計上と②区要綱で定める上限（1万円）を超える撮影代（5万3,000円）の計上という不正があったことは都の指摘によって明白であり、区は、その受給者に対して、①都に対する補助金の返還金「37万4,000円」、②都に対する違約加算金「4万6,112円」、③協賛金の収益への未計上及び区要綱で定める上限を超える撮影代の計上に係る部分の区が負担した金員並びに④これに対する区要綱が規定する損害金を求償する義務を負い、何らかの理由で不足が発生し、又は求償することが困難である場合は、当該不足分に

ついて区長等に損害賠償を請求する義務を負っているにもかかわらず、これらを行わないことは、区長の裁量権を逸脱した行為であり、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反して違法又は不当であるなどとして、当該受給者からの回収を図り、また、不足分については区長に賠償させるなどの必要な措置を講ずるよう、区長に対して勧告することを求めている。

そこで、①本件の区補助金の受給者に対して求償を行わないことが違法又は不当であるか、②区長等に対して損害賠償請求を行わないことが違法又は不当であるかについて、平成25年度当時の都要綱及び区要綱等の規定に基づき、以下判断する。

#### **(1) 本件の区補助金の受給者に対して求償を行わないことが違法又は不当であるか**

まず、本件の区補助金の受給者に対して求償を行わないことが違法又は不当であるかについて検討する。

平成25年度において、区要綱第12条では、「区長は、補助事業者（イベント事業等を行う商店街等）が、①偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、②補助金を他の用途に使用したとき、③補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したときのいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができる」と規定され、また、区要綱第13条第1項では、「区長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる」と規定されている。

本件においては、区要綱の補助事業者である「ハロー西荻」の代表商店会は、広告収入の性質を有しない協賛金（71万円）を収益として計上せず（補助対象経費から控除せず）、また、撮影代全額（6万3,000円）を補助対象経費に計上して、区に実績報告を行い、区から、区補助金「354万2,000円」の交付を受けたものである。

そこで、本件の補助事業者である区補助金の受給者が、広告収入の性質を有しない協賛金を収益として計上せず（補助対象経費から控除せず）、また、撮影代全額を補助対象経費に計上して実績報告を行い、区補助金の交付を受けたことが、区要綱第12条各号のいずれかに該当するかについて、以下検討する。

##### **ア 広告収入の性質を有しない協賛金を収益として計上しなかった（補助対象経費から控除しなかった）ことについて**

区においては、協賛金について、パンフレット、ポスター、チラシ等に広告を掲載するなど、広告収入の性質を有する（パンフレット等に資金提供者の氏名・名称が記載されている）場合は補助対象経費から控除し、広告収入の性質を有しない（パンフレット等に資金提供者の氏名・名称が記載されていない）場合は補助対象経費から控除しないという取扱い（以下「本件協賛金の取扱い」という。）をすることとされ、その旨を説明会等で各商店会に周知していたことが認められる。

協賛金等の収益の取扱いについては、平成 25 年度の区実施細目 2 (2) において、「イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費(使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費)を交付対象とする」と規定されているにとどまり、区要綱等において明示的に規定されていないことからすると、その解釈については、区長の合理的な裁量判断に委ねられているものと解するのが相当である。

この点につき、区長の抗弁書においては、本件の協賛金はパンフレット等への広告掲載を伴わない寄附金であり、①広告収入の性質を有しない協賛金については、提供者の意図(イベントのためなのか、商店会本体の振興のためなのか)等を正確に捕捉することが困難であること、②平成 25 年度の都マニュアルの質疑応答集 Q72 の記載内容(協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります)からすると、都も、広告収入の性質を有すると認められない場合は収益とならないと解しているものと考えられることなどから、本件協賛金の取扱いをした旨説明されている。

区が上記のような理由から本件協賛金の取扱いをしたことについては、区内商店街の振興という政策目的や都マニュアルの解釈という観点から、一定の合理性を有するものと考えられ、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められず、平成 25 年度の区要綱等に照らして違法又は不当であるということとはできない。

#### イ 撮影代全額を補助対象経費に計上したことについて

区においては、撮影代について、1 商店会当たり 1 万円以下の部分(本件においては、22 万円(1 万円×22 商店会分)以下の部分となる。)を補助対象経費として計上することとされ、その旨を説明会等で各商店会に周知していたことが認められる。

撮影代については、平成 25 年度の区要綱別表 2 において、「その他諸経費」の一つとして、総額 1 万円以下の部分がイベント事業の補助対象経費であり、総額 1 万円を超えた部分がイベント事業の補助対象外とする経費であると規定されているにとどまり、本件のような共催によるイベント事業における「1 万円」という上限については、その単位(1 商店会当たり「1 万円」なのか、1 事業当たり「1 万円」なのか)が明示的に規定されておらず、上記アで述べたように、その解釈については、区長の合理的な裁量判断に委ねられているものと解するのが相当である。

この点につき、区長の抗弁書においては、商店会に対して、実績報告の際に補助対象経費について、写真による記録の提出を求めており、共催によるイベント事業については、規模が大きくなり、必要となる撮影代が増えることを考慮して、1 商店会当たり 1 万円を上限とした旨説明されている。

区が上記のような理由から 1 商店会当たりという上限の設定をしたことについては、区内商店街の振興という政策目的という観点や、また、平成 25 年度当時は写真撮影に係る人件費も撮影代に含まれると解釈していたこと

などを勘案すると、一定の合理性を有するものと考えられ、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められず、平成 25 年度の区要綱等に照らして違法又は不当であるということとはできない。

## ウ まとめ

以上のとおり、本件の補助事業者である区補助金の受給者が、広告収入の性質を有しない協賛金を収益として計上せず（補助対象経費から控除せず）、また、撮影代全額を補助対象経費に計上して実績報告を行い、区補助金の交付を受けたことは、平成 25 年度の区要綱等の規定に違反するとは認められず、区要綱第 12 条各号のいずれかに該当するということとはできない。

したがって、本件の区補助金の受給者に対して求償を行わないことが違法又は不当であるということとはできない。

## (2) 区長等に対して損害賠償請求を行わないことが違法又は不当であるか

次に、区長等に対して損害賠償請求を行わないことが違法又は不当であるかについて検討する。

平成 25 年度において、都要綱第 16 条では、「知事は、補助事業者（商店街等に補助を行う区市町村）又は商店街等が、①偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、②補助金を他の用途に使用したとき、③補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したときのいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる」と規定され、都要綱第 17 条第 1 項では、「知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする」と規定され、都要綱第 22 条第 1 項では、「第 16 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第 17 条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない」と規定されている。

そして、都は、「ハロー西荻」に係る都補助金について、協賛金が収益に計上されておらず、かつ、区要綱の上限を超える撮影代は補助対象外であるとして、これらの規定に基づき、区に対して、都補助金の返還金「37 万 4,000 円」及び違約加算金「4 万 6,112 円」を請求し、区は、都に対して、これらの金額を支出したものである。

この点につき、区長の抗弁書では、「都からの補助金返還請求に際しては、都要綱等にも協賛金や撮影代について明確な規定がなく、協賛金については、平成 25 年度の都マニュアルの質疑応答集（Q72）に、かえって誤解を与える可能性のある記載（協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります）があることから、都に対して、①質疑応答集の記載からすると、広告収入の性質を有しな

い協賛金は収益とならないと解釈することができる、②撮影代の上限は、1事業当たりではなく、1商店会当たり1万円という解釈であるという区の主張を数度にわたり伝え、調整を行ったところであるが、都は見解を変更しなかった。この都の主張は、都要綱等の記載からは読み取ることが困難であったことから、都の裁量権の逸脱を裁判で争う考え方もあったものの、裁判が長期化し、敗訴した場合、高額の違約加算金（年10.95%）を負担することとなるリスクや、その間の他の同種補助金への影響等を勘案し、返還請求に応じることとした」と説明されている。

そこで、都と区の間で相違があった広告収入の性質を有しない協賛金の取扱い及び撮影代の上限の単位に関する主張の妥当性について、以下検討する。

#### ア 広告収入の性質を有しない協賛金の取扱いについて

まず、協賛金等の収益の取扱いについてみると、平成25年度において、都実施細目2(2)では、「イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費（使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費）を交付対象とする」と規定され、都マニュアルV6(4)①では、「補助対象経費から「収益」を差し引いた経費部分を補助対象とする」と規定され、都マニュアルの質疑応答集Q72では、「協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります」と規定されている。

そして、協賛金の取扱いに関する都区の主張内容をみると、都は、イベントに際して提供され、イベントのために使われた協賛金は、広告収入の性質を有するか否かにかかわらず、収益として計上し、補助対象経費から控除すべきと主張し、区は、広告収入の性質を有する場合のみ収益として計上し、補助対象経費から控除すべきと主張し、双方の主張が対立している。

上記(1)アで述べたとおり、区の主張は一定の合理性を有するものと考えられ、また、平成25年度の都マニュアルの質疑応答集Q72の記載内容からすると、広告収入の性質を有する場合のみ収益として計上するという区の考え方は、その解釈として当然に許容されるものであり、むしろ自然な解釈であるとさえいうことができるものである。

都は、平成27年度から、都マニュアルの質疑応答集の当該箇所（平成25年度版はQ72、平成27年度版はQ78）について、「イベントに対する協賛金という名目で資金提供を受けた場合は収益となります」と、記載内容を変更したところである。

この変更理由について、都は、令和元年10月25日付けで、「質疑応答集の該当部分は、補助を行うイベント事業に関して生じた協賛金を収入として計上すべきことをより明確化したものであり、従前からの取扱いを変更したものではない」旨回答しているが、一つの判断基準であった「広告収入の性質」という文言が変更後には削除されており、これは、少なくとも解釈の余地があったことの証左にほかならないと考えられる。

## イ 撮影代の上限の単位について

次に、撮影代についてみると、平成 25 年度において、都要綱別表 2 では、「その他諸経費」がイベント事業の補助対象経費と規定されるにとどまり、撮影代に関する規定は設けられておらず、同表において、「区市町村が定める経費単価を超える経費」については補助対象外とされ、区要綱等のために委ねられており、区要綱別表 2 では、総額 1 万円以下の部分が補助対象経費とされている。

そして、区要綱の当該規定に関する都区の主張内容をみると、1 万円という上限の単位について、都は、1 事業当たり 1 万円が上限であると主張し、区は、1 商店会当たり 1 万円が上限であると主張し、双方の主張が対立している。

上記（1）イで述べたとおり、区の主張は一定の合理性を有するものと考えられ、また、そもそも、区要綱等については、第一次的には、都ではなく、区の有権解釈に従って判断されるべきものであり、都が、何ら根拠を示すことなく、1 事業当たり 1 万円が上限であると主張すること自体、不適切であるといわざるを得ないものである。

## ウ まとめ

以上のとおり、広告収入の性質を有しない協賛金及び撮影代の上限に関する区の取扱いが平成 25 年度の都要綱等の定めに反するものではないとの区の主張は十分是認できるものであり、区がこの主張を貫徹するならば、本件の都補助金の返還等の是非について、都と裁判で争うということも有力な選択肢であったと考えられる。

しかしながら、本件における都の主張に全く合理性がなく、否定されるべきものと、この段階で断定し、その判断が将来において覆る余地が全くないとまではいうことができない。

そのような事情の下において、区が、都と裁判で争った場合には、係争中に他の同種補助金に影響が及ぶおそれがあり、さらに裁判で敗訴した場合には、年 10.95%の違約加算金を負担することとなるリスクがあること、また、今後の商店街振興の円滑な遂行や区と連携して商店街振興に努める立場にある都との関わり合い等の諸般の事情を総合的に考慮した結果、本件において都の主張を争わず、その主張に沿って対処したことは、区長の裁量の範囲内における判断であると認めることができ、これを違法又は不当であるとすることは相当でない。

したがって、区長等に対して損害賠償請求を行わないことが違法又は不当であるということとはできない。

## （3）まとめ

以上のことから、本件監査請求については、理由がないものと認められるので、これを棄却する。

## 7 意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

本件の都への補助金の返還は、都要綱及び区要綱等に関する都と区の解釈の相違に端を発したものである。

この点に関して、令和元年 10 月の「杉並区商店会に関する補助金検証委員会報告書」に、次のとおり記載されている。

「この協賛金については、区担当者のヒアリングでも、「都審査は非常に厳しいものであり、疑義照会も多いことから少しでも不明な点があれば、都の担当者の確認をとりながらやっていた。」

そして、こうした区の努力にもかかわらず、協賛金の取扱いに関する都の考え方が次のとおり変遷したとされている。

「具体的には、当初は「広告性の有無により判断する」としていたものが、平成 27 年度からは「事業に充当しない協賛金は商店会の本会計に入れれば補助対象経費に含めなくてもよい」との解釈に変わり、さらに、令和元年度からは、「イベント開催に際し、お祝金等を受領し、協賛金看板（花かけ）などで表示している場合には、原則としてイベントに対する収入として収入計上する」との解釈が示されたところである。」

このように、都の基準が都の一方的な考え方によって変更されるという状況があるとすれば、その内容を、単に口頭により確認するのみでは不十分である。

今後は、都補助金の交付を受ける前に、都要綱等の解釈・運用に関する疑義や不明な点を整理し、文書によりその内容を確認し、確認した内容については、区要綱等に明記するとともに、各商店会に対しては、分かりやすく、かつ、確実に周知徹底を図り、その経過を記録・保存するなど、区が不測の損害を被ることを防止するための仕組みを構築することを検討されたい。

また、将来の紛争の予防という観点から、区要綱等についても、その解釈・運用が一義的に明確なものとなるよう、より詳細に規定することを検討されたい。

さらに、将来的には、都補助金に区補助金を加えて補助行政を行うということ自体の見直しを検討する必要がある。

# 別紙



## 杉並区職員措置請求書



杉並区監査委員御中

2019年11月28日

## 1 請求の趣旨

「杉並区新・元気を出せ！商店街事業費補助金」として、2013年度に、区が窓口となり、「ハロー西荻」事業に対して支出した補助金のうち、未計上協賛金と上限を超えた撮影代の計上にかかる部分の全額（都に対して既に返還した違約加算金を含む金員および区が負担した金員の全額）、ならびに区要綱に基づく民法704条所定の遅延損害金について、補助金受給者からの回収をはかり、また不足分については区長に賠償させるなど必要な措置を求める。

## 2 請求の理由

### (1) 事実経過

区は、「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金」ならびに「杉並区新・元気を出せ！商店街事業費補助金」として、2013年度、「ハロー西荻」事業費名目で、西荻窪商店会連合会（以下「西商連」という）に対して補助金を支給した（以下本件補助金という）。

同補助金を支給するにあたり、区は都に対して間接補助金を申請・受給し、財源の一部とした。

2019年10月付監査報告「杉並区職員措置請求監査結果（商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金等に関する住民監査請求）」に添付された区抗弁書のうちの「(3) 平成26年度のハロー西荻に係る補助金の返還について」と題した記述によれば（甲1）、2014年7月、本件補助金について、間接補助金の支給者である東

京都による検査が行われ、その結果「協賛金未計上」71万円と「区要綱を超える撮影代」5万3000円の計上が不適切であるとの指摘がなされた。

この検査結果を受けて東京都は、2014年12月～2015年1月にかけて都が区に支出した補助金のうち37万4000円の返還とこれに対する違約加算金4万6112円の支払いを区に請求した。区は異議申し立てをすることなくこれに応じ、全額の支払いを行った。

区は一方で、区から補助金を受給した西商連に対してはいっさいの求償をしないことを決定し、今日に至っている。

なお当該協賛金と撮影代にかかる補助金のうち区が負担した金員の額は不明であるので監査委員において特定されたい。

## (2) 違法不当性について

ところで、杉並区チャレンジ商店街サポート事業補助金要綱は、不正な手段で補助金を受給したり目的外の使用をした場合は、区長は補助金の一部を変更できるとあり、すでに支払いがされている場合は返還を求めることができるむね定めている。

本件補助金について不正があったことは都の指摘によって明白である。区は補助金受給者に対して、①都に支払った金員37万4000円ならびに、②違約加算金4万6112円、さらに③区が負担した金員と④これに対する区要綱が規定する損害金一一を求償する義務を負う。その上で、なんらかの理由で不足が発生したり、あるいは求償が困難である場合は、不足分について区長は損害を賠償する義務を負う。それを行わないのは、区長の裁量権を逸脱した行為であり、地方自治法第2条第14項および地方財政法第4条第1項に違反して違法または不当である。よって求償または損害回復をはかるよう区長が必要な措置を取るよう求める。

### 3 請求者

A

ほか8人（別紙に記載）

地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

### 4 事実証明書

甲1 2019年10月付監査報告「杉並区職員措置請求監査結果（商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金等に関する住民監査請求）」に添付された区抗弁書（抜粋）

別紙

B

C

D

E

F

G

H

I

甲  
1  
号  
証

31杉並第34853号  
令和元年9月27日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 田中 良

商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金等に関する住民監査請求  
に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

令和元年9月20日付31杉並監査第273号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

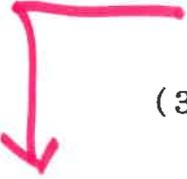
載されていた。しかし、西商連が作成した区に提出する補助金実績報告では収入として未計上等の不適切な処理を確認した。

○西商連関係者からは、「協賛金の扱いは、区の指示通りにしてきた」との証言があった。一方で、区職員からは、「趣意書等を使って協賛金を集めていたこと自体を把握していなかった」との証言があり、双方の主張に相違がある。

この点に関しては、今後検証委員会において、さらに具体的な区職員の指示内容や指示を受けたとする西商連の受け止めなどの事実の解明をすすめ、11月中には、最終報告をまとめる予定である。

#### 協賛金に関する区提出の実績報告書と西商連イベント収支報告との差異

西荻おわら風の舞		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
収益	実績報告書上の協賛金	0	0	0	0	0	0
	西商連収支報告上の協賛金	935,000	990,000	954,000	1,061,000	1,181,000	5,121,000
	差額	935,000	990,000	954,000	1,061,000	1,181,000	5,121,000
ハロー西荻		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
収益	実績報告書上の協賛金	0	0	0	0	0	0
	西商連収支報告上の協賛金	770,000	755,000	840,000	1,210,000	1,460,000	5,035,000
	差額	770,000	755,000	840,000	1,210,000	1,460,000	5,035,000
<b>2事業の差額の合計</b>						<b>10,156,000</b>	

 (3) 平成26年度のハロー西荻に係る補助金の返還について

平成26年度のハロー西荻に係る補助金の返還についての事実経過は、次のとおりである。

平成26年7月 25年度 都補助金検査

協賛金未計上 710,000円

区要綱上限を超える撮影代 53,000円

12月 補助金返還請求・支払い 返還金 374,000円

平成 27 年 1 月 違約加算金請求

2 月 違約加算金支払い

違約加算金

46,112 円

### ○概要

「ハロー西荻」については、平成 25 年度実績報告書に協賛金の記載があり、平成 26 年度の東京都の検査において、広告性はないが、収入計上すべき協賛金であるとの指摘があった。当時、区では、「杉並区新・元気を出せ 商店街事業 イベント編 会計マニュアル」(以下「区マニュアル」という。)

(4) 収益(売上等)の取扱いについてに記載のとおり、商店会等に対し、チラシやポスターに名前を記載するなど広告性のある協賛金のみを収入計上させていた。そのため、東京都に対しては、協賛金を収入計上した場合に減額すべき補助金額及び違約加算金を返還したが、商店会側には、返還を求めなかった。

### ○都区の見解の相違内容

東京都は、協賛金は、広告性の有無を問わず、収益として計上し、補助対象経費から差し引くという考えであったが、区は、協賛金は、広告性があると判断した場合に、補助対象経費から差し引くとしており、広告性がなければ収入計上を要しないものとしていた。

区は、「東京都新・元気を出せ！ 商店街事業補助金交付事務マニュアル 質疑応答集」(以下「都マニュアル Q&A」という。) Q73 の記載からは、広告性のない協賛金は、収益とみなさないと読めると主張したが、都は主張を変えず、区は、交渉が長引くと違約加算金も増えることから、返還に応じた。

なお、こうした議論を踏まえ、区は、平成 27 年度から、区マニュアルに「イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれます。」と明記した。東京都も、平成 27 年度都マニュアル Q&A を分かりやすく変更した。

### ○区のマニュアル変更の商店会への周知方法

区は、区マニュアルの変更部分については、毎年の補助金事務説明会(2 月、8 月実施)の際に周知していた。また、説明会に欠席した商店会に対しては、もれなく届けていた。西商連に対して、いつどのように区マニュアルの変更点を伝えたかについては、現在、検証委員会において調査中である。

### ○区が商店会に求償しなかった理由

区では、区要綱や区マニュアル等を定め、これらに基づき、補助対象経費を算定し、商店会等に交付している。そのため、都要綱や都マニュアル等に

基づき交付される都補助金とは、必ずしも補助対象となる範囲が一致していない。同様に収入計上すべき収益の範囲についても、都と区とで一致しない部分がある。したがって、都補助金においては、補助対象に該当しないものであっても、区要綱や区マニュアルと照らして、補助対象に該当するものと認められる場合、商店街等に対し、区補助金の返還を請求することはできないものと考え、区は、都には、補助金を返還したが、商店会に対しては、補助金の返還請求を行わなかった。

## 区マニュアルの変更内容

変更前：平成 26 年度

(4) 収益（売上等）の取扱いについて

① イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益（売上や出店料、抽選券売上等）が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。

※収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。

② パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

変更後：平成 27 年度

(4) 収益（売上等）や協賛金の取扱いについて

① イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益（売上や出店料、抽選券売上等）が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。

※収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。

② イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれます。

③ パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

## 都マニュアル Q&A の変更内容

変更前：平成 26 年度

Q73 地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ等に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。

31 杉並第50271号  
令和元年12月19日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 田中 良

新・元気を出せ！商店街事業費補助金に関する住民監査請求  
に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

令和元年12月9日付31杉監査第371号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。



## 抗弁書

本件監査請求は、平成 25 年度の「ハロー西荻」事業に対する都及び区の「新・元気を出せ！商店街事業費補助金」に関して、提起されたものである。

以下、Ⅰ 事実関係（主要な事実の経過）、Ⅱ 職員措置請求書に対する認否、Ⅲ 今回の措置要求に関する区の見解について、次のとおり抗弁する。

### Ⅰ 事実関係（主要な事実の経過）

#### 1 杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金について

杉並区においては、商店会の活動を支援する制度として、平成 24 年度から都制度に合わせて「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金」を創設した。

##### (1) 目的

「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱」（平成 24 年 6 月 29 日杉並第 17998 号。以下「区要綱」という。）第 1 条によれば、「商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与すること」を目的としている。

##### (2) 補助対象事業

補助対象となる「商店街等が行う事業」とは、区要綱第 2 条第 7 号では、以下のとおり規定している。

#### 第 2 条 第 1 号～6 号略

(7) 商店街等が行う事業とは、別表 1 に例示するイベント事業、活性化事業及びこれらと同趣旨の事業で商店街等が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

- ア 内容が経常的な性格を有する事業
- イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業
- ウ 他の補助金を一部財源とする事業
- エ 事業に係る全ての業務を委託する事業

「ハロー西荻」事業は、「イベント事業」にあたる。

また、「イベント事業」とは、区要綱第 2 条第 8 号では、以下のとおり規定している。

第2条 第1号～7号略

(8) 「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業

イ 商店街の連合会的主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業

ウ 商店街若しくは商店街の連合会がア又はイの事業に参加する事業

エ その他、杉並区長（以下「区長」という。）が特に認める事業

(3) 共催事業

「ハロー西荻」事業は、上記の区要綱第2条第8号アの商店街の共催による事業であり、参加商店会の中から代表商店会を定め、参加商店会は、代表商店会に補助金の申請及び受領の権限を委任し、費用を分担して実施している。

(4) 補助対象となる商店街等

「補助事業者」は、区要綱第2条第6号で、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等と規定している。

また、「商店街等」については、区要綱第2条第1号から6号に以下のとおり規定している。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街等

ア 商店街

イ 商店街の連合会

ウ 社会福祉法人及び特定非営利活動法人

(2) 商店街

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、商店街と認められるもの

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

(3) 商店街の連合会

- ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）により設立された連合会
- イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）により設立された連合会
- ウ 杉並区商店会連合会

「(4)～(5)略」

(6) 「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等をいう。

「(7)～(12)略」

(5) 補助金の交付対象

補助金の交付対象は、区要綱第 3 条で、以下のとおり規定している。

(補助金の交付対象)

第 3 条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表 2 に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

(6) 都区補助金の仕組み及び補助率

区要綱に基づく補助金は、いわゆる間接補助であり、「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱」（以下「都要綱」という。）に基づき、都は、区に対して、都の負担分を支給し、区は、区要綱に基づき、都と区の負担分を合わせて、商店会に対して支給している。

補助対象経費総額に対する補助率は、①100 万円超 3 分の 2（都 3 分の 1、区 3 分の 1）②100 万円以下 6 分の 5（都 2 分の 1、区 3 分の 1）である。

**補助スキームと補助限度額**（※ただし、補助決定額の範囲内とする。）

- ① 補助対象経費が 100 万円を超える場合 …補助率**2/3**・補助限度額**300万円**

東京都1/3	杉並区1/3	商店街1/3
--------	--------	--------

- ② 補助対象経費が 100 万円以下の場合 …補助率**5/6**

東京都1/2	杉並区1/3	商店街1/6
--------	--------	--------

区要綱では、補助金の額を以下のとおり規定している。

(補助金の額)

第4条 区が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) イベント事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額300万円のいずれか低い額とする。
- (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が100万円以下のイベント事業については、補助対象経費の6分の5以内の額とする。
- (3) ～ (8) 略

都要綱では、補助金の額を以下のとおり規定している。

(補助金の額)

第5条 東京都が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 「イベント事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額3百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が3百万円未満である場合においては、3百万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、補助対象経費の2分の1以内の額とする。
- (3) ～ (9) 略

(7) 都及び区における協賛金の取り扱い

協賛金の取り扱いについては、都要綱第4条及び「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱実施細目」（以下「都実施細目」という。）第2と「東京都新・元気を出せ！商店街事業補助金交付事務マニュアル」（平成25年度版、以下「都マニュアル」という。）補助金交付申請事務の「6 補助金の額の確定」で、以下のとおり規定している。

## 都要綱

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

2 前項に規定する商店街等が行う事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施完了した事業とする。

## 都実施細目

### 2 要綱第4条関係

(1) 第4条に規定する「知事が特に必要かつ相当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。

(2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くものとする。

### 都マニュアル

(4) イベント事業実施に伴い「収益」があった場合の取扱いは以下のとおり。

① 補助対象経費から「収益」を差し引いた経費部分を補助対象とする。

② 「収益」があったことが明らかであり、その「収益」が確認できない場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。

③ 「収益」のあった事業が営利目的であることが明らかな場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。

協賛金の取り扱いについては、区要綱第3条及び杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱実施細目（以下「区実施細目」という。）第2で、以下のとおり規定している。

### 区要綱

（補助金の交付対象）

第3条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

### 区実施細目

#### 2 要綱第3条関係

(1) 第3条に規定する「区長が特に必要かつ相当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。

(2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くものとする。

### 区マニュアル

※平成25年度の区マニュアルには、協賛金に関する記述なし

(8) 都及び区におけるイベント撮影費の取り扱い

イベント撮影費については、都要綱等には、具体的な規定がない。しかし、都要綱別表2の2イベント事業の補助対象外とする経費として、区市町村が定める経費単価を超える経費との記載がある。一方、区要綱別表においては、撮影代は、総額1万円以下の部分という規定がある。なお、都マニュアル、区マニュアルとも具体的な記載はない。

**都要綱**

別表2（第4条関係）

2 イベント事業の補助対象外とする経費

区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給等
--------------------	------------

**区要綱**

別表2（第3条関係）

1 イベント事業の補助対象経費

その他諸経費

撮影代	総額1万円以下の部分
-----	------------

2 「ハロー西荻」事業の内容

平成25年度に実施された「ハロー西荻」事業の内容は、以下の通りである。

(1) 経過及び参加商店会

平成2年5月に第1回を実施して以降、毎年5月中旬の土日に実施しており、平成25年は5月25・26日に実施された。

平成25年度の参加商店会は、代表商店会である広小路親栄会他以下の21商店会が参加した。

宿町商興会、女子大通り商和会、西荻一番街商店会、西荻伏見通り商店街振興組合、西荻窪北銀座銀商会、西荻北銀座商友会、西荻北銀座本町会、西荻南口仲通り商店会、西荻窪銀座会、サカエ通り会、松庵商店会、西荻窪駅南通り会、西荻窪南本町会、五日市通り商店会、西荻南銀座会、西荻東銀座会、西荻平和通り会、神明通り共和会、西荻ステーション街商店会、西荻東三條通り伸興会、西荻南駅前商店会

(2) 実施内容（平成25年度事業実績報告書による）

平成25年度は、以下の内容を実施した。

・ポスター、チラシ、のぼり旗を制作したほか、商店街ホームページ内でのイベント専用ページの作成や、新聞3紙へのスタンプラリー新聞の折込により、イベントを広く周知した。

- ・テントをリースしてスタンプラリーポイントなどイベント会場を整えるとともに、立て看板と地図の設置や警備員の配置により、多くの来街者に備えた。
- ・万燈神輿をリースし、相馬野馬追いを先頭に会場周辺を練り歩いた。
- ・スタンプラリー参加者に各ポイントで菓子やウェットティッシュ、おもちゃをプレゼントした。
- ・スタンプラリーの完歩者が参加できる抽選会を実施し、お米、区内共通商品券、マイバッグなど、等級に応じた景品を進呈した。
- ・オープニングイベントでのバンド・和太鼓演奏や、各会場でのミニSL，ゆるキャラ撮影会など、多彩な出演によりイベントを盛り上げた。
- ・道路使用許可手数料の支払いや、傷害及び賠償保険への参加により円滑なイベント運営に努めるとともに、イベントの協力団体用の謝礼（菓子、弁当）を用意した。

### (3) 「ハロー西荻」事業への都区補助金

1の補助対象事業で述べたとおり、ハロー西荻事業は、代表商店会を中心とする共催事業であり、代表商店会は、参加商店会からの負担金及びその他の収入を資金としてイベントを実施する。事業終了後、代表商店会は、区へ実績報告書を提出する。

区は、実績報告書の審査を行い、適正であれば、区の補助金を代表商店会に支給する。補助金は、代表商店会から参加商店会に対して分配される。

## 平成 25 年度補助金

単位 (円)

商店会名	商店会負担金	補助率	補助金確定額	都負担分	区負担分
宿町商興会	193,720	5/6	161,000	96,000	65,000
女子大通り商和会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻一番街商店会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻伏見通り商店街振興組合	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻窪北銀座銀商会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻北銀座商友会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻北銀座本町会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻南口仲通り商店会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻窪銀座会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
サカエ通り会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
松庵商店会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻窪駅南通り会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻窪南本町会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
五日市通り商店会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻南銀座会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻東銀座会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻平和通り会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
神明通り共和会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻ステーション街商店会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻東三條通り伸興会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
広小路親栄会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
西荻南駅前商店会	193,709	5/6	161,000	96,000	65,000
合 計	4,261,609	—	3,542,000	2,112,000	1,430,000

3 平成 26 年度の東京都検査によるハロー西荻に係る補助金の返還について  
平成 26 年度に東京都の検査が行われ、検査の結果、平成 25 年度に実施された「ハロー西荻」事業に関して、補助金の返還を行った経緯は、以下の通りである。

## (1) 経過一覧

平成 26 年 7 月 24 日 25 年度 都補助金検査

7 月 31 日～10 月 27 日都からの疑義照会に回答

11 月 27 日 都検査結果送付

協賛金未計上 710,000 円

区要綱の上限を超える撮影代 53,000 円

12 月 5 日 補助金返還請求

12 月 16 日 補助金返還金支払い 返還金 374,000 円

平成 27 年 1 月 29 日 違約加算金請求

2 月 18 日 違約加算金支払い 違約加算金 46,112 円

## (2) 東京都検査・疑義照会

平成 26 年 7 月 24 日に平成 25 年度補助事業に対する東京都の検査が行われた。その後、7 月 31 日に都から事業に対する疑義照会があり、区は、以下のとおり回答している。

都からの疑義	都への回答
都に報告のない協賛金収入(¥725,000)が見受けられました。都マニュアル(平成 25 年度版) Q68(注1)に記載のとおり、総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。別紙2(注2)の収益に計上すべき項目であり、これらは対象外でないでしょうか。また、都への適正な報告がなされていなかった理由を教えてください。	広告収入の性質を有しない(注3)と判断したため、収益として扱わないこととしました。(平成 26 年 7 月 31 日回答)  正しい現金出納簿を基に確認したところ、協賛金は 71 万円(注4)でした。(平成 26 年 10 月 27 日回答)
撮影代(¥63,000)について、貴区要綱別表2の定めにある補助上限(¥10,000)を超えている経費が見受けられました。上限以上の経費については対象外ではないでしょうか。	1 商店会あたり上限を 1 万円として助成いたしました。(景品の考え方同様)(注5)(平成 26 年 9 月 11 日回答)

注1 Q68は、以下のとおり規定されている。

Q収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。

A総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、その内容がわかる書類を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。

注2 別紙2

都に提出する実績報告書で別紙2は、具体的に実施期間、事業の具体的な内容、経費等を記入する書面を指す。

注3 広告収入の性質を有しない協賛金

パンフレット、ポスター、チラシ等への広告掲載を伴わない寄付金等を指す。

注4 正しい現金出納簿

改めて代表商店会から提出された現金出納簿を確認したところ、誤記が多く見受けられたため、現金出納簿の再提出を求め、再計算・修正した。

注5 景品の考え方

景品代について区要綱上総額で90万円以下とされているが、複数商店会によるイベントの場合、90万円×参加商店会数が上限とされていた。(別に景品表示法の制限あり)同様に、撮影費について区は上限を1万円×参加商店会数としていた。ハロー西荻では、22商店会が参加しており、22万円が上限となる。

### (3) 都返還請求への対応検討内容

同年11月初旬に東京都から、返還請求額（ハロー西荻 374,000円）が示され、当時、区では、その取扱いについて以下のとおり検討を行った。

#### ① 都区の見解の相違

協賛金については、

都は、協賛金は、広告性の有無を問わず、収益として計上し、補助対象経費から差し引くとしている。

区は、都疑義照会への回答（平成26年7月31日）のとおり、協賛金は、広告収入の性質があると判断した場合に、補助対象経費から差し引くが、広告性がなければ収益として控除しないと考えており、要綱等には記載はないが、商店会には個別又は、説明会等の場で口頭により説明していた。

イベント撮影代については、

都は、要綱等において定めはなく、区要綱の規定で、総額1万円以下の部分が補助対象経費と定めているが、これは1事業（イベント）当たりであり、これを超える部分は、補助対象外とすべきとしている。

区は、区要綱の規定では、総額1万円以下の部分が補助対象経費と定めているが、これは1商店街当たりという認識であり、複数の商店街が共催する場合は、その商店街の数×1万円までを上限とする考え方を採っており、商店会には個別又は説明会等の場で口頭により説明していた。

#### ② 東京都への補助金の返還について

都要綱上の補助事業者である区は、都補助金（補助対象経費の2分の1）に区補助金（補助対象経費の3分の1）を加えて、補助対象団体に対し、補助対象経費の6分の5を交付することとされている。

都要綱においては、補助事業者である区に対し、区が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、都補助金を交付するものと定めている。

したがって、既に交付を受けた都補助金のうち、都要綱や都マニュアル等に照らし、交付対象に該当しないものについては、区が都補助金を返還する義務を負う。

また、返還に当たっては、返還額に加え、違約加算金（年10.95%）を合わせて支払うこととなる。

#### ③ 商店街等から区に対する補助金返還について

区では、区要綱や区マニュアル等を定め、これらに基づき、補助対象経費を算定し、商店街等に対して交付している。補助対象となる範囲については、都要綱や都マニュアル等にもとづき交付される都補助金の補助対象範囲と本来は一致させるべきものだが、要綱等の文言の都区間の解釈の差などから、結果

として一致していない部分がある。

都要綱等においては、補助対象に該当しないとされたものであっても、区要綱等に照らして、補助対象に該当するものと認められる場合、商店街等に対しては、区補助金の返還を請求することはできないものと考えられる。一方、区の補助対象に該当しないものについては、交付決定の一部を取り消し、その額の返還を請求することができるものと考えられる。

#### ④ 検討結果

上記の考え方をもとに、区は、都への返還金については、広告性のない協賛金についても、収益として収入計上するとともに、1万円を超えるイベント撮影費についても、補助対象外経費としたうえで、本来補助対象団体に交付すべき補助金を再計算し、当初交付した補助金との差額について、都補助金分については、都の返還請求に応じることとし、また、補助金の交付を受けた日を起算日として違約加算金（年10.95%）の請求を受け、納付した。

ただし、商店街に対しては、協賛金及びイベント撮影費について、区として認識している補助金交付処理を適正に行っていることから、既に交付している補助金額が適正なものと考え、補助金の返還を求めないこととした。

#### （4）都からの補助金返還請求及び違約加算金支払請求

平成26年12月5日付で東京都から、「平成25年度東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金に係る交付決定の一部取消し及び返還の請求について」により、補助事業の一部において交付決定内容及びこれに付した条件違反が判明し、過大に補助金が交付されていたとして、都要綱第16条及び第17条（次ページに記載）に基づき、ハロー西荻事業において次表のとおり補助金の返還請求があり、区は、平成26年12月16日付で返還した。

間接補助事業名	商店街等名	補助金額 A (既交付額)	補助金額 B (正規交付額)	A-B (返還請求額)	備考
ハロー西荻	広小路親栄会他 21 商店会	2,112,000	1,738,000	374,000	・ 協賛金 (¥710,000) を収益計上 ・ 区要綱上限 を超える撮影代 (¥63,000 うち¥53,000) は補助対象外

また、平成 27 年 1 月 29 日付で東京都から、「平成 25 年度東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金の一部返還に伴う違約加算金の請求について」により、ハロー西荻事業において、返還金の納付により違約加算金の額が確定したとして次表のとおり都要綱第 22 条に基づき、違約加算金の請求があり、区は、平成 27 年 2 月 18 日付で納付した。

対象事業	商店街名	補助金 入金日	返還日	振込までの 日数 (日)	対象金額 (円)	違約加算 金額 (円)
ハロー西荻	広小路親栄会他 21 商店会	平成 25 年 11 月 1 日	平成 26 年 12 月 16 日	4 1 1	374,000	46,112

## 都要綱

(交付決定の取消し)

第 16 条 知事は、補助事業者又は商店街等が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第 17 条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 知事は、第13条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約金及び延滞金の納付)

第22条 第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第17条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

#### (5) 都・区のマニュアル等変更

当初、区は、平成25年度版の「東京都新・元気を出せ！ 商店街事業補助金交付事務マニュアル 質疑応答集」（以下「都マニュアル Q&A」という。）Q73の記載からは、広告性のない協賛金は、収益とみなさないと読めると主張したが、都は主張を変えず、区は、交渉が長引くと違約加算金も増えることから、返還に応じることとした。

なお、こうした議論を踏まえ、区は、平成27年度から、区マニュアルを次のとおり変更し、「イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれます。」と明記した。

#### 区マニュアルの変更内容

変更前：平成26年度 ※平成25年度マニュアルには、記載がないが、26年度のマニュアルと同じ考えである。

##### (4) 収益（売上等）の取扱いについて

① イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益（売上や出店料、抽選券売上等）が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。

※収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。

② パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

変更後：平成27年度

##### (4) 収益（売上等）や協賛金の取扱いについて

① イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益（売上や出店料、抽選券売上等）が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。

※収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。

②イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれます。

③パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

また、都も、平成 27 年度から次のとおり、都マニュアルを変更した。

#### 都マニュアル Q&A の変更内容

変更前：平成 25 年度（平成 26 年度は、Q 7 3）

Q 7 2 地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ等に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。

A 協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります。この場合、補助対象となるチラシ等経費から協賛金額を差引いた残りの金額が補助対象となります。なお、この判断については、チラシ等に資金提供者の名称が記載されている事実をもって直ちに広告収入とみなし、資金提供者が広告宣伝効果を意図しているか否かは問いません。

変更後：平成 27 年度

Q 7 8 地域のイベントに協力する目的で企業等から協賛金の提供を受けた場合、収益として差引く必要があるか。

A イベントに対する協賛金という名目で資金提供を受けた場合は収益となります。収益の取扱については、Q 7 3を参照してください。

Q 7 3 収益事業の「収益」の取扱いはどうするのか。

A 総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、その内容がわかる書類を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。

東京都は、杉並区商店会に関する補助金検証委員会からの文書照会に対し、令和元年 10 月 25 日付で以下のとおり回答し、平成 27 年度都マニュアル Q&A で、協賛金を収入計上すべきことを明確化したものとしている。

都は、協賛金に対する考え方を従来通りと主張するが、少なくとも、区の主張通り解釈する余地があったことを示しているものと考えられる。

## 東京都に対する照会・回答文

問) 「東京都新・元気を出せ！商店街事業補助金交付事務マニュアル質疑応答集」(以下「都マニュアルQ&A」という。)において、協賛金の取扱いに関する説明内容が前年とは変更されていますが、(26年度版ではQ73, 27年度版ではQ78)、その理由は、以下のとおりで相違ないでしょうか。

「東京都は、平成25年度以前より、協賛金は、広告性の有無を問わず、収益として計上し補助対象経費から差し引くという考えであるが、平成26年度版の都マニュアルQ&A、Q73には、「広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となる」との記載があった、そこで、平成27年度の都マニュアルQ&A Q78では、「イベントに対する協賛金という名目で企業等から資金提供を受けた場合は収益となります。」と分かりやすく説明を変えたもの」

回答) 補助事業は、都民等から徴収された税金を財源としていることに鑑み、補助金適正化法や都の補助金交付規則においても、事業の公共性はもとより、適正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないものとされており、補助事業の実施にあたって収入を得た場合には、補助対象経費から収入を控除することが、原則の考え方であると認識しております。

質疑応答集の該当部分は、平成26年度に行った平成25年度事業分の検査において、協賛金の未計上が杉並区の複数の商店街イベントで発覚したこと等を受け、補助を行うイベント事業に関して生じた協賛金を収入として計上すべきことをより明確化したものであり、従来からの取り扱いを変更したものではありません。

なお、質疑応答集の改正前の平成26年度事業においても、杉並区以外のイベントをはじめ各区市町村から提出されたイベント実績報告書の中には、「広告料」のほか「協賛金」、「募金」、「寄付金」といった名目で、収入が適切に計上されております。

こうしたことから、都としては協賛金等を収入計上しなければならないことは、各区市町村の現場で御理解していただいているものと認識しておりました。

## II 職員措置請求書に対する認否

### 1 「請求の趣旨」に対する認否

「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金」として、平成25年度に区が窓口となり、「ハロー西荻」事業に対して支出した補助金のうち、未計上協賛金と上限を超えた撮影代の計上にかかる部分の全額(都に対して既に返還した違約加算金を含む金員及び区が負担した金員の全額)、ならびに区要綱に基づく民法704条所定の遅延損害金について、補助受給者からの回収をはかり、また不足分については、区長に賠償させるなど必要な措置を求める。」については、争う。

区は、区要綱等に照らして適切に本件補助金の交付処理を行っており、補助対象団体に対して、返還等を求めなかったとしても違法又は不当とは言えない。

## 2 「請求の理由」に対する認否

### (1) 事実経過

①「区は、「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金」ならびに「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金」として、平成 25 年度に「ハロー西荻」事業費名目で、西荻窪商店会連合会（以下「西商連」という）に対して補助金を支給した」（以下「本件補助金」という）ことについては、補助対象団体を除き、認める。補助対象団体は、西商連ではなく、代表商店会を中心とする共催団体であり、広小路親栄会他 21 商店会である。

②「同補助金を支給するにあたり、区は都に対して間接補助金を申請・受給し、財源の一部とした」ことは、認める。

③「令和元年 10 月付監査報告「杉並区職員措置要求監査結果（商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金等に関する住民監査請求）」に添付された区抗弁書のうちの「(3) 平成 26 年度のハロー西荻に係る補助金の返還について」と題した記述によれば、平成 26 年 7 月、本件補助金について、間接補助金の支給者である東京都による検査が行われ、その結果「協賛金未計上」71 万円と「区要綱を超える撮影代」5 万 3000 円の計上が不適切であるとの指摘がなされた」とのことについて、指摘があったことは認め、不適切であるとの主張は争う。

当時、区としては、区の要綱上、協賛金については、広告性のないものについて、収益として計上することを求めておらず、撮影代については、1 商店会当たり 1 万円を限度とすることとしていたため、ハロー西荻については、22 商店会共催によるイベントであるため、22 万円を上限としていた。

④「この検査結果を受けて東京都は、平成 26 年 12 月～平成 27 年 1 月にかけて、都が区に支出した補助金のうち 37 万 4 千円の返還とこれに対する違約加算金 4 万 6112 円の支払いを区に請求した。区は異議申し立てをすることなくこれに応じ、全額の支払いを行った」ことについては、区は異議申し立てをすることなくこれに応じたことを除き、認める。

区は、都からの疑義照会のやり取りの中で、都のこれまでの指導並びに都マニュアルの Q&A の記載の不備等を指摘し、疑義照会等において異議を申し出ている。

⑤「区は一方で、区から補助金を受給した西商連に対しては、一切の求償をしないことを決定し、今日に至っている」ことについては、補助金の支給対象を除き、認める。

補助金の支給対象は、西商連ではなく、代表商店会を中心とする共催団体である、広小路親栄会他 21 商店会である。

⑥「なお、当該協賛金と撮影代にかかる補助金のうち、区が負担した金員の額が不明であるので監査委員において特定されたい」については、当該協賛金を収益として計上し、撮影代のうち1万円を超える部分を補助対象外とした場合の区補助金返還金及び法定利息については、区の都補助金の返還と同日に商店街が区補助金の返還金を納付したと仮定した場合は、返還金264,000円、法定利息40,987円である。

## (2) 違法不当性について

①「杉並区チャレンジ商店街サポート事業補助金要綱は、不正な手段で補助金を受給し又は、目的外の使用をした場合は、区長は、補助金の一部を変更できるとあり、すでに支払がされている場合は返還を求めることができるむね定めている」ことについては、要綱の名称を除き、概ね認める。

要綱の名称は、平成25年度 杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱である。

②「本件補助金について不正があったことは都の指摘によって明白である」については、争う。

区は、区要綱や区マニュアルと照らして、補助対象団体に対して、適切に補助金を支払ったものである。

③「区は補助受給者に対して、①都に支払った金員37万4千円ならびに、②違約加算金4万6112円、さらに③区が負担した金員と④これに対する区要綱が規定する損害金を求償する義務を負う」については、争う。

区要綱や区マニュアルと照らして、適切に補助金を支給しており、商店街等に対し、区補助金の返還を請求することはできないものと考えられる。

⑤「その上で、なんらかの理由で不足が発生したり、あるいは求償が困難である場合は、不足分について区長は損害を賠償する義務を負う。それを行わないのは、区長の裁量権を逸脱した行為であり、地方自治法第2条第14項及び地方財法第4条第1項に違反して違法または不当である。よって求償または損害回復をはかるよう区長が必要な措置を取るよう求める」については、争う。

都要綱に違反して、区が補助金を返還することと、商店街が、区要綱に違反して区に返還することとは、関連はあるが、それぞれ適切に各要綱等に照らして解釈すべきものであり、ハロー西荻において、協賛金の未計上とイベント撮影代の限度額については、商店街に対しては、区要綱等に照らして、当時、違反するものではなかったため、補助金の返還を求めなかったもので、その解釈は適切であったものとする。

### Ⅲ 今回の措置請求に関する区の見解

都区の間接補助の制度は、基本的には、概ね同一の要綱、基準、マニュアル等に基づき、実施することが原則ではあるが、個々具体的な運用については、都区の見解が異なることがある。

まず、イベントに際して提供され、イベントのために使われた協賛金について、都は、協賛金は、広告性の有無を問わず、収益として計上し、補助対象経費から差し引くとした。

一方、区は、協賛金は、広告収入の性質があると判断した場合に、補助対象経費から差し引くが、広告性がなければ収益として控除しないとしていた。

これは、平成 24 年度までは、都においても広告性のない協賛金については、収益として補助対象経費からの差し引きを求めてこなかったこと、また、広告性のある協賛金については、チラシやポスターに企業等の名前が掲載されており、提供の意図及び存在を明確に把握できるが、広告性のない寄付金等については、イベントのためなのか、商店会本体の振興のためなのかといった提供者の意図や金額を正確に補足することが困難であること、平成 25 年度までの都マニュアル Q & A からも、広告性のある協賛金に限り、収入計上すべきと読み取れることから、そのように取り扱っていたものである。

また、イベント撮影代について、都は、区要綱の規定で総額 1 万円以下の部分が補助対象経費と定めているが、これは 1 事業（イベント）当たりであり、これを超える部分は、補助対象外とすべきであるとした。

一方、区は、区要綱の規定は、1 商店街当たり 1 万円以下という認識であり、複数の商店街が共催する場合には、各商店会あたり 1 万円までを上限とする考え方を採っていた。

これは、商店会に対し実績報告の際に補助対象経費について写真による記録の提出を求めており、複数商店会等による共催実施のイベントは、規模が大きくなり、必要となる撮影代も増えることから、そのように運用していたものである。

東京都からの補助金返還請求に際しては、都の要綱等にも、協賛金やイベント撮影費について明確な規定がなく、かえって誤解を与える可能性のある記載があることから、都に対して疑義を数度にわたり伝え、調整を行ったところであるが、都は見解を変更しなかった。

都の説明は、都要綱等の記載からは読み取ることが困難であったことから、都の裁量権の逸脱を裁判で争う考え方もあったものの、裁判が長期化し敗訴した場合、高額の違約加算金（年 10.95%）を負担することとなるリスクや、その間の他の同種補助金への影響等を勘案し、返還請求に応じることとしたものである。

区は、やむなく、都要綱等の基準に基づき、広告性のない協賛金であっても、収益として収入計上を行うとともに、イベント撮影代の1万円を超える部分については、補助対象外経費とみなすことによって生じる差額部分について、都の請求する補助金の返還に被補助団体として応じるとともに違約加算金(年10.95%)を合わせて支払ったものである。

一方、区の補助対象団体である広小路親栄会を代表商店会とする22商店会に対しては、当時、広告性のない協賛金については、収益として補助対象経費からの差し引きを行う扱いを求めておらず、1万円を超えるイベント撮影代についても1商店会当たりでは、1万円を超えていないため、補助対象に該当するものと認めていたことから、平成25年度の補助金支給は、区要綱や区マニュアルと照らして、適正に行われたものであり、区補助金の返還等を求める必要はないものである。

また、区要綱や区マニュアルを定めるにあたっては、都要綱、都実施細目及び都マニュアルの記載内容の他、都が開催する説明会での説明内容を十分に踏まえ作成しており、また、案の段階で都に提出して確認を求めていたものである。

以上を踏まえ、当時の区要綱や区マニュアルに基づき、「広告性のない協賛金については、補助対象経費から差し引く必要がない」、「撮影代は1商店会当たり1万円を上限とする」という取扱いとしたことについて、職員が通常尽くすべき注意義務を欠いたとは言えず、損害賠償などの法的責任を負うだけの過失は見当たらないものとする。



# 資 料



## 東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱

	14産労商地第1643号
	平成15年3月26日
一部改正	15産労商地第1769号
	平成16年3月10日
一部改正	16産労商地第2013号
	平成17年3月30日
一部改正	17産労商地第1914号
	平成18年3月28日
一部改正	18産労商地第1814号
	平成19年3月30日
一部改正	19産労商地第2310号
	平成20年3月14日
一部改正	20産労商地第1877号
	平成21年3月19日
一部改正	21産労商地第2056号
	平成22年3月1日
一部改正	22産労商地第2269号
	平成23年3月11日
一部改正	23産労商地第2504号
	平成24年3月1日
一部改正	24産労商地第833号
	平成24年7月10日
一部改正	24産労商地第2546号
	平成25年3月4日

## (通 則)

第1条 東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目 的)

第2条 この補助金は、区市町村がまちづくりの視点から策定した商店街振興プランに基づき、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く都内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定 義)

第3条

- (1)「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 商店街
  - イ 商店街の連合会
  - ウ 商工会、商工会連合会及び商工会議所
  - エ 中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及び公益法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人
- (2)「商店街」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
  - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
  - ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの。
    - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
    - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
    - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。
- (3)「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された連合会
  - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された連合会
  - ウ ア、イ以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会
- (4)「中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及び公益法人」とは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項第2号に規定する特定会社及び公益法人をいう。
- (5)「社会福祉法人」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）により設立された社会福祉法人をいう。
- (6)「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により認証された特定非営利活動法人であって、同法第2条第1項による特定非営利活動のうち、商店街の街区内で行う次に掲げる活動を行う法人をいう。
- ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - イ 社会教育の推進を図る活動
  - ウ まちづくりの推進を図る活動
  - エ 文化又は芸術の振興を図る活動
  - オ 環境の保全を図る活動
  - カ 災害救助活動
  - キ 地域安全活動
  - ク 子供の健全育成を図る活動
  - ケ 情報化社会の発展を図る活動
  - コ 経済活動の活性化を図る活動

- サ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - シ 消費者の保護を図る活動
  - ス 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (7)「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等に補助を行う区市町村をいう。
- (8)「商店街等が行う事業」とは、別表1に例示するイベント事業、活性化事業及びこれらと同趣旨の事業で商店街等が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除く。
- ア 内容が経常的な性格を有する事業
  - イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業
  - ウ 他の補助金を一部財源とする事業
  - エ 事業に係る全ての業務を委託する事業
- (9)「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。
- ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業
  - イ 商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所（以下「商店街等の団体」という。）の主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業
  - ウ 商店街又は商店街等の団体がア又はイの事業に参加する事業
  - エ 商店街等の主催又は共催による東京都知事（以下「知事」という。）が特に認める行事に係る事業
- (10)「活性化事業」とは、商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、イベント事業ではないものをいう。ただし、知事が必要と認めるイベント事業については、この限りではない。
- (11)「商店街組織力強化支援事業」（以下「組織力強化事業」という。）とは、活性化事業のうち、商店街の連合会や商工会、商工会議所等が商店街と協働して行う、商店街への加入及び協力促進を図るための事業をいう。
- (12)「地域連携型モデル商店街事業」（以下「地域連携事業」という。）とは、活性化事業のうち、商店街又は商店街の連合会が地域住民や地域団体等と連携して、環境、福祉、観光などの地域ニーズに対応したまちづくり・地域おこしに取り組むことにより、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る事業をいう。
- (13)「特別支援事業」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて小規模な事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

2 前項に規定する商店街等が行う事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期

間に実施完了した事業とする。

(補助金の額)

第5条 東京都が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 「イベント事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額3百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が3百万円未満である場合においては、3百万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、補助対象経費の2分の1以内の額とする。
- (3) 「活性化事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額5千万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が5千万円未満である場合においては、5千万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (4) 「地域連携事業」については、補助対象経費の5分の2以内の額又は補助限度額1億円のうちいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が1億円未満である場合においては、1億円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
- (5) 「組織力強化事業」については、補助対象経費の2分の1以内の額又は補助限度額5千万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の5分の3の額が5千万円未満である場合においては、5千万円を当該5分の3と読み替えた額とする。
- (6) 前号にかかわらず、「組織力強化事業」において、補助事業者が商店街活性化条例を施行している場合においては、補助対象経費の12分の7以内の額又は補助限度額5千8百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の11分の7の額が5千8百万円未満である場合においては、5千8百万円を当該11分の7の額と読み替えた額とする。
- (7) 「イベント事業」又は「活性化事業」を合わせて行う場合において、東京都が補助事業者に交付する補助金の額は、第1号から第3号までの額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。
- (8) 複数の商店街等が共同又は協力をして「イベント事業」又は「活性化事業」を行う場合において、東京都が補助事業者に交付する補助金の額は、第1号から第3号までの額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。
- (9) 「特別支援事業」については、補助対象経費の9分の5以内の額又は20万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の8分の5の額が、20万円未満である場合においては、20万円を当該8分の5の額と読み替えた額とする。

- 2 補助事業者が商店街等に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。
- (1) 「イベント事業」、「活性化事業」及び「地域連携事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額以上を加えた額とする。
  - (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の1以上の額を加えた額とする。
  - (3) 「組織力強化事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の2以上の額を加えた額とする。
  - (4) 前号にかかわらず、「組織力強化事業」において、補助事業者が商店街活性化条例を施行している場合においては、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の7分の4以上の額を加えた額とする
  - (5) 「特別支援事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の5分の3以上の額を加えた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、様式第1による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 補助金の交付決定の額は、商店街等が行う事業ごとの第5条第1項の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその補助金交付申請額のいずれか低い額を合計した額とする。
- 4 前条の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る第1項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、商店街等が行う事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による補助事業遅延等報告書を

知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(商店街等が行う事業の内容変更等)

第10条 補助事業者は、商店街等が行う事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ様式第4による変更等承認申請書を、必要な書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、商店街等から商店街等が行う事業が完了した旨通知を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、商店街等に間接補助金（補助事業者が補助金をその財源の一部として商店街等に交付する補助金をいう。以下同じ。）を支払うものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、前条の規定による間接補助金を支払ったとき又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに様式第5による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、商店街等が行う事業ごとの第5条第1項の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又は第7条第3項に規定する額のいずれか低い額を合計した額とする。

(補助金の支払等)

第14条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため知事が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による補助金（概算払）請求書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、様式第8による補助金精算書を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第9により報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 知事は、補助事業者又は商店街等が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 知事は、第13条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、商店街等が行う事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を商店街等が行う事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(間接補助金に付すべき条件)

第19条 補助事業者は、商店街等に間接補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
- (2) 取得財産等については、商店街等が行う事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。
- (3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、補助事業者の承認を受けなければならないものとする。

(4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付しなければならないこと。

(5) 商店街等が行う事業の完了後、補助事業者から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は商店街等が行う事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

#### (取得財産等の管理及び処分)

第20条 補助事業者は、知事が別に定める期日までに前条第3号の規定により承認をしようとする場合は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ様式第10による取得財産等処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、前条第4号の規定により補助事業者が納付を受けた収入の全部又は一部を納付させることができる。

#### (検査)

第21条 補助事業者は、知事が東京都職員をして商店街等が行う事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について報告を求めさせた場合、又は検査させた場合には、これに応じなければならない。

#### (違約金及び延滞金の納付)

第22条 第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第17条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

#### (違約加算金の基礎となる額の計算)

第23条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日を受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金

額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第25条 非常災害等による被害を受け、商店街等が行う事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(補助事業者の事務処理)

第26条 補助事業者は、補助金に係る事務処理に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 間接補助金に係る補助要綱等を整備すること。
- (2) 補助金の交付申請を行う場合は、あらかじめ間接補助事業の内容について審査会等による審査を行い、事業効果等の検証を行うこと。ただし、イベント事業及び地域連携事業については、この限りでない。
- (3) 商店街等が行う事業の完了後に行う審査業務において、適正な処理を行うよう努めるとともに、その内容について疑義があるときは速やかに知事に協議すること。
- (4) 商店街等に対し、東京都の補助金を財源とする補助事業であることを明示し、周知を図ること。
- (5) 商店街等に対し、共催による事業を奨励するよう努めること。

(その他)

第27条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第3条第8号関係）商店街等が行う事業

1 イベント事業

<p>(1)文化、歴史など地域資源を活かしたイベント</p> <p>①季節のイベント（七夕、盆踊り、クリスマス等） ②スポーツイベント</p> <p>③スタンプラリー、ウォークラリー</p> <p>④各種フェスティバル、コンクール（コンサート、音楽祭、ストリートアート、シャッターアートコンクール等） ⑤地産地消イベント ⑥観光物産展 ⑦朝市、夜市</p>
<p>(2)資源リサイクル、環境対策に資するイベント</p> <p>①エコキャンペーン（アルミ缶・ペットボトル等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等）</p> <p>②クリーンキャンペーン（地域清掃イベント等） ③フリーマーケット ④リサイクル用品フェア</p>
<p>(3)地域福祉、健康に資するイベント</p> <p>①高齢者用品フェア ②高齢者等を招待してのイベント ③健康フェスティバル</p>
<p>(4)防犯防災や生活安全に資するイベント</p> <p>①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペーン</p>

\*イベント事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

\*イベント事業は、1商店街当たり1ヵ年度に2回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業1回は、当該回数に含まないものとする。

\*販売促進のために、チラシ、ポスター等の作成のみを行う事業は対象外とする。

2 活性化事業

<p>(1)施設を整備する事業</p> <p>①街路灯整備、改修、撤去 ②カラー舗装 ③アーケード改修、撤去 ④アーチ整備、改修、撤去</p> <p>⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設、改修</p> <p>⑧商店街事務所設置、改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備</p> <p>⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭基本設計、実施設計</p>
<p>(2)IT機能の強化を図るための事業</p> <p>①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③デビットカード導入 ④IC多機能カード導入</p> <p>⑤Eコマース導入 ⑥POSシステム導入 ⑦携帯電話による情報発信 ⑧顧客情報システム導入</p> <p>⑨IT拠点整備</p>
<p>(3)顧客利便機能の強化を図るための事業</p> <p>①お客様向け巡回バスの導入 ②タウンモビリティ導入 ③宅配事業 ④案内板設置</p>
<p>(4)コミュニティ機能の強化を図るための事業</p> <p>①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等）</p> <p>②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入、調査</p> <p>④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）</p>
<p>(5)組織力、経営力の強化を図るための事業</p> <p>①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調査 ④購買動向調査 ⑤消費者懇談会</p> <p>⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援 ⑩テナントミックス</p> <p>⑪地域ブランド・商品開発</p> <p>⑫空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）</p>

\*活性化事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

\*「中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及び公益法人」、「社会福祉法人」及び「特定非営利活動法人」が実施する場合は、その事業を実施する商店街と連名での申請を行う場合に限る。

別表2（第4条関係）

1 イベント事業の補助対象経費

区 分	摘 要
事業周知に要する経費	
会場設営及び運営委託に要する経費	
景品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
記念品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
出演料	
その他諸経費	

\* 1百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

2 イベント事業の補助対象外とする経費

区 分	摘 要
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）に対して支出する経費	
分担金以外の共催団体に対して支出する経費	
景品及び記念品購入費のうち	
不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分	
現金、宝くじ	
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給等
使用実績のないもの	
補助事業に直接必要のない経費	

3 活性化事業の補助対象経費

区 分	摘 要
施設整備に要する経費	（駐車場・駐輪場整備に係る土地賃借料） 事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。（ただし、地域連携事業については事業開始日の属する年度の3月31日までを限度とする。） 月額30万円を限度とする。
IT機能の強化に要する経費	
顧客利便機能の強化に要する経費	
コミュニティ機能の強化に要する経費	（空き店舗活用事業に係る建物賃借料） 事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。（ただし、地域連携事業については事業開始日の属する年度の3月31日までを限度とする。） 月額30万円を限度とする。
組織力、経営力強化に要する経費	
上記経費に係る事業に付随するイベントに要する経費	イベント事業の補助対象経費のとおり

\* 1百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

4 活性化事業の補助対象外となる経費

区 分	摘 要
法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とした修繕、保守等に係る経費	
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃借、造成、補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土地賃借料は除く
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給、専門家等に対する謝金、街路灯1基当たりの設置単価等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象外とする経費のとおり



## 東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱実施細目

	14 産労商地第1643号
	平成15年3月26日
一部改正	16 産労商地第2013号
	平成17年3月30日
一部改正	17 産労商地第1914号
	平成18年3月28日
一部改正	19 産労商地第2310号
	平成20年3月14日
一部改正	20 産労商地第1877号
	平成21年3月19日
一部改正	21 産労商地第2056号
	平成22年3月1日
一部改正	22 産労商地第2378号
	平成23年4月1日
一部改正	23 産労商地第2504号
	平成24年3月1日
一部改正	24 産労商地第833号
	平成24年7月10日
一部改正	24 産労商地第2546号
	平成25年3月4日

- 1 東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条関係
- (1) 第3条第2号イに規定する「事業協同組合」については、同条第2号ウに該当するものとする。
- (2) 第3条第8号の規定に係る別表1に例示する「2 活性化事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
- ア 「改修」とは、既存施設の機能を高め、又は耐久性を増すための改修とし、経常的経費や法定耐用年数に満たない施設に係る改修は対象としない。
- イ 「撤去」とは、法定耐用年数が経過している施設を対象とし、老朽化等により危険度が著しく高い場合に限り、撤去のみを行う事業を対象とする。
- ウ 「空き店舗等を活用した事業」とは、空き店舗の取得又は建替に係る事業は対象としない。
- (3) 第3条第8号アに規定する「内容が経常的な性格を有する事業」とは、継続的又は定期的に発生する保守料及び使用料等に係る事業、法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とする修理又は保守に係る事業等をいう。
- (4) 第3条第13号に規定する「特別支援事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
- ア 当該年度において、同条第9号から同条第12号までに規定する事業及び他の商店街振興事業について補助金の交付申請を行う場合は、本事業の間接補助金の交付申請を行うことはできないものとする。
- イ 本事業の間接補助金の交付申請は、1商店街当たり1ヵ年度にイベント事業及び活性

化事業各々1回までとする。

ウ 共催による実施はアの要件を満たした商店街による協同の申請に限り認めるものとする。

エ 「商店街が防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて」とは、地域実情又は商店街の立地・環境に鑑み、当該区市町村が相応しいと判断できる場合をいう。

オ 「小規模な事業」とは、総事業費36万円以下の事業をいう。

## 2 要綱第4条関係

(1) 第4条に規定する「知事が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。

(2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くものとする。

## 3 要綱第5条関係

(1) 第5条第2項第2号に規定する「同額の3分の1以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の3分の1の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

(2) 第5条第2項第3号に規定する「同額の3分の2以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の3分の2の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

(3) 第5条第2項第4号に規定する「同額の7分の4以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の7分の4の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

(4) 第5条第2項第5号に規定する「同額の5分の3以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の5分の3の額（1千円未満の端数は切り捨て）以上の額をいう。

(5) 第5条第1項第6号及び同条第2項第4号に規定する「商店街活性化条例」とは、商店街の組織力強化を図るため、商店街組織への事業者の加入及び協力を促す条例をいう。

## 4 要綱第6条関係

(1) 第6条に規定する「知事が定める期日」については、別途定める。

(2) 第6条に規定する補助金交付申請書に添付する「必要な書類」とは、当該区市町村の補助金交付要綱等をいう。

## 5 要綱第12条関係

(1) 第12条に規定する「必要な書類等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 区市町村が商店街等に間接補助金を支払ったことを確認できる書類の写し

イ 業者選定を行った場合にその経過がわかる書類

ウ 事業の成果がわかるものその他必要に応じ、前記2に係る書類

(2) 第12条の「実績報告を知事に提出」については、その期日を、補助金の交付決定の日以降その属する会計年度終了までの毎月の末日とする。

(3) 第12条に規定する「間接補助金を支払った」の、支払方法については、商店街等からの実績報告後の確定払をいう。

## 6 要綱第13条関係

第13条第2項に規定する「第5条第1項の規定により算出する額」は、補助金交付決定時と同様の算出方法を用いて得た額をいう。

#### 7 要綱第14条関係

第14条第1項に規定する「知事が特に必要があると認める経費」とは、契約により、工事若しくは製造その他について請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前に代価の一部を支払う必要があると認められる場合をいう。

#### 8 要綱第20条関係

(1) 第20条第1項に規定する「知事が別に定める期日」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。「以下「省令」という。）別表第一に準じて定めた次の表の耐用年数の経過した日とする。この表に該当しないものについては、省令によるものとする。

構造又は用途（細目）	耐用年数
アーケード又は日よけ設備（主として金属製のもの）	15年
舗装道路及び舗装路面（コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの）	15年
金属造のもの（街路灯）	10年
事務機器及び通信機器（電子計算機〈パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）〉）	4年
ソフトウェア（その他のもの）	5年

(2) 第20条第1項に規定する「承認をしようとする場合」は、「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）」による承認基準に準じて取り扱うものとする。



**東京都新・元気を出せ！商店街事業  
補助金交付事務マニュアル**

【平成25年度版】

東京都

平成25年4月

### 【事務担当者の責務】

補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正、かつ、有効に使用されるよう努めなければならない。

(東京都補助金等交付規則第3条)

事務担当職員は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が都民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

(東京都補助金等交付規則の施行について(五)の(1))

事務担当職員は、補助金等の交付に関する一切の事務を不当に遅延させ、または補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて、不当に補助事業者等に対し、干渉してはならないものであること。

(東京都補助金等交付規則の施行について(五)の(2))

### ＜参考＞

各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第1項)

補助事業者等及び間接補助事業者は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うよう努めなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第2項)

## 【事業の目的】

この補助金は、区市町村がまちづくりの視点から策定した商店街振興プランに基づき、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く都内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱〈以下「要綱」という。〉第2条）

## 〈区市町村商店街振興プラン〉

都は、平成13年3月に地域コミュニティの核として新しい商店街づくりの振興を図るため、「東京都21世紀商店街づくり振興プラン」を策定した。

このプランでは、地域社会の中で、商店街が「地域コミュニティの核となるプラットフォーム」として、その役割・機能を実現していくため、商店街が自ら取り組む「8つの戦略」を提示するとともに、21世紀型商店街づくりを実現していくために、都と区市町村及び関係団体等のそれぞれの役割を明らかにした。

区市町村は、まちづくりの視点を導入した商店街振興の全体計画を策定し、これに基づいて、主体的に事業を展開していくこととし、都は、区市町村の「商店街振興プラン」の策定を支援するとともに、このプランに基づき区市町村が取り組む商店街振興事業に対する支援策の再構築を図ることとした。

都は、「区市町村商店街振興プランの策定に関する指針」を示し、それを受け、平成13年度及び14年度において、商店街振興を行う全ての区市町村は「商店街振興プラン」を策定した。

## **Ⅰ 実施主体(要綱第3条)**

本事業の実施主体となる「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

### **1 商店街**

#### **(1)商店街振興組合法により設立された商店街振興組合**

#### **(2)中小企業等協同組合法により設立された事業協同組合**

本事業が商店街の振興を図る事業であることに鑑み、主に区市町村における商店街振興組合を代替する事業協同組合、又は下記(3)の①から③の事項に照らし、区市町村が商店街と認める事業協同組合とし、業種別団体と見做されるものは対象外とする。

#### **(3)次の事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの**

- ①当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- ②社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
- ③当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

### **2 商店街の連合会**

#### **(1)商店街振興組合法により設立された商店街振興組合連合会**

#### **(2)中小企業等協同組合法により設立された事業協同組合連合会**

#### **(3)上記以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会**

### **3 商工会、商工会連合会及び商工会議所**

小規模企業者に対する経営改善普及事業を行う主体としてではなく、商店街振興事業を行う主体となる場合に実施主体となる。

### **4 中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及び公益法人**

中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化協議会の構成員である団体のみ実施主体となる。

また、商店街との連名による申請を行う活性化事業を行う場合に限る。

### **5 社会福祉法人及び特定非営利活動法人**

商店街振興に資する事業を行う場合に実施主体となるため、商店街との連名による申請を行う活性化事業を行う場合に限る。

## II 商店街等が行う事業(要綱第3条)

本事業の補助対象となる、区市町村が補助を行う「商店街等が行う事業」とは、商店街等が自ら企画し実施する次に掲げる事業をいう。

### 1 イベント事業

#### (1)対象となるイベント事業

- ①商店街が単独で行う行事に係る事業
- ②複数の商店街が共同で行う行事に係る事業
- ③商店街等の団体が行う行事に係る事業  
※「商店街等の団体」＝連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所
- ④商店街又は商店街等の団体が上記①から③の行事に参加する事業

#### (2)行事の要件

- ①当該商店街の街区内で行うものであること。(商店街等の団体を除く)
- ②連続する期間に行われるものであること。

#### (3)対象回数

1 商店街当たり1ヵ年度に2回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業1回は、当該回数に含まないものとする。  
なお、1事業の考え方は各区市町村の判断によるものとする。

#### (4)事業内容

商店街等からの提案により内容を定める事業であり、主な内容は下記のとおりとする。(販売促進を目的としたチラシ・ポスター等の作成のみを実施する事業は対象外とする。)

<b>1 文化、歴史など地域資源を活かしたイベント</b> ①季節のイベント(七夕、盆踊り、クリスマス等) ②スポーツイベント ③スタンプラリー・ウォークラリー ④各種フェスティバル、コンクール(コンサート、ストリートアート等) ⑤地産地消イベント ⑥観光物産展 ⑦朝市・夜市
<b>2 資源リサイクル、環境対策に資するイベント</b> ①エコキャンペーン(アルミ缶等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等) ②クリーンキャンペーン(地域清掃イベント等) ③フリーマーケット ④リサイクル用品フェア
<b>3 地域福祉、健康に資するイベント</b> ①高齢者用品フェア ②高齢者等を招待してのイベント ③健康フェスティバル
<b>4 防犯防災や生活安全に資するイベント</b> ①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペーン

## 2 活性化事業

施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、主な内容は下記のとおりとする。

### 1 施設を整備する事業

- ①街路灯整備、改修、撤去
- ②カラー舗装
- ③アーケード改修、撤去
- ④アーチ整備、改修、撤去
- ⑤モニュメント設置
- ⑥放送用スピーカー設置
- ⑦商店街会館建設、改修
- ⑧商店街事務所設置、改修
- ⑨統一看板設置
- ⑩ポケットパーク整備
- ⑪ファサード整備
- ⑫来街者用トイレ設置
- ⑬駐車場・駐輪場整備
- ⑭基本設計、実施設計

### 2 IT機能の強化を図るための事業

- ①ホームページ作成
- ②ポイントカード導入
- ③デビットカード導入
- ④IC多機能カード導入
- ⑤Eコマース導入
- ⑥POSシステム導入
- ⑦携帯電話による情報発信
- ⑧顧客情報システム導入
- ⑨IT拠点整備

### 3 顧客利便機能の強化を図るための事業

- ①お客様向け巡回バスの導入
- ②タウンモビリティ導入
- ③宅配事業
- ④案内板設置

### 4 コミュニティ機能の強化を図るための事業

- ①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等）
- ②安全パトロール事業
- ③エコマネーの導入、調査
- ④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）

### 5 組織力、経営力の強化を図るための事業

- ①活性化計画策定
- ②活性化委員会開催
- ③来街者調査
- ④購買動向調査
- ⑤消費者懇談会
- ⑥普及宣伝
- ⑦専門家派遣
- ⑧人材育成
- ⑨振興組合化等支援
- ⑩テナントミックス
- ⑪地域ブランド・商品開発
- ⑫空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）

## 3 補助対象とならない事業

### (1) 内容が経常的な性格を有する事業

継続的又は定期的に発生する保守料及び使用料等に係る事業、法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とする修理又は保守に係る事業等をいう。具体的には以下の事業等が考えられる。

- ①電灯料
- ②定期的に行う商品券の作成費
- ③機器類の修理
- ④建物等維持管理費
- ⑤管理運営費

### (2) 商品券等の特典又は割引を付加する事業

### **(3)他の補助金を一部財源とする事業**

国庫補助金の他、本事業以外の都補助金や第三セクター等からの補助金を事業の一部財源とする事業をいう。

### **(4)事業に係る全ての業務を委託する事業**

本事業は、商店街等が活性化を図るため自らが主体的に行う事業を支援するものであることから、委託業者への丸投げ事業は補助対象としない。  
ただし、ホームページの作成等、事業の性格に鑑み、委託料以外の経費の支出が不要であると判断される場合は、この限りではない。

### **(5)複数年連続した同一内容・同一実施主体の活性化事業**

活性化事業は商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業であり、実施にあたり施設整備を行うという初期投資的意味合いが強い。  
そのため活性化事業においては、複数年連続して同じ内容・同じ実施主体が行う事業への補助を原則として認めない。

## **4 活性化事業を街区外において実施する場合**

本事業は、原則として街区外において実施するものとする。  
ただし、区市町村が、事業を街区外で実施することが適当であると判断し、かつ事業の実施範囲を明確に規定している場合は、この限りではない。

## **5 商工会・商工会議所が行う事業の取扱い**

商工会、商工会議所は、旧中心市街地活性化法におけるTMOとして商店街活性化事業を行うことを前提として補助対象者としていたため、商店街活性化事業であることが明らかでなければ補助対象者とはならない。  
従って、市町村（区は東京商工会議所の支部単位となるため申請できない）内の商店街全体を巻き込んだ事業、あるいは特定の商店街でモデル的に実施する事業などの商店街を活性化するための事業に限定する。

※本来、市町村が行うべき事業を代替する事業や小規模小売商業者に対する経営改善普及事業に類する事業、商連から事業を受託して行う事業は申請できない。

### **(1)小規模企業対策事業の性格**

#### **①目的**

小規模企業者を対象とし、商工会・商工会議所等に設置する経営指導員等が実態に即した経営指導や各種の施策・制度の普及をすることにより、小規模企業者の経営・技術の改善発達を図り、健全な企業として育成することを目的としている。

#### **②内容**

経営相談、講習会開催、後継者育成、販路開拓、創業・経営革新推進等

## (2)「商工会等」が行う商店街事業の例示

### ①イベント事業

ア 商工会等が事務局となり、市内商店街全体の活性化を図る行事を行う。

→ ○

イ 地域の商店街が行う行事に商工会が負担金を払い、参加する。

→ × 商工会等の負担金の額は、本来負担できる範囲で定めるべきものであるため対象としない。

### ②空き店舗対策事業

ア 市内商店街に存在している空き店舗を借り上げ、創業を目指すものに安価で貸し付け、商店街機能の回復を目指す事業

→ △ パイロット的に行う事業であれば対象とするが、経常的に行われる事業は対象とはしない。

イ 小さな商店街に代わり、商工会が空き店舗を借り上げ、不足業種等を誘致し、商店街の活性化を目指す事業

→ ○

### ③人材育成事業

→ × 商工会等が行う経営改善普及事業であるため対象としない。

### Ⅲ 補助金の交付対象(要綱第4条)

補助金は、商店街等が行う事業に必要な下記に掲げる経費であって、区市町村が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認める（使途、単価、規模等の確認できる）ものについて、予算の範囲内において、区市町村に交付する。

#### 1 イベント事業

##### (1) 補助対象経費

区 分	摘 要
事業周知に要する経費	
会場設営及び運営委託に要する経費	
景品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
記念品購入費	
出演料	
その他諸経費	

※注意 1百万円以上の経費については、複数業者(原則3社以上)からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

##### (2) 補助対象外経費

区 分	摘 要
役員や来賓者等の特定の者に係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)に対して支出する経費	
分担金以外の共催団体に対して支出する経費	
景品及び記念品購入費のうち	
不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分	
現金、宝くじ	
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給等
使用実績のないもの	
補助事業に直接必要のない経費	

### (3)景品及び記念品に係る留意点

- ①事前にチラシ等で不特定多数の者に周知し、かつ配布数を明記した個数を補助対象とし、事前周知のない又は事前周知の個数を超える部分は対象外とする。
- ②補助対象とする景品単価及び景品総額については、各区市町村の判断によるものとする。なお、「不当景品類及び不当表示防止法」等関係法令の遵守に十分留意すること。
- ③イベント期間限定のスタンプ事業等ではなく、通年事業として実施しているスタンプ事業等に係る経費は、内容が経常的な性格を有する事業に係る経費であることから、原則対象外とする。(VI質疑応答集参照)

## 2 活性化事業

### (1)補助対象経費

区 分	摘 要
施設整備に要する経費	(駐車場・駐輪場整備に係る土地賃借料) ○補助事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。(ただし、 <u>地域連携事業については事業開始日の属する年度の3月31日までを限度とする。</u> ) ○月額30万円を限度とする。
IT機能の強化を図るための事業に要する経費	
顧客利便機能の強化を図るための事業に要する経費	
コミュニティ機能の強化に要する経費	(空き店舗活用事業に係る建物賃借料) ○補助事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。(ただし、 <u>地域連携事業については事業開始日の属する年度の3月31日までを限度とする。</u> ) ○月額30万円を限度とする。
組織力、経営力の強化を図るための事業に要する経費	
上記経費に係る事業に付随するイベントに要する経費	イベント事業の補助対象経費のとおり

**※注意 100万円以上の経費については、複数業者(原則3社以上)からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。**

## (2)補助対象外経費

区 分	摘 要
法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とした修繕、保守等に係る経費	
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃貸、造成、補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土地賃借料は除く。
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給、専門家等に対する謝金、街路灯1基当たりの設置単価等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象外とする経費のとおり

## (3)施設整備事業の留意点

### ①施設の設置に係る工事費について

商店街の活性化事業に供され、又は商店街の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設の建設又は取得に要する経費を補助対象とする。  
施設の敷地となる土地の取得、賃借（駐車場・駐輪場用地借上げのための土地賃借料は除く）、造成、補償に要する経費は補助対象から除く。

### ②施設の改修・撤去について

本事業で補助対象とする改修・撤去は次のとおりとする。

ア 「改修」は、既存施設の機能を高め、又は耐久性を増すための改修を補助対象とする。

経常的経費のみの事業や、既存施設に係る機能維持を目的とした修繕、又は保守に係る経費は補助対象外とする。

ただし、アーケードの再塗装については、街路灯のポール塗装に合わせた基準とし、設置後10年を経過したものを補助対象とする。

※経常的経費に係る事業としては、定期的に行われる点検や清掃、街路灯の電球交換のみの事業等が考えられる。

イ 「改修」は補助金交付の目的に鑑み、改修実施後少なくとも5年間は再改修・撤去等の予定のない施設を対象とする。

ウ 改修箇所については、資産計上するとともに、固定資産台帳等にて改修箇所がわかるよう記録するものとする。

エ 「撤去」は、法定耐用年数が経過している施設を補助対象とし、撤去のみを行う事業については、老朽化等により危険度が著しく高い場合に限り補助対象とする。

#### 耐用年数表

構造又は用途（細目）	耐用年数
アーケード又は日よけ設備（主として金属製のもの）	15年
舗装道路及び舗装路面 （コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの）	15年
金属造のもの（街路灯）	10年
事務機器及び通信機器（電子計算機（パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く））	4年
ソフトウェア（その他のもの）	5年

#### (4)カード端末機、ホームページ開設事業の留意点

- ①事業実施にあたって、組合等が導入計画を策定していること。  
なお、ランニングコスト、再投資などの後年度負担を勘案し、費用対効果についても内部で十分検討されていることを前提とする。
- ②補助対象経費は、事業に直接必要な設備、機器に係る経費とする。
- ③継続的、定期的な保守料や使用料等のランニングコストは補助対象としない。
- ④補助金を利用して取得する備品類は、組合の財産として適切に管理・運営できるものに限る。なお、端末機等は購入単価の多寡に関わらず「備品」として管理すること。
- ⑤ホームページ開設については、新設または完全な作り替えのみを対象とし、単なる更新（一部機能の追加も含む）については経常的経費と判断し、補助対象外とする。
- ⑥すでにホームページを持っている商店街が新たなホームページを立ち上げる場合、ホームページ開設後5年間は補助を認めない（上記耐用年数表のソフトウェア「その他のもの」部分5年を適用）。

### (5)商品券等発行事業の留意点

- ①商店街等の活性化を図るために新たに発行を開始するもの、又は既に発行されている商品券をリニューアルするものであること。
- ②商品券発行事業に直接必要な計画策定、デザイン、印刷（当該年度に発行可能な部分のみ）及び広告宣伝等の関連事業経費を補助対象とする。
- ③いわゆる「プレミアム」など、購入者や個店に対する特典又は割引を付加する経費は補助対象としない。

### (6)空き店舗に係る事業の留意点

- ①商店街内の空き店舗を活用した事業で、家賃（事業開始日から36ヶ月を限度。ただし、地域連携事業については事業開始日の属する年度の3月31日を限度。）、施設改修が補助対象となる。また、家賃については月額30万円（補助額は10万円）までの部分が補助対象となる。
- ②空き店舗の取得又は建替に係る事業は補助対象としない。
- ③空き店舗を活用して設置する「保育施設」とは、認可保育所、都認証保育所、子育て支援センター、一時保育サービス施設、親子交流施設等が考えられる。
- ④空き店舗を活用して設置する「高齢者向け施設」とは、高齢者交流施設、高齢者生活支援サービス施設等が考えられる。

### (7)個店支援事業の留意点

- ①商店街自らが、商店街全体の活性化を牽引できる個店づくりに取り組む事業を補助対象とする。
- ②個店への支援は、個人の財産に対する公金の投入となる場合も考えられ、公平性の観点から無原則で行うことはできない。従って、商店街が行う個店支援事業であっても、単なる個店の改修や財産取得など、明らかに商店街の活性化とは内容を異にする事業について補助対象事業とすることはできない。
- ③具体的な事業例は以下のとおりである。
  - ア 空き店舗を活用した創業支援事業（空き店舗事業の留意点を参照）
    - チャレンジショップ事業やテナントミックス事業を含め、空き店舗スペースを「創業支援スペース」として活用する事業
  - イ ファサード整備事業
    - 商店街イメージの統一化を図るため、商店街区内に立地する店舗の道路に面した前面を整備する事業

ウ 店舗支援事業

- 商店街が掲げるテーマ（ねらい）に沿った取組を行う個店等に対して商店街が支援するハード・ソフト事業

**(8)活性化事業における収益事業の例示**

空き店舗事業、施設整備事業等において、収益が発生するに事業については、公益と私益のバランスを十分考慮した上で、下記のとおり取り扱う。

①駐車場・オムツ替え施設・トイレ・チャレンジショップ

- ○ 補助対象の施設そのものを使用し、収益を上げるものであるが、商店街利用者の利便性向上が図られるなど公共性・公益性が高く、私益性より公益性が上回るため収益が発生しても補助対象となりうる。

②大規模な電子広告等、大きな収入が発生する事業

- × 企業広告を導入することを前提とした案内看板の設置等、補助対象の施設そのものを使用し、事業完了により相当の収益が生ずると認められるような事業については、補助対象となった初期投資に係る経費を、運営していく中で十分賄うことができ、公益性より私益性が上回るため、補助対象外とする。

③オリジナルグッズ等を開発・作成する事業

- △ 企画・デザイン費等の初期投資に係る経費のみを補助対象とし、販売目的のグッズ製造に係る材料費等は補助対象外とする。ただし、無料配布を目的とし、当該事業において配布可能な分に係る材料費についてはこの限りでない。

**3 知事が特に必要かつ適当と認めるもの**

経費項目名、用途、単価及び規模が明らかであることが確認できる経費

#### IV 補助金の額(要綱第5条)

##### 1 イベント事業

###### (1)補助金の額及び補助限度額

区 分	補助金の額	補助限度額
イベント事業 (100万円以下)	補助対象経費の 1/2以内	—
イベント事業 (100万円超)	補助対象経費の 1/3以内	300万円
特別支援事業 (総事業費36万円以下)	補助対象経費の 5/9以内	20万円

###### (2)補助限度額の読み替え

①区市町村が定める補助限度額の1/2が300万円未満の場合  
→区市町村が定める補助限度額×1/2の額

###### ②特別支援事業

区市町村が定める補助限度額の5/8が20万円未満の場合  
→区市町村が定める補助限度額×5/8の額

###### (3)区市町村が商店街等に交付する補助金の額

###### ①イベント事業(100万円以下)

東京都が交付する補助金	+	東京都が交付する補助金 × 1/3
-------------	---	----------------------

###### ②イベント事業(100万円超)

東京都が交付する補助金	+	東京都が交付する補助金 と同額
-------------	---	--------------------

###### ③特別支援事業(総事業費36万円以下)

東京都が交付する補助金	+	東京都が交付する補助金 × 3/5
-------------	---	----------------------

※区市町村が商店街等に交付する補助金の額は、「東京都が交付する補助金」の額に、それぞれ事業ごとに定める金額以上を加えて交付することをいう。

## 2 活性化事業

### (1) 補助金の額及び補助限度額

区 分	補助金の額	補助限度額
活性化事業	補助対象経費の 1 / 3 以内	5, 000 万円
組織力強化事業	補助対象経費の 1 / 2 以内	
組織力強化事業 (商店街活性化条例を施行している場合)	補助対象経費の 7 / 12 以内	5, 800 万円
特別支援事業 (総事業費 36 万円以下)	補助対象経費の 5 / 9 以内	<u>20 万円</u>

### (2) 補助限度額の読み替え

#### ① 活性化事業

区市町村が定める補助限度額の  $1 / 2$  が 5, 000 万円未満の場合  
→ 区市町村が定める補助限度額  $\times 1 / 2$  の額

#### ② 組織力強化事業

区市町村が定める補助限度額の  $3 / 5$  が 5, 000 万円未満の場合  
→ 区市町村が定める補助限度額  $\times 3 / 5$  の額

#### ③ 組織力強化事業 (商店街活性化条例を施行している場合)

区市町村が定める補助限度額の  $7 / 11$  が 5, 800 万円未満の場合  
→ 区市町村が定める補助限度額  $\times 7 / 11$  の額

#### ④ 特別支援事業

区市町村が定める補助限度額の  $5 / 8$  が 20 万円未満の場合  
→ 区市町村が定める補助限度額  $\times 5 / 8$  の額

### (3) 区市町村が商店街等に交付する補助金の額

#### ① 活性化事業

東京都が交付する補助金

+

東京都が交付する補助金  
と同額

#### ② 組織力強化事業

東京都が交付する補助金

+

東京都が交付する補助金  
 $\times 2 / 3$

③組織力強化事業（商店街活性化条例を施行している場合）

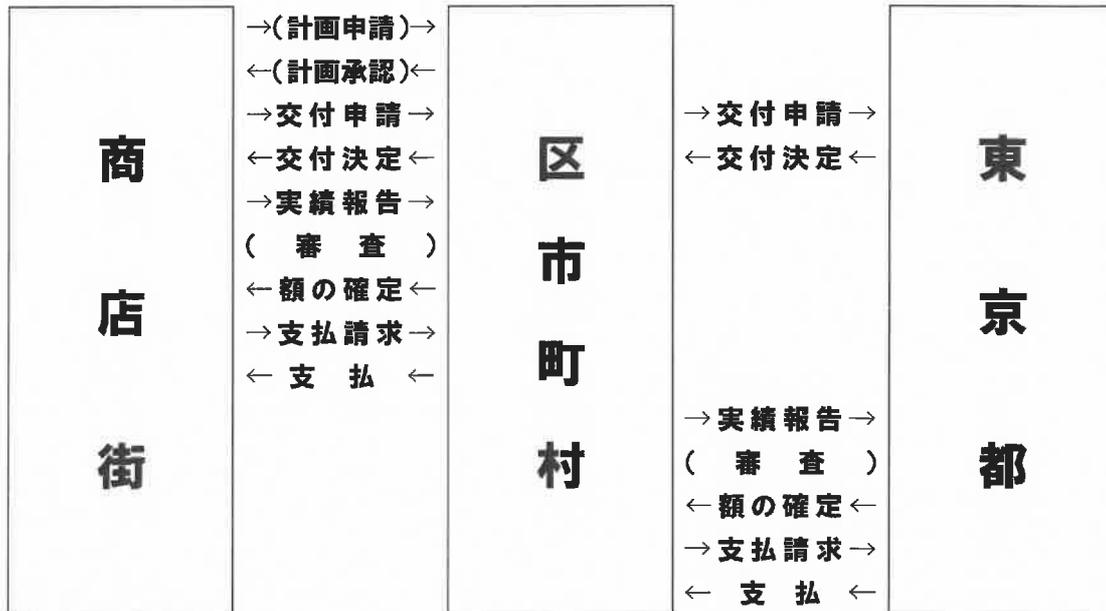
$$\boxed{\text{東京都が交付する補助金}} + \boxed{\text{東京都が交付する補助金} \times 4/7}$$

④特別支援事業（総事業費36万円以下）

$$\boxed{\text{東京都が交付する補助金}} \pm \boxed{\text{東京都が交付する補助金} \times 3/5}$$

## V 補助金交付申請事務(要綱第6条、第7条、第12条、第13条、第25条)

### 1 事務フロー



### 2 スケジュール

実 施 区 分	実 施 期 日
補助金交付申請日	4月 1日
(補助金交付申請期限)	(4月 <u>19</u> 日)
補助金交付決定日	4月 1日
実績報告書提出	交付決定後毎月末日

- (1) 区市町村は、活性化事業の補助金交付申請を行う場合は、あらかじめ間接補助事業の内容について審査会等による審査を行い、事業効果等の検証を行う。また、イベント事業の補助金交付申請を行う場合は、より効果的に実施されるよう、活性化事業と同様の措置をとることが望ましいが、補助金交付申請書に事業実施後の具体的な数値目標（来街者数、参加団体数等）を記載することにより代替する。
- (2) 実績報告書の提出期日は、原則として補助金交付決定後、毎月末日とする。
- (3) 補助金の追加交付申請は、年度当初の申請状況及び交付決定後の執行状況を踏まえ実施する。

### 3 補助金交付申請書の提出

区市町村は、4月19日までに補助金交付申請書に下記書類等を添えて都に提出する。なお、区市町村は、補助金交付申請を行う全ての事業に関する補助金交付要綱等を提出するものとする。

- (1) 区市町村が行う商店街振興事業の補助金交付要綱等
- (2) 商店街振興プラン（前年度と変更のある区市町村のみ）
- (3) 商店街活性化条例（組織力強化支援事業を申請する場合）

### 4 補助金の交付決定

都は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは交付申請日に遡及して補助金の交付決定を行い、区市町村に通知する。

- (1) 「内容の審査」は、以下の観点から行う。
  - ①申請書に記載された商店街振興事業の内容が当該区市町村の策定した「商店街振興プラン」に照らし適正であるか。
  - ②「商店街等が行う事業」の内容、期待される効果、実施方法、資金計画等が適正であるか。
  - ③区市町村が補助要綱等に定める商店街等に交付する補助金の額が、要綱第5条第2項に規定する区市町村が商店街等に交付する補助金の額を満たす仕組みとなっているか。
  - ④補助金の算定に誤りはないか。
- (2) 「現地調査等」は、「商店街等が行う事業（特に活性化事業）」の現状又は実態の把握を目的として、必要に応じ都職員が現地に出向いて調査を行う。
- (3) 都の交付決定額は、算定額と交付申請額を比較し、いずれか低い額とする。

### 5 実績報告書の提出

区市町村は、商店街等が行う事業の完了後、商店街等に補助金を支払ったとき又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、以下の書類を添えて都に提出する。

- (1) 区市町村が商店街等に補助金（確定額）を支払ったことが確認できる書類（「支出命令書の写し」又は「支出決定原議の写し」等）
- (2) 共催の場合は各商店街の負担額内訳及び都・区市町村補助金額が分かる「経費按分表」（様式自由）

(3) イベント実施に伴い収益（売上等）があった場合は、代表者・会計の押印のある「売上等収益報告書」（単価・数量等内訳の確認できるもの）

(4) 活性化事業の場合は、事業の成果がわかるもの

※原則として下記書類の写しの提出を求める（活性化事業の内容は多岐に渡るため、個々の事業内容に応じ提出書類は増減する場合があります）

①事業実施の経緯が分かるもの

- 定期総会の資料や議事録
- 業者選定委員会の議事録等

②契約関係書類

- 仕様書
- 見積書（100万円以上であれば3社以上）
- 契約書又は請書（図面、位置図等含む）
- 工事完了届又は納品書
- 検査書
- 引渡書
- 行政機関の検査証
- 施工写真

③支払関係書類

- 請求書
- 金融機関の口座振込受付書控え
- 領収書

④帳簿類

- 預金通帳
- 現金出納簿
- 商店街の元帳
- 備品台帳
- 固定資産台帳

なお、上記報告書類の提出省略を商店街に対し認めている場合は、その旨を区市町村要綱・マニュアル等にて規定されているか確認を行う。

(5) その他必要な書類

審査上不明な点があれば下記のとおり必要な書類の添付を求める。

①領収書

②チラシ、ポスター、イベント当日の写真等、周知内容が分かるもの

- ③商品券等の換品が分かる書類
- ④経費の使途、内訳が分かるもの
- ⑤その他事業内容の確認に必要な書類

## 6 補助金の額の確定

都は、区市町村から実績報告を受けたときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る「商店街等が行う事業」の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、すみやかに交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により区市町村に通知する。

(1) 「内容の審査」は、以下の観点から行う。

- ①報告書に記載された「商店街等が行う事業」の成果が交付決定の内容等に適合しているか。
- ②補助金の算定に誤りはないか。
- ③区市町村が商店街等に交付した補助金の額が、要綱第5条第2項に定める区市町村が商店街等に交付する補助金の額を満たしているか。

(2) 「現地調査等」は、「商店街等が行う事業（特に活性化事業）」の成果や支出内容の把握を目的として、必要に応じ都職員が現地に出向き調査を行う。

(3) 都が交付する補助金の額は、算定額と交付決定額のいずれか低い額とする。

(4) イベント事業実施に伴い「収益」があった場合の取扱いは以下のとおり。

- ①補助対象経費から「収益」を差し引いた経費部分を補助対象とする。
- ②「収益」があったことが明らかであり、その「収益」が確認できない場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。
- ③「収益」のあった事業が営利目的であることが明らかな場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。

(5) 実績報告後の補助金額の確定に当たっては、補助対象経費の増減に関わらず、補助金交付決定時と同様の算出方法を用いて得た額又は補助金交付決定額のいずれか低い額とする

**① 交付決定時の算出方法が補助対象経費×1/3の場合**

補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
1,200,000	400,000	400,000	400,000



**【実績報告時】**

パターン1（補助対象経費が100万円以下となった場合）

補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
900,000	300,000	300,000	300,000

パターン2（補助対象経費が増えた場合）

補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
1,500,000	400,000	400,000	700,000

**② 交付決定時の算出方法が補助対象経費×1/2の場合**

補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
900,000	450,000	150,000	300,000



**【実績報告時】**

パターン1（補助対象経費が100万円を超えた場合）

補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
1,500,000	450,000	150,000	900,000

パターン2（補助対象経費が減った場合）

補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
750,000	375,000	125,000	250,000

**③ 要綱第5条第2項第2号による「東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の1以上の額を加えた額」についての端数処理（要綱実施細目3(1)参照）**

補助対象経費	都 補 助 金	区市等補助金	商 店 街
700,000	350,000	116,000	234,000

（千円未満は切り捨て）

④要綱第5条第2項第3号による「東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の2以上の額を加えた額」における端数処理  
(要綱実施細目3(2)参照)

補助対象経費	都補助金	区市等補助金	商店街
10,000,000	5,000,000	3,333,000	1,667,000

(千円未満は切り捨て)

## 7 補助金の支払等

都は、交付すべき補助金の額を確定したのち、区市町村からの補助金請求書の提出を受け補助金を支払う。

なお、「概算払」は、契約により、工事若しくは製造その他について請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前に代価の一部を支払う必要があると認められる場合のみ実施できるものとする。

## 8 検査

都は、補助金の適正な執行のため、下記のとおり検査を行う。

### (1) 現地検査等

当該年度の「商店街等が行う事業（特に活性化事業）」の成果や支出内容の把握を目的として、必要に応じ都職員が現地に出向き調査を行う。

### (2) 翌年度の検査

商店街等が行った事業の詳細を把握するため、補助事業完了の翌年度に、区市町村に対する検査を行う。検査書類は以下のとおりとする。

- ①区市町村における補助金額の確定原議
- ②補助金額計算書
- ③商店街等から提出された実績報告書（事業費経費別明細を含む）
- ④商店街等から提出された領収書やチラシ、ポスター、イベント当日の写真等、周知内容が分かるもの及び関係書類の写し

## VI 質疑応答集

### 1 補助対象者

Q 1	区市町村事業で補助対象となる「商店街等」を限定しても構わないか。	P 29
Q 2	「商店街の連合会」に一部地域の連合会は含まれるか。	P 29
Q 3	業種別組合等は補助対象者となるか。	P 29
Q 4	大型寄合店は補助対象者となるか。	P 29

### 2 補助対象事業

Q 5	区市町村事業で商店街等が行う事業をイベント事業のみとして問題ないか。	P 29
Q 6	「連続する期間に行われる行事」とは、どのぐらいの期間を指すか。	P 29
Q 7	「連続する期間に行われる行事」とは、一定の連続する期間内の同一イベントで抽選会を2回に分けて行う場合も含まれるか。	P 29
Q 8	同一商店街が、活性化事業1回とイベント事業2回について交付申請できるか。	P 29
Q 9	1商店街あたりのイベント事業申請数について、「複数の商店街等による共催事業1回は、イベント事業の年間補助回数制限2回に含めない」とあるが、共催事業を1回でも行えば3事業まで申請できるということか。	P 29
Q 10	「広告宣伝のみ」「装飾のみ」といった事業もイベント事業として補助対象となるか。また、「イルミネーション装飾のみ」の事業はどうか。	P 30

### 3 共催・実行委員会

Q 11	「商店街等の主催又は共催」とあるが、共催の対象が町会等の商店街以外の団体も含まれるか。	P 30
Q 12	実行(又は運営)委員会を設置して、市民参加型の「夏まつり」を実施するが補助対象となるか。また、商店街等が実行委員会に拠出する分担金は補助対象となるか。	P 30

### 4 補助率・補助限度額

Q 13	イベント事業は1商店街当たり1か年度に2回までとしているが、補助率及び補助限度額はどうか。	P 30
Q 14	区市町村が補助対象と認め、商店街等に支払った補助金であれば、その1/2を都が区市町村へ補助すると考えていいか。	P 30
Q 15	複数の商店街が共同して実施する事業(共催や実行委員会等)の場合、補助率はどうか算定するのか。	P 31

## 5 イベント事業

<b>(1)事業周知に要する経費</b>		
Q16	4月上旬に行うイベント事業の場合、前年度の3月中に行った広告費は補助対象となるか。	P 31
Q17	チラシに補助事業と無関係な内容を掲載している場合は補助対象となるか。	P 31
<b>(2)会場設営及び運営委託に要する経費</b>		
Q18	悪天候等で設営できなかったテント等のレンタル代は補助対象となるか。	P 31
<b>(3)景品購入費</b>		
Q19	補助対象とする景品単価及び総額は、他の経費と同様に上限を設定しなくてもいいか。	P 31
Q20	経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える景品は補助対象となるか。	P 31
Q21	景品は「不特定多数の者にあらかじめ周知」したものが補助対象とあるが、周知していない場合は対象外となるのか。	P 32
Q22	配布実績の確認できない景品は対象外となるのか。	P 32
Q23	景品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められる余地はあるか。	P 32
Q24	ビンゴや抽選会等の景品となる商店街が発行する商品券等で、イベント当日の模擬店でも使用できる場合は対象となるか。また、その商品券を模擬店で使用した場合は、模擬店に係る費用はどうなるのか。	P 32
Q25	商品券を換金した場合、必要な確認書類は何か。	P 32
<b>(4)記念品購入費</b>		
Q26	記念品は「不特定多数の者にあらかじめ周知」したものが補助対象とあるが、周知していない場合は対象外となるのか。	P 33
Q27	記念品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められる余地はあるか。	P 33
Q28	模擬店用に購入した物品が余ったので来場者に無料配布したが、記念品として補助対象に含めていいか。	P 33
Q29	経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える記念品は補助対象となるか。	P 33
<b>(5)出演料</b>		
Q30	出演料を払った出演者に対する飲食の提供等は補助対象となるのか。	P 33

<b>(6)その他諸経費</b>		
Q 31	事前準備に係る倉庫等の賃借料は補助対象となるか。	P 33
Q 32	補助対象となる保険の種類、期間はどこまでか。	P 33
Q 33	補助事業以外にも使用できる汎用性の高い物品や文房具は補助対象となるか。	P 34
Q 34	行政機関に対する謝礼は補助対象となるか。	P 34
Q 35	個店の従業員に渡す謝礼や弁当は補助対象となるか。また、「実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)」がアルバイトを行った場合は対象となるか。	P 34
Q 36	イベント協力者に現金ではなく物品で謝礼を渡した場合、証拠書類が謝礼品を購入したことが確認できる領収書のみでも補助対象となるか。	P 34
Q 37	自家発電用や暖房用の燃料などは補助対象となるか。	P 34
Q 38	イベント来場者の怪我や病気に備えて医薬品を購入した場合、補助対象となるか。	P 34
Q 39	姉妹都市の商店街の人がイベントに高原野菜を運んで参加してくれているが、ガソリン代は補助対象となるか。	P 34
Q 40	神社等の祭礼に合わせてイベントを実施する場合、玉串料は補助対象となるか。	P 35
Q 41	視察等で相手先に渡す手土産は補助対象となるか。	P 35
Q 42	イベント実施の際、近隣住民等に対する迷惑料は補助対象となるか。	P 35
Q 43	契約書等に貼付する収入印紙は補助対象となるか。	P 35
Q 44	中古品を購入した場合、補助対象となるか。	P 35
Q 45	備品等の修理代は補助対象となるか。	P 35
Q 46	イベント用にレンタカーを借りた場合、料金は補助対象となるか。	P 35
Q 47	警備委託等の経常経費は補助対象となるか。	P 35
Q 48	イベント用の山車を準備する段階で、制作過程をギャラリーとして一般に公開した場合、その期間の会場賃借料は補助対象となるか。	P 35
Q 49	イベント来場者のための駐車場賃借料は補助対象となるか。	P 36

## 6 活性化事業

<b>(1)施設整備</b>		
Q50	法定耐用年数内に街路灯のポール塗装等の改修を行った場合、その改修事業は補助対象となるか。	P 36
Q51	法定耐用年数経過後に改修等を実施した場合、次の改修までの年数制限はどのくらいか。	P 36
Q52	街路灯の電球のみを購入、交換する事業は補助対象となるか。	P 36
Q53	自動点滅器、安定器、変圧器等(電球以外の物品)の交換、「改修と同時に行う清掃」は補助対象となるか。	P 36
Q54	街路灯の移設を行いたい、移設費用は補助対象となるか。	P 36
Q55	既に商店街が駐車場用地として借り上げている場合、賃借料は補助対象となるか。また、既に駐車場である施設を商店街が借り上げた場合はどうか。	P 37
Q56	施設整備における備品等の「リース」は補助対象となるのか。	P 37
Q57	ファサード整備を複数年に分けて補助事業として実施することはできるか。	P 37
<b>(2)ホームページ</b>		
Q58	ホームページを委託せず商店街自ら作成する場合の経費はどの程度まで補助対象となるか。	P 37
Q59	パソコンの周辺機器はどこまでが補助対象となるのか。	P 37
Q60	ホームページ作成委託のみの場合は補助対象とならないか。	P 37
<b>(3)空き店舗</b>		
Q61	賃借料補助を1か年度と限定しても、補助対象となるか。	P 38
Q62	空き店舗を取得して新たな経営者に賃貸したいが、取得に係る経費は補助対象となるか。	P 38
Q63	前年度3月に賃貸借契約を締結した空き店舗事業であっても、交付決定日以降の経費であれば補助対象となるか。	P 38
<b>(4)活性化計画・活性化委員会</b>		
Q64	活性化事業に例示として「活性化計画策定」「活性化委員会開催」とあるが具体的には何か。	P 38
Q65	各種調査に係る旅費の範囲はどこまでか。	P 38
Q66	宿泊を伴う視察は補助対象となるか。	P 38

## 7 収益事業

Q67	模擬店等(収益事業)に係る経費は補助対象となるか。	P 38
Q68	収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。	P 38
Q69	サービス券やポイントカード等と引換えに商品等を提供する場合も収益となるのか。	P 39
Q70	イベントでフリーマーケットを行う際の出店料は、模擬店の売上げと同様に補助対象から差し引かなければならないか。	P 39
Q71	模擬店の収益を全てチャリティとしてボランティア団体に寄付するが、模擬店材料費は補助対象となるか。	P 39
Q72	地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ等に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。	P 39
Q73	収益が発生した場合、書類の確認を行うのみでよいか。	P 39

## 8 内容変更等

Q74	商店街等が行う事業の内容変更等について。	P 39
-----	----------------------	------

## 9 実績報告

Q75	要綱第12条に規定する「必要な書類等」とは何か。	P 40
Q76	「100万円以上の経費については複数業者から見積書を徴し」とされているが、複数業者とは何社か。また、出演料、賃借料についても複数業者からの見積書が必要か。	P 40
Q77	「区市町村が商店街等に間接補助金を支払ったことを確認できる種類」とは具体的に何か。	P 40

## 10 検査

Q78	補助事業年度内に行う現地検査等は、具体的にどのような内容や方法の検査なのか。	P 40
Q79	補助事業完了後、翌年度に行う検査は、具体的にどのような内容や方法の検査なのか。	P 40

## 11 その他

Q80	同一商店街がイベント事業を2回実施する場合、同一名称でもよいか。	P 40
Q81	複数の商店街等による共催事業の場合、各商店街ごとの負担割合等は交付申請書及び実績報告書のどこに記載するのか。	P 41
Q82	商店街等名に変更が生じた場合、必要な手続きは何か。	P 41
Q83	代金支払い時にポイントカード等でポイントを取得して構わないか。	P 41

## 1 補助対象者

**Q1 区市町村事業で補助対象となる「商店街等」を限定しても構わないか。**

構いません。

**Q2 「商店街の連合会」に一部地域の連合会は含まれるか。**

「商店街の連合会」とは、商店街振興組合法又は中小企業協同組合法により設立された商店街の連合会、それ以外で区市町村単位に組織された商店街連合会です。したがって、その他の連合会は対象となりません。

**Q3 業種別組合等は補助対象者となるか。**

「新・元気を出せ！商店街事業」は業種別振興を目的としたものではないため、対象外となります。要綱第3条及び同実施細目1を参照ください。

**Q4 大型寄合店は補助対象者となるか。**

補助対象者となる商店街については、基本的には区市町村の判断といたします。その際、東京都が実施する「新・元気を出せ！商店街事業」は商店街の振興を図る事業であることを十分に認識された上でご検討願います。

## 2 補助対象事業

**Q5 区市町村事業で商店街等が行う事業をイベント事業のみとして問題ないか。**

問題ありません。

**Q6 「連続する期間に行われる行事」とは、どのぐらいの期間を指すか。**

イベント事業の実施期間については、基本的には区市町村の判断といたします。

ただし、年間を通じて実施する等、長期間に渡る事業については、経常的な商店街事業と判断し、補助対象外となる可能性があります。

**Q7 「連続する期間に行われる行事」とは、一定の連続する期間内の同一イベントで抽選会を2回に分けて行う場合も含まれるか。**

含まれます。

**Q8 同一商店街が、活性化事業1回とイベント事業2回について交付申請できるか。**

申請できます。

**Q9 1商店街あたりのイベント事業申請数について、「複数の商店街等による共催事業1回は、イベント事業の年間補助回数制限2回に含めない」とあるが、共催事業を1回でも行えば3事業まで申請できるということか。**

イベント事業は、共催事業があれば1商店街あたり年間3事業まで申請ができます。

**Q10 「広告宣伝のみ」「装飾のみ」といった事業もイベント事業として補助対象となるか。また、「イルミネーション装飾のみ」の事業はどうか。**

販売促進のためにチラシ・ポスター等の作成のみを行う事業、フラッグの掲揚のみを実施する事業は対象外となります。

ただし、イルミネーション装飾のみを実施する事業については、イベント性があることを鑑み、商店街自らが企画運営に携わることを条件に補助対象とします。

### 3 共催・実行委員会

**Q11 「商店街等の主催又は共催」とあるが、共催の対象が町会等の商店街以外の団体も含まれるか。**

補助対象となる共催事業は、交付要綱第3条に規定する複数の商店街等のみが実施主体となる事業に限定します。

よって、実施主体に商店街等以外の団体(町会等)が含まれる場合は、対象外となります。

なお、共催の形ではなく、商店街等が実施主体として開催するイベント事業へ地域の団体等が参加する場合は、商店街等が負担する経費について対象となります。

**Q12 実行(又は運営)委員会を設置して、市民参加型の「夏まつり」を実施するが補助対象となるか。また、商店街等が実行委員会に拠出する分担金は補助対象となるか。**

実行委員会方式により実施する事業については、複数の商店街のみを実施主体として行うイベント事業が補助対象であり、それ以外のものは対象とはなりません。

よって、実行委員会の構成員に商店街等以外の団体が含まれる場合は、対象外となります。

### 4 補助率・補助限度額

**Q13 イベント事業は1商店街当たり1ヵ年度に2回までとしているが、補助率及び補助限度額はどうか。**

商店街等が行う事業の1事業当たりの補助率及び補助限度額がそれぞれのイベント事業毎に適用されます。

**Q14 区市町村が補助対象と認め、商店街等に支払った補助金であれば、その1/2を都が区市町村へ補助すると考えていいか。**

区市町村が補助対象と認め、商店街等に支払った補助金額の1/2(100万円以下については3/4)を単純に区市町村へ補助するのではなく、区市町村から提出された実績報告書について審査を行った上で、都は補助金の額を確定します。

なお、区市町村が行う審査等にて疑義があるときは、速やかに都の担当者と協議してください。

**Q15 複数の商店街が共同して実施する事業(共催や実行委員会等)の場合、補助率はどう算定するのか。**

複数の商店街が共同して実施する事業の補助率については、個々の商店街における補助対象経費に応じ、1商店街ごとに補助率を算定します。

なお、個々の商店街に適用される補助率の算出方法は、単独商店街が実施する事業と同じです。

## 5 イベント事業

### (1)事業周知に要する経費

**Q16 4月上旬に行うイベント事業の場合、前年度の3月中に行った広告費は補助対象となるか。**

交付決定日以前に行われた行為に係る経費は対象外となります。

**Q17 チラシに補助事業と無関係な内容を掲載している場合は補助対象となるか。**

当該イベントの周知に要する経費が対象なので、対象外となります。

### (2)会場設営及び運営委託に要する経費

**Q18 悪天候等で設営できなかったテント等のレンタル代は補助対象となるか。**

使用実績のない経費は対象外となります。

### (3)景品購入費

**Q19 補助対象とする景品単価及び総額は、他の経費と同様に上限を設定しなくてもいいか。**

補助金は税金その他貴重な財源でまかなわれており、法令遵守や公正な執行が求められます。「不当景品類及び不当表示防止法」等の関係法令適用範囲内で、区市町村において規定してください。

**Q20 経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える景品は補助対象となるか。**

補助金は税金等を財源としていることから、補助効果の公平性に鑑みて、元々のポイントカード利用者が優位な扱いとなる、経常的なポイント事業に係る経費は対象外としています。

ただし、下記3点全てを満たすことを条件として、ポイントカード等の満点カードを活用した場合は、景品購入費に限り補助対象とします。

①商店街としてポイントカード事業が実施されており、会計報告が適正になされていること。

②ポイントカード等を所有しない者も含め、誰もが参加できる抽選会を実施していること。

(ポイントカード等の所有者以外に対する抽選会参加資格の付与条件が、「現金の支払い」のみの場合は、「誰もが参加できる」とは認められません)

③満点カード等での参加者について、当該カード等回収金額を対象経費から差引くこと。

(回収金額を「収益」として取り扱ってください)

**Q21 景品は「不特定多数の者にあらかじめ周知」したものが補助対象とあるが、周知していない場合は対象外となるのか。**

都では要綱第4条別表2にて、景品購入費にかかる対象経費は上記のとおり規定しているため、原則として事前に個数を周知した部分のみが景品購入費として補助対象となります。

周知事実の間接補助事業者である商店街自身の証明行為(チラシ、ポスター、イベント当日の写真等、周知内容が分かるもの)による確認としています。

そのため、補助事業以外での使用を目的とした景品等の購入経費の計上を防止するため、事前に個数を周知していない景品に係る経費は対象外とします。

なお、事前周知個数を超えた配布については、周知個数までが補助対象となります。(記念品についても同様の取扱いとなります。)

**Q22 配布実績の確認できない景品は対象外となるのか。**

都では要綱第4条別表2にて、「使用実績のないもの」を補助対象外経費と規定しているため、配布実績の確認できない景品購入費は対象外となります。

配布実績については、等級及び当選者数等が明記されたもの(受払簿の具備等)による確認が考えられますが、具体的には区市町村において規定してください。

**Q23 景品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められる余地はあるか。**

景品は特定行為の優劣等により提供するもの(抽選会やじゃんけん大会、競技等により貰える商品)であり、射幸心を煽り参加者を募るために、おのずと景品の等級に差をつけざるを得ません。

よって、景品購入費に限り、下記要件を全て満たす場合のみ「もれなく」や「全員に」の個数周知でも補助対象とします。

- ①「もれなく」や「全員に」の個数周知が景品の末等に限られていること。
- ②他の等級全ての個数周知が適正に行われていること
- ③くじの総数から、末等を含めた景品配布総数が把握できること

**Q24 ビンゴや抽選会等の景品となる商店街が発行する商品券等で、イベント当日の模擬店でも使用できる場合は対象となるか。また、その商品券を模擬店で使用した場合は、模擬店に係る費用はどうなるのか。**

対象になりますが、換金されていない商店街が発行する商品券は対象外です。

また、景品である商品券を使用できる模擬店に係る経費は、模擬店経費と商品券として換金された経費が重なることがないように商店街に指導してください。

**Q25 商品券を換金した場合、必要な確認書類は何か。**

換金を確認するため、次のいずれかの書類で確認してください(必要に応じ収入印紙貼付のこと)。

- ①商品券を換金した際に、個店が発行する領収書
- ②基準日時点に個店毎に署名、捺印、換金した商品券の枚数等を記載した一覧表

#### (4)記念品購入費

**Q26 記念品は「不特定多数の者にあらかじめ周知」したものが補助対象とあるが、周知していない場合は対象外となるのか。**

景品購入費同様、事前に個数周知していない場合は対象外となります(Q21参照)。

**Q27 記念品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められる余地はあるか。**

景品と異なり、無料配布等の記念品については等級に差をつける必要がありません。  
よって、記念品購入費では「もれなく」や「全員に」の形の個数周知では補助対象となりません。

**Q28 模擬店用に購入した物品が余ったので来場者に無料配布したが、記念品として補助対象に含めていいか。**

記念品は、不特定多数の者にあらかじめ個数周知しているものが対象となります。余った物品を無料配布しても、記念品とは見なせませんので対象外となります。

**Q29 経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える記念品は補助対象となるか。**

記念品は対象外となります。(Q20参照)

#### (5)出演料

**Q30 出演料を払った出演者に対する飲食の提供等は補助対象となるのか。**

出演料とは別に支払われる交通費、飲食、手土産等は「補助事業に直接必要のない経費」に該当する可能性があります。対象とする場合は、適用範囲を明確に規定してください。

なお、役員や来賓等に係る儀礼的経費は、公金(補助金)をもって補助することが適正ではないので補助対象外となります。

#### (6)その他諸経費

**Q31 事前準備に係る倉庫等の賃借料は補助対象となるか。**

区市町村において、適用範囲(内容、期間等)が明確に規定されている場合は補助対象となります。区市町村の適正な判断をお願いします。

**Q32 補助対象となる保険の種類、期間はどこまでか。**

補助対象とする保険の種類、期間等は、区市町村において規定してください。

なお、イベント中止の際に保険金が給付される保険は、もっぱら商店街の内部に対するものであり、補助事業に直接必要な経費とは考えられないため対象外となります。

**Q33 補助事業以外にも使用できる汎用性の高い物品や文房具は補助対象となるか。**

物品等は「使用実績のないもの」「補助事業に直接必要のない経費」でなければ補助対象となります。何をどの程度対象とするかは、区市町村の適正な判断をお願いします。

なお、本来必要ではない物、購入過多がないかなど、経費内容には十分注意してください。

**Q34 行政機関に対する謝礼は補助対象となるか。**

兼業兼職の許可を得ずに、職員が報酬又は報償を得ることはできませんが、商店街事業への従事で兼業兼職許可が下りることはありません。

また、行政機関は謝礼を歳入できないため、行政機関が謝礼を受領することはありません。

以上の点から、行政機関に対する謝礼は対象外となります。

ただし、行政機関そのものではなく、「行政機関の有志」や「行政機関のサークル」に対する謝礼は相手方も受領できるため、補助対象となり得ます。

**Q35 個店の従業員に渡す謝礼や弁当は補助対象となるか。また、「実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)」がアルバイトを行った場合は対象となるか。**

謝礼の対象となる行為が、従業員の休日においてなされたアルバイトであれば補助対象と考えます。ただし、従業員の休日であっても店主による従事命令である場合は対象外となります。

なお、「実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)」のアルバイトについては、対象外となります。

**Q36 イベント協力者に現金ではなく物品で謝礼を渡した場合、証拠書類が謝礼品を購入したことが確認できる領収書のみでも補助対象となるか。**

領収書と併せ、受領書等により謝礼対象者の物品受領が明確な場合は対象となります。

**Q37 自家発電用や暖房用の燃料などは補助対象となるか。**

「使用実績のないもの」、「補助事業に直接必要のない経費」でなければ補助対象となります。燃料購入代全てを対象とするものではありませんので、使用用途及び使用量が適正であるかどうかは、区市町村の適正な判断をお願いします。

**Q38 イベント来場者の怪我や病気に備えて医薬品を購入した場合、補助対象となるか。**

未使用の医薬品については、「使用実績がないもの」に当たるので対象外です。

**Q39 姉妹都市の商店街の人がイベントに高原野菜を運んで参加してくれているが、ガソリン代は補助対象となるか。**

使途が明確でない経費は対象外となります。ただし、宅配便代又は姉妹都市の人に対する謝礼であれば補助対象となります。

**Q40 神社等の祭礼に合わせてイベントを実施する場合、玉串料は補助対象となるか。**

憲法第89条(公金支出の禁止条項)に該当の可能性があるため、補助対象外となります。

**Q41 視察等で相手先に渡す手土産は補助対象となるか。**

視察等で相手方に渡す手土産は儀礼的な経費と解され補助対象外となります。

役員や来賓等の特定の者に係る経費を対象外としているのも、これら経費は儀礼的なものであり、公金(補助金)をもって補助することが適正ではないとの判断によるものです。

**Q42 イベント実施の際、近隣住民等に対する迷惑料は補助対象となるか。**

迷惑料は儀礼的な経費であり、かつ「補助事業に直接必要のない経費」なので対象外となります。

**Q43 契約書等に貼付する収入印紙は補助対象となるか。**

収入印紙は、印紙税法に基づく税金のため対象外となります。

**Q44 中古品を購入した場合、補助対象となるか。**

中古品を購入しても差し支えありません。ただし、耐用年数等を考慮のうえ購入してください。

**Q45 備品等の修理代は補助対象となるか。**

備品等の修理代は、額の大小に関わらず自己財産に対する経常的経費と考えられるため対象外となります。

**Q46 イベント用にレンタカーを借りた場合、料金は補助対象となるか。**

補助対象となります。満タン返しのガソリン代を含め、使用用途等の適用範囲については、区市町村の適正な判断をお願いします。

**Q47 警備委託等の経常経費は補助対象となるか。**

経常的な事業に係る経費は対象外となります。ただし、イベント事業において、その実施期間に限り警備等を委託する場合は補助対象となります。

**Q48 イベント用の山車を準備する段階で、制作過程をギャラリーとして一般に公開した場合、その期間の会場賃借料は補助対象となるか。**

イベント事業の事前準備ではなく、制作過程自体がイベント性を有しているのであれば補助対象となります。対象とする期間等の適用範囲は、区市町村において規定してください。

**Q49 イベント来場者のための駐車場賃借料は補助対象となるか。**

イベント当日の来街者用であることが明らかな駐車場又は駐車スペースの賃借料は補助対象となります。

ただし、時間貸駐車場等の来街者負担分を商店街が立替えるような場合は、駐車目的がイベント来場であるとは明確にできないため対象外となります。

## 6 活性化事業

### (1) 施設整備

**Q50 法定耐用年数内に街路灯のポール塗装等の改修を行った場合、補助対象となるか。**

法定耐用年数内の既存施設に係る改修は対象外となります。

なお、法定耐用年数の経過に関わらず、既存施設の修繕や保守については経常的経費と判断されるため対象外です。

また、アーケードの再塗装については街路灯のポール塗装に合わせた基準とし、設置後10年を経過したものが補助対象となります。

**Q51 法定耐用年数経過後に改修等を実施した場合、次の改修までの年数制限はどのくらいか。**

法定耐用年数経過後に改修を行い、同一箇所を再度改修するまでの期間については、各区市町村において適正期間を設けてください。

なお、改修は補助金交付の目的に鑑み、改修実施後少なくとも5年間は再改修・撤去等の予定がない施設を対象としています。

**Q52 街路灯の電球のみを購入・交換する事業は補助対象となるか。**

電球の購入・交換については、下記事業と同時に実施する場合に限定し補助対象とします。

- ①街路灯の新設
- ②既存街路灯の建替え(根巻き、ポール塗装等の「改修」は不可)
- ③既存街路灯の灯具付替え

**Q53 自動点滅器、安定器、変圧器等(電球以外の物品)の交換、「改修と同時に行う清掃」は補助対象となるか。**

補助対象となり得ますが、具体的には区市町村において規定してください。

**Q54 街路灯の移設を行いたい、移設費用は補助対象となるか。**

移設のみでは補助対象となりません。

**Q55 既に商店街が駐車場用地として借り上げている場合、賃借料は補助対象となるか。また、既に駐車場である施設を商店街が借り上げた場合はどうか。**

既に借りている駐車場の賃借料については、内容が経常的な性格を有すると判断されるため対象外となります。

また、既にある民間駐車場を借り上げる場合については、「商店街活性化のための新たな付加価値を追加する事業」であれば補助対象と考えますが、単に借り上げるだけのものは対象外となります。

**Q56 施設整備における備品等の「リース」は補助対象となるのか。**

「リース」は、比較的長期の賃借であり、複数年度にわたる契約となるのが通常です。そのため、単年度補助である都の補助制度の対象とはなりません。

ただし、イベント事業に使用する備品等を「レンタル」する場合は短期契約であり、購入より賃借とした方が経済的にも有効であることから補助対象となります。

**Q57 ファサード整備を複数年に分けて実施することはできるか。**

複数年連続して同一内容・同一主体が行う事業への補助はできません。(マニュアルP.6 参照)

ただし、あらかじめ初年度の申請時に事業計画(実施期間や事業の全体計画等)が明確に示されている場合は、補助対象となり得ます。

## (2)ホームページ

**Q58 ホームページを委託せず商店街自ら作成する場合の経費はどの程度まで補助対象となるか。**

ホームページ作成に直接必要となる経費が補助対象となります。対象範囲は、区市町村において規定してください。

**Q59 パソコンの周辺機器はどこまでが補助対象となるのか。**

補助事業に直接必要な経費であれば補助対象となります。ホームページ制作であれば、パソコン、プリンタ、スキャナ、デジカメ及びその接続機器が対象と考えられます。

また、ポイントカード事業等のデータ管理のためのパソコン購入であれば、デジカメやスキャナは対象外と考えられます。具体的な適用範囲は、区市町村において規定してください。

**Q60 ホームページ作成委託のみの場合は補助対象とならないか。**

ホームページの作成委託は補助対象となります。事業に係る全ての業務を委託する事業は対象外事業としていますが、ホームページ作成委託の場合、委託料以外の経費が生じない場合もあることから、事業の性格に鑑みて個別に判断します。

なお、ホームページの開設にあたっては、マニュアルP. 11の留意点を参照の上、適正な処理を行ってください。

### (3) 空き店舗

**Q61 賃借料補助を1ヵ年度と限定しても、補助対象となるか。**

補助対象となります。ただし、補助期間終了後も事業継続計画のある事業に限定します。

**Q62 空き店舗を取得して新たな経営者に賃貸したいが、取得に係る経費は補助対象となるか。**

空き店舗を含め、店舗の取得又は建替えに係る経費は対象外となります。

**Q63 前年度3月に賃貸借契約を締結した空き店舗事業であっても、交付決定日以降の経費であれば補助対象となるか。**

交付決定日以前に契約締結した場合は対象外となります。

### (4) 活性化計画・活性化委員会

**Q64 活性化事業に例示として「活性化計画策定」「活性化委員会開催」とあるが具体的には何か。**

商店街が活性化を図るため、自ら策定する活性化計画の策定や、そのための活性化委員会を行う場合を考えています。

ただし、経常的に行う活性化委員会は補助対象とはなりません。

また、区市町村全体の商店街活性化計画策定や、活性化のための委員会等については想定しておりませんが、商工会等が中心となり同様の事業を行う場合、その内容が経常的な性格を有していなければ補助対象となると考えています。

具体的には区市町村において規定してください。

**Q65 各種調査に係る旅費の範囲はどこまでか。**

事業執行上必要不可欠な視察等となります。なお、外部委員及び商店街関係者に対する旅費の適用範囲は区市町村において規定してください。

**Q66 視察にかかる旅費は補助対象となるか。また、宿泊を伴う場合はどうか。**

補助対象とするかは区市町村において規定してください。その場合、自治体職員による公費での視察の場合と同等に考えることが適当だと考えます。

なお、日帰りではなく、宿泊を伴う視察を補助対象とする場合は、その根拠を明確にしてください。

### 10 収益事業

**Q67 模擬店等(収益事業)に係る経費は補助対象となるか。**

収益事業に係る経費は、イベント事業実施に直接必要な経費であれば補助対象となります。

**Q68 収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。**

総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、その内容がわかる書類(Q73参照)を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。

**Q69 サービス券やポイントカード等と引換えに商品等を提供する場合も収益となるのか。**

商品等の対価として支払われた現金相当額のみと考えてください。

**Q70 イベントでフリーマーケットを行う際の出店料は、模擬店等の収益と同様に補助対象から差し引かなければならないか。**

フリーマーケット会場の賃借料や整備費等を補助対象に含めている場合は、出店料を補助対象から差し引いてください。

**Q71 模擬店の収益を全てチャリティとしてボランティア団体に寄付するが、模擬店材料費は補助対象となるか。**

補助対象となります。ただし、寄付した金額を含め収益は、他の模擬店等と同様に補助対象経費から控除します。

**Q72 地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ等に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。**

協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります。この場合、補助対象となるチラシ等経費から協賛金額を差引いた残りの金額が補助対象となります。なお、この判断については、チラシ等に資金提供者の名称が記載されている事実をもって直ちに広告収入とみなし、資金提供者が広告宣伝効果を意図しているか否かは問いません。

**Q73 収益が発生した場合、書類の確認を行うのみでよいか。**

収益が発生した場合は、必ず商店街の代表者及び会計担当者が内容を確認し、署名(記名)押印した書類を都に提出してください。

## 11 内容変更等

**Q74 商店街等が行う事業の内容変更等について**

区市町村は、商店街等が行う事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は中止しようとする場合に都の承認が必要となります。

具体的には、事業名称や実施期間(概ね1ヶ月を超える期間変更)のほか、経費区分、工法、材料、数量等の変更が考えられます。

なお、大幅な事業計画の変更等、内容の著しい変更を伴い、交付決定の内容そのものを変更しなければならない変更に対して承認を出すことはありません。

また、額が増額した場合は交付決定額が確定額となります。

## 12 実績報告

### Q75 要綱第12条に規定する「必要な書類等」とは何か。

実績報告書に添付する必要な書類とは、区市町村が商店街等への間接補助金(確定額)支払が完了したことを確認できる書類、業者選定を行った場合にその経過がわかる書類、事業の成果がわかるもの等です。

ただし、必要に応じ、領収書等の提出を求めます。(マニュアルP. 19参照)

### Q76 「100万円以上の経費については複数業者から見積書を徴し」とされているが、複数業者とは何社か。また、出演料、賃借料についても複数業者からの見積書が必要か。

マニュアルP. 8のとおり、100万円以上の経費については、原則3社以上の業者から見積書を徴してください。

なお、「商慣行上、複数業者から見積書を徴する必要がない」、また「その他特別な理由が明確にある」と解される経費については、区市町村の判断とします。

### Q77 「区市町村が商店街等へ間接補助金を支払ったことを確認できる種類」とは具体的に何か。

支出決定原議又は支出命令書等の写しです。

## 13 検査

### Q78 補助事業年度内に行う現地検査等は、具体的にどのような内容や方法の検査なのか。

商店街等が行う事業(特に活性化事業)の成果や支出内容の把握を目的として、必要に応じ都職員が商店街等、現地に赴き、調査を行います。

### Q79 補助事業完了後、翌年度に行う検査は具体的にどのような内容や方法の検査なのか。

補助事業に要した経費明細等から事業の詳細を確認するとともに、補助金額の算定内容等について検査を行います。具体的には、次の書類等により経費内容を確認し、都及び区市町村規程との整合性、事業効果の検証等を行います。

- ①補助金額の確定原議(補助金計算書を含む)
- ②商店街等からの実績報告書(事業費経費別明細を含む)
- ③領収書、チラシ、ポスター、イベント当日の写真等、周知内容が分かるものや業者選定議事録等、商店街等から提出された証拠書類

検査は、補助事業全てを対象として実施します。また、規定に抵触する補助金の支出、受領が判明した場合は、交付決定の一部取消し及び補助金の返還命令を行います。

## 14 その他

### Q80 同一商店街がイベント事業を2回実施する場合、同一名称でもいいか。

同一名称でイベントを行う場合の表記方法については任意としますが、事業名に①、②等を付け、必ず区別するようしてください。

**Q81 複数の商店街等による共催事業の場合、各商店街ごとの負担割合等は交付申請書及び実績報告書のどこに記載するのか。**

別紙として添付してください(様式不問)。

**Q82 商店街等名に変更が生じた場合、必要な手続きは何か。**

商店街等名に変更が生じた場合は、東京都まで届け出てください(様式不問)。

**Q83 代金支払い時にポイントカード等でポイントを取得して構わないか。**

補助対象経費でポイントを取得する行為は、補助金を利用した反射的利益の享受に当たります。原則として、代金支払い時にはポイントカード等を利用しないようご指導ください。

なお、ポイントを取得した場合は、取得したポイント分を補助対象経費から差し引きます。



## 杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱

平成24年 6 月 29 日  
杉並第17998号

改正 平成25年 3 月 15 日杉並第62573号

(目的)

第 1 条 この要綱は、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街等

- ア 商店街
- イ 商店街の連合会
- ウ 社会福祉法人及び特定非営利活動法人

(2) 商店街

- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
- ウ 次に掲げる事項に照らし、商店街と認められるもの。

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

(3) 商店街の連合会

- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された連合会
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された連合会
- ウ 杉並区商店会連合会

(4) 社会福祉法人とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）により設立された社会福祉法人をいう。

(5) 特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により認証された特定非営利活動法人であって、同法第2条第1項による特定非営利活動のうち、商店街の街区内で行う次に掲げる活動を行う法人をいう。

- ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- イ 社会教育の推進を図る活動
- ウ まちづくりの推進を図る活動
- エ 文化又は芸術の振興を図る活動
- オ 環境の保全を図る活動
- カ 災害救助活動
- キ 地域安全活動
- ク 子供の健全育成を図る活動
- ケ 情報化社会の発展を図る活動
- コ 経済活動の活性化を図る活動
- サ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- シ 消費者の保護を図る活動
- ス 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(6) 補助事業者とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等を

いう。

(7) 商店街等が行う事業とは、別表1に例示するイベント事業、活性化事業及びこれらと同趣旨の事業で商店街等が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

- ア 内容が経常的な性格を有する事業
- イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業
- ウ 他の補助金を一部財源とする事業
- エ 事業に係る全ての業務を委託する事業

(8) 「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業
- イ 商店街の連合会的主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業
- ウ 商店街若しくは商店街の連合会がア又はイの事業に参加する事業
- エ その他、杉並区長（以下「区長」という。）が特に認める事業

(9) 「活性化事業」とは、商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、イベント事業ではないものをいう。ただし、区長が必要と認めるイベント事業については、この限りではない。

社会福祉法人及び特定非営利活動法人が商店街振興に資する事業を行う場合は、商店街との連名による申請を行う事業に限る。

(10) 「商店街組織力強化支援事業」（以下「組織力強化事業」という。）とは、活性化事業のうち、商店街の連合会や商工会議所等が商店街と協働して行う、商店街への加入及び協力促進を図るための事業をいう。

(11) 「地域連携型モデル商店街事業」（以下「地域連携事業」という。）とは、活性化事業のうち、商店街又は商店街の連合会が地域住民や地域団体等と連携して、環境、福祉、観光などの地域ニーズに対応したまちづくり・地域おこしに取り組むことにより、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る事業をいう。

(12) 「特別支援事業」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、商店街が防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて小規模な事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。

（補助金の交付対象）

第3条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

（補助金の額）

第4条 区が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) イベント事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額300万円のいずれか低い額とする。
- (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が100万円以下のイベント事業については、補助対象経費の6分の5以内の額とする。
- (3) 活性化事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額5,000万円のいずれか低い額とする。ただし、LEDなどの環境負荷を軽減する街路灯の新規設置又は建替えを行う場合は、補助対象経費の6分の5以内の額、街路灯を撤去する場合（建替えを除く）は、工事に係る経費の3分の1以内の額とする。
- (4) 地域連携事業については、補助対象経費の5分の4以内の額又は補助限度額1億円のいずれか低い額とする。
- (5) 組織力強化事業については、補助対象経費の12分の11以内の額又は補助限度額5,800万円のいずれか低い額とする。
- (6) イベント事業又は活性化事業を合わせて行う場合の補助金の額は、第1号から第3号の額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。
- (7) 複数の商店街等が共同又は協力をしてイベント事業又は活性化事業を行う場合の補助金の額は、第1号から第3号の額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。

(8) 特別支援事業については、補助対象経費の9分の8以内の額又は補助限度額20万円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、区長が定める期日までに、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、必要な書類を添えて、区長あてに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、杉並区新・元気を出せ商店街事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

2 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 補助金の交付決定の額は、第4条に規定する商店街等が行う事業ごとに算出する額(1,000円未満の端数は切り捨て)又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

(事業の内容変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ杉並区新・元気を出せ商店街事業変更等承認申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて、区長あてに提出し、その承認を受けるものとする。

2 区長は、前条の規定による申請があったときは、内容を確認し、適当と認めるときは、杉並区新・元気を出せ商店街事業変更等承認書(第4号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書(第5号様式)による実績報告書を区長あてに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、杉並区新・元気を出せ商店街事業補助金確定通知書(第6号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、商店街等が行う事業ごとの第4条の規定により算出する額(1,000円未満の端数は切り捨て)又は第6条第3項に規定する額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第10条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第7号様式)を区長あてに提出するものとする。

3 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金精算書(第8号様式)を区長に提出し、速やかに補助金を精算するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(第9号様式)により報告するものとする。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命

令に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

2 区長は、第9条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を商店街等が行う事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(補助金に付すべき条件)

第15条 区長は、補助事業者に補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。

(2) 取得財産等については、商店街等が行う事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図ること。

(3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、区の承認を受けること。

(4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付すること。

(5) 補助事業の完了後、区から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備すること。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

第16条 補助事業者は、区長が別に定める期日までに前条第3号の規定により申請をしようとする場合は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金に係る取得財産等処分承認申請書(第10号様式)を区長あてに提出し、その承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の承認をした補助事業者に対し、前条第4号の規定により補助事業者が納付を受けた収入の全部又は一部の納付を求めることができる。

(検査)

第17条 補助事業者は、区長が区職員をして商店街等が行う事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について報告又は検査を求めた場合には、これに応じるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第18条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、区長が指示するところによる。

(区の事務処理)

第19条 区長は、補助金に係る事務処理に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 補助金の交付を行う場合は、あらかじめ補助事業の内容について審査会等による審査を行い、事業効果等の検証を行うこと。ただし、イベント事業及び地域連携事業については、この限りでない。

(2) 補助事業者が行う事業の完了後に行う審査業務において、適正な処理を行うよう努めること。

(3) 商店街等に対し、杉並区の補助金を財源とする補助事業であることを明示し、周知を図ること。

(4) 商店街等に対し、商店街等の団体との共催による事業を奨励するよう努めること。

(委任)

第20条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、産業振興センター所長が別にこれを定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

- 2 商店街等が行う事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施完了した事業であること。
- 3 旧杉並区元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱（平成11年3月1日杉生経発第1283号）は、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成25年3月15日杉並第62573号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第2条第7号関係）

1 イベント事業

<p>(1) 文化、歴史など地域資源を活かしたイベント</p> <p>①季節のイベント（七夕、盆踊り、クリスマス等） ②スポーツイベント ③スタンプラリー、ウォークラリー ④各種フェスティバル、コンクール（コンサート、音楽祭、ストリートアート、シャッターアートコンクール等） ⑤地産地消イベント ⑥観光物産展 ⑦朝市、夜市</p>
<p>(2) 資源リサイクル、環境対策に関連したイベント</p> <p>①エコキャンペーン（アルミ缶・ペットボトル等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等） ②クリーンキャンペーン（地域清掃イベント等） ③フリーマーケット ④リサイクル用品フェア</p>
<p>(3) 地域福祉、健康に関連したイベント</p> <p>①高齢者用品フェア ②高齢者等を招待してのイベント ③健康フェスティバル</p>
<p>(4) 防犯防災や生活安全に関連したイベント</p> <p>①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペーン</p>

\* イベント事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

\* イベント事業は、1商店街当たり1カ年度に2回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業1回は、当該回数に含まないものとする。

\* 販売促進のために、チラシ、ポスター等の作成のみを行う事業は対象外とする。

2 活性化事業

<p>(1) 施設を整備する事業</p> <p>①街路灯整備、改修、撤去 ②カラー舗装 ③アーケード改修、撤去 ④アーチ整備、改修、撤去 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設、改修 ⑧商店街事務所設置、改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備 ⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭基本設計、実施設計</p>
<p>(2) IT機能の強化を図るための事業</p> <p>①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③デビットカード導入 ④IC多機能カード導入 ⑤Eコマース導入 ⑥POSシステム導入 ⑦携帯電話による情報発信 ⑧顧客情報システム導入 ⑨IT拠点整備</p>
<p>(3) 顧客利便機能の強化を図るための事業</p> <p>①お客様向け巡回バスの導入 ②タウンモビリティ導入 ③宅配事業 ④案内板設置</p>
<p>(4) コミュニティ機能の強化を図るための事業</p> <p>①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等） ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入、調査 ④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）</p>
<p>(5) 組織力、経営力の強化を図るための事業</p> <p>①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調査 ④購買動向調査 ⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援 ⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発 ⑫空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）</p>

\*活性化事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

\*「中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及び公益法人」、「社会福祉法人」及び「特定非営利活動法人」が実施する場合は、その事業を実施する商店街と連名での申請を行う場合に限る。

別表2（第3条関係）

1 イベント事業の補助対象経費

経費区分・内容	備考
事前周知に要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の制作費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
金券、商品券の印刷経費	
コピー代（ポスター、チラシ作成用のみ）	
商店街HPへ掲載した専用ページの作成委託料	ホームページ開設経費は対象外
会場設営及び運営委託に要する経費	
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	
会場賃借料	
イベントの企画、運営の委託に要する経費	
街路灯等の装飾イルミネーションの取付撤去委託料	イベント実施期間外に係る費用は対象外
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
金魚すくい、輪投げ等のゲームを行うための経費	売上を伴う場合は、売上を補助対象経費より差し引く。
模擬店設営費	
景品購入費	
抽選会や福引の景品の購入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・等級、本数、景品名、当選者数が確認できるものを具備</li> <li>・不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分</li> </ul> ※商店会発行商品券は、換品した各店の領収書または受払簿を提出
ビンゴ大会やクイズ大会等のゲーム景品・副賞	
商店会が発行する商品券で換品された部分の経費	
※景品単価1万円以下（消費税込）の部分 総額で90万円以下の部分（送料は含めない）	
記念品購入費	
イベント来場者・参加者に配布する記念品、無料配布物	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
イベント来場者・参加者に無料で提供する模擬店の材料費	
出演料	
大道芸やコンサート出演者への出演者に対する出演料	1件あたり1日100万円以下の部分
その他諸経費	
イベント事業のために雇い入れた短期雇用者の賃金	時間単価1,000円以下の部分。賃金台帳提出
イベント事業への協力、設備、物品等の提供に対する	※必ず受領書をもらうこと。

る個人又は団体への謝礼（1団体又は1個人に対し、合計5,000円以内のもの）	現金での謝礼は対象外。
賠償責任保険、傷害保険料等	準備及び撤去期間を含む。
道路使用許可手数料	
事業系一般ごみ手数料又はごみ処理券購入費	
イベントで使用した共有物のクリーニング代	
撮影代	総額1万円以下の部分
事業実施に直接必要な備品購入費 （イベント以外で使用できる汎用性が特に高いものを除く）	レンタル可能な物は購入不可。耐用年数を考慮し、安価で購入できるものを除く。
事業実施に直接必要な消耗品費	使用量が確認できない場合は対象外
事業実施に直接必要な駐車場、倉庫等の賃借料	物品等の保管目的は除く。
模擬店材料費（有料で提供する場合） ※売上げは、補助対象経費より差し引く。	現金販売のみ。（縁日券等、現金と縁日券、無料配布物との併用も不可）

※ 100万円以上の経費（1イベントで1業者から合計して100万円以上の場合も含む）については、3社以上の業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。（実績報告時に見積書提出）

2 イベント事業の補助対象外とする経費

経費区分・内容	備考
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
飲食費・交通費	
記念品に係る経費	
案内状送付に係る経費	
行政機関に対する謝礼	
ボランティアに係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその親族に対して支出する経費	
アルバイト賃金	
謝礼	商店従業員の休業日での手伝いは対象
飲食費	
分担金以外の共催団体に対して支出する経費	
景品購入費	
景品単価が1万円を超える景品購入費（超えた部分）	
総額で90万円を超える景品購入費（超えた部分）	
現金、宝くじ	
事前周知した個数を超える景品購入費	
配布されていない景品購入費	
換品されていない商店会が発行する商品券購入費	
記念品購入費	
酒類の購入費	
イベント来場者一人一人に配布していないものの購入費	
不特定多数の者にあらかじめ周知していないものの購入費	
事前周知した個数を超える記念品購入費	
謝礼について	

現金での謝礼 1 団体、または 1 個人に対し、合計5,000円を超える謝礼	特定の個人に対するもの以外は対象外。
使用実績のないもの	
補助事業に直接必要のないもの	
会議費	
インターネットホームページの開設経費	イベント周知用ページの作成委託費を除く。
周知用ポスターやチラシでイベントに直接関係のない部分	
パソコンの周辺機器等の購入費	
汎用性が特に高い備品購入費	
補助対象経費以外の消耗品購入費	
医薬品	
イベント期間外の賠償責任保険料、損害保険料等	
イベント中止の際に保険金が給付される保険の保険料	
総額 1 万円を超える撮影費（超えた部分）	
時間単価1,000円を超える部分の短期雇用者の賃金	
広告宣伝費以外に係るコピー代	
収入印紙代	

<<その他>>

- 1 年度をまたがって実施するイベントの経費
- 2 下記の条件を満たさない領収書の経費
  - ・ 領収書のあて先が「商店会」であること。
  - ・ 領収書に、日付・金額・購入品目・単価・個数（規模）・発行元名・発行元印があること。
  - ・ 領収書に単価・個数（規模）の記載がない場合は、請求書、内訳書、納品書の提示ができること。
  - ・ 領収書が当該年度内に発行されているもの。
- 3 活性化事業の補助対象経費

区分・内容	摘要
施設整備に要する経費	
施設の設置、改修及び撤去に係る工事費	
建物、施設、施設案内板等の固定的施設の購入費又は設置費	
工事实施に係る設計、施工管理等を委託する経費	
レイアウト、デザイン等を委託する経費	
駐車場・駐輪場用地借上げのための土地賃借料	事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。（ただし、地域連携事業については事業開始日の属する年度の3月31日までを限度とする。）月額30万円を限度とする。
機器、設備、物品等の購入費及び賃借料	
IT機能の強化に要する経費	

	ホームページの作成等を専門会社に委託する経費	ホームページ開設事業は50万円を限度とする。
	ホームページの作成等に伴うパソコン等購入費	
	各種カード端末機等の購入費	
顧客利便機能の強化に要する経費		
	宅配用等の車両購入費	
	案内板等の固定的施設の購入費又は設置費	
	商店街マップの作成に伴うデザイン費又は印刷費	商店街マップ事業は20万円を限度とする。
コミュニティ機能の強化に要する経費		
	空き店舗の改装費	
	空き店舗活用事業に係る建物賃借料	事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。(ただし、地域連携事業については事業開始日の属する年度の3月31日までを限度とする。)月額30万円を限度とする。
	機器、設備、物品等の購入費及び賃借料	
組織力、経営力強化に要する経費		
	専門家、委員、研修会等の講師等に対する謝金、講演料	
	各種調査に係る謝金	
	会場賃借料	
	テキスト、参考図書、資料等の購入費	
	テキスト、報告書等の原稿料、印刷製本費	
	研修会、後援会等への参加費	
	フラッグ、商店街カード等の購入費	
	ポスター、チラシ等の制作費	
	広告の新聞折り込み経費	
	新聞、雑誌等への広告掲載料	
	イベントに係る経費	イベント事業の補助対象経費のとおり
上記経費に係る事業に付随する経費		
	事業に要する送料、運送料、自動車借上料	
	事業に要する臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	
	事業実施に直接必要な備品購入費	
	事業実施に直接必要な消耗品費	
	振込手数料	

\*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

\*100万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

#### 4 活性化事業の補助対象外となる経費

区分・内容	摘要
法定耐用年数に満たない既存施設に係る	

機能維持を目的とした修繕、保守等に係る経費	
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃借、造成、補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土地賃借料は除く。
別途定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給、専門家等に対する謝金、街路灯1基当たりの設置単価等、パソコン及び周辺機器の購入単価等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象外とする経費のとおり

様式 略

## 杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱実施細目

平成24年 6 月 29 日  
杉並第18054号

改正 平成25年 3 月 15 日杉並第62815号

- 1 杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱（平成24年 6 月 29 日杉並第17998号。以下「要綱」という。）第 2 条関係
  - (1) 第 2 条(2)イに規定する「事業協同組合」については、同条(2)ウに該当するものとする。
  - (2) 第 2 条(7)の規定に係る別表 1 に例示する「2 活性化事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
    - ア 「改修」とは、既存施設の機能を高め、又は耐久性を増すための改修とし、経常的経費や法定耐用年数に満たない施設に係る改修は対象としない。
    - イ 「撤去」とは、別表に基づく法定耐用年数が経過している施設を対象とし、老朽化等により危険度が著しく高い場合に限り、撤去のみを行う事業を対象とする。
    - ウ 「空き店舗等を活用した事業」とは、空き店舗の取得又は建替に係る事業は対象としない。
  - (3) 第 2 条(7)アに規定する「内容が経常的な性格を有する事業」とは、継続的又は定期的に発生する保守料及び使用料等に係る事業、法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とする修理又は保守に係る事業等をいう。
- 2 要綱第 3 条関係
  - (1) 第 3 条に規定する「区長が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
  - (2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くものとする。
- 3 要綱第 5 条関係
  - (1) 第 5 条に規定する「区長が定める期日」については、毎年度ごとに別に定める。
  - (2) 第 5 条に規定する補助金交付申請書に添付する「必要な書類」とは、事業の内容及び経理内容がわかる書類をいう。
- 4 要綱第 8 条関係

第 8 条に規定する「必要な書類等」とは、次に掲げるものをいう。

  - ア 経費の名目、単価、規模及び日付が明らかである領収書の写し。ただし、領収書に単価、規模等の記載がない場合は、請求書、内訳書、納品書、契約書及び引渡書等
  - イ 領収書のみでは、経費の支出目的、使途及び実態等が確認できないものについては、成果物、ポスター、チラシ、写真等
  - ウ ア、イにおいて確認できない場合、預金通帳、現金出納簿、備品台帳、口座振替依頼書、固定資産台帳等の帳簿類より確認できる経費
  - エ 業者選定を行った場合にその経過がわかる書類
- 5 要綱第 9 条関係

第 9 条第 2 項に規定する「第 4 条の規定により算出する額」は、補助金交付決定時と同様の算出方法を用いて得た額をいう。
- 6 要綱第 10 条関係

第 10 条第 1 項に規定する「区長が特に必要があると認める経費」とは、契約により、工事若しくは製造その他について請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前に代価の一部を支払う必要があると認められる場合をいう。
- 7 要綱第 16 条関係
  - (1) 第 16 条第 1 項に規定する「区長が別に定める期日」とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年 3 月 31 日大蔵省令第15号）別表第一」による耐用年数の経過した日とする。

(2) 第16条第1項の規定により、取得財産等処分承認申請書の提出があった場合は、「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日23財主財第38号）」による承認基準に準じて取り扱うものとする。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月15日杉並第62815号）

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

別表（1関係）

耐用年数表（抜粋）

構造又は用途（細目）	耐用年数
アーケード又は日よけ設備（主として金属製のもの）	15年
舗装道路及び舗装路面（コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの）	15年
金属造のもの（街路灯、ガードレール）	10年
事務機器及び通信機器 （電子計算機〈パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）〉）	4年
ソフトウェア（その他のもの）	5年

# イベント事業補助金の手びき

## 1 実績報告提出書類

期限厳守でね!



### 【提出書類】

- 杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書【第5号様式】
  - 事業内容書【別紙1】
  - 事業費経費別明細【別紙2】
  - 収入明細【別紙3】
  - 景品台帳【別紙4】 賃金台帳【別紙5】 謝礼台帳【別紙6】  
備品台帳【別紙7】 売上台帳【別紙8】
  - 別紙2に係る領収書（写）  
（写真は、イベント内容を確認できるものを提出してください。特に経費に関わるものは必ず、撮影してください。）
  - ポスターやチラシ等の成果物  
（成果物については、捨てずに保管し実績報告時に**現物を提出**）
  - 補助金交付請求書兼口座振替依頼書【第7号様式】
  - 委任状（通帳の名義が会長以外の名義になっている場合のみ必要です。）
  - イベント事業に係る出納簿等（写）
- ※ 事業を複数申請されている場合、上記の書類をコピーして事業ごとにご記入ください。

### 【提出期限】

イベント事業終了日から1カ月以内

### 【提出先】

杉並区商店会連合会  
〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 インテグラルタワー2階  
電話 3220-1221

### 【その他】

- ・各提出書類の記載については、記入例を参考にしてください。
- ・書式の電子データを希望される場合は、メールにて送付させていただきます。下記のメールアドレスまでご連絡ください。

### 【問い合わせ先】

杉並区産業振興センター産業観光係  
TEL：5347-9138 FAX：3392-7052  
Mail：sangyo-k@city.suginami.lg.jp

## 2 補助対象経費について ※詳細は対象経費一覧をご覧ください。

### (1) 事前周知について

チラシ・ポスター等作成の際は、以下の点にご注意ください。

# 歳末大売出し

**平成25年12月1日～12月24日**

## お楽しみ抽選会

12月24日開催！

期間中、商店会加盟店にて1,000円のお買い物につき  
抽選券1枚を差し上げます！

特賞	商店会お買い物券（1万円分）	5本
1等	商店会お買い物券（5千円分）	10本
2等	商店会お買い物券（1千円分）	50本
3等	お米（5kg）	50本
残念賞	ティッシュ	100本

抽選会にご来場の方先着200名様に  
ジュースをプレゼント！

**なみすけ商店会**

正式なイベント名を記載※1

各景品の等級・品名・数量  
(本数)を明記。明記されてい  
ない場合は対象外。  
品物の種類が多く掲載できな  
い場合は、別に一覧表を掲示。



無料配布品や記念品の  
用意数を明記。明記され  
ていない場合や「もれな  
く」の周知は対象外。

正式な商店会名を記載※1

抽選会場等に掲示し、  
掲示している様子を  
写真に撮って提出※2

### 注意！

- ※1 「正式なイベント・商店街名」とは、申請書類に記載していただいたものです。
- ※2 各景品・記念品などの品名及び数量が記載されたもの（ポスター類※ポスターとは別に作成した景品の一覧表も含む）は、抽選会場等に掲示してあるところを必ず写真に撮ってください。
- ※3 記念品などの無料配布を実施する場合、無料配布を行っている時の現場写真を撮ってください。
- ※4 チラシ・ポスターについては、実績報告時に現物を提出していただくことになっています。捨てずに必ず保管してください。

景品表記の  
悪い例

特賞	商店会お買い物券（1万円分）	5本
1等	商店会お買い物券（5千円分）	10本
	∫	
残念賞	生活用品等	もれなくプレゼント！

「等」まとめた表記は×

※予定より来場者数が多く、周知した個数に買い足した場合。（景品・記念品共通）

事前周知していた分  
ジュース200個

+

買い足した分  
ジュース100個

➡

買い足した分100個は対象外

※景品の末等についても必ず個数を表記してください。但し、景品総数が記載されている場合は末等について「もれなく」の表記が可能です。

➡ 記念品を「来場者にもれなくプレゼント」の記載では対象外。必ず個数を明記！

※その他の事前周知費用

	経費	対象	備考
チラシやポスター を自分達で作成 する場合	作成に必要な用紙	△	作成数に比べ著しく多く購入している場合は×
	インクやトナー	×	使った量が分からないため対象外。
	文房具類	×	汎用性が高いため対象外。
商店街のマップや 個店の広告など	印刷経費	△	イベントの周知に直接関係のないものは× 会場案内やイベントの配布物の取扱説明は対象。
ホームページ	委託費	△	イベント周知用のページ部分の作成費用が明確 に把握できるときのみ対象。

## (2) 景品購入費・記念品購入費

- ・商店会発行の商品券を景品・記念品にした場合。

➡ 換金した部分のみ対象。

各店の領収書、又は受領印が押印してある受払簿を提出。

※領収書又、換金簿には、必ず内訳に「@ ～ 円 × ～ 枚」と、記載してください。

注意

景品、記念品、謝礼の複数にまたがって商品券を発行する場合、色分けや目印等を付けて区別できるようにし、別々に報告してください。

- ・景品には上限額があります。

単価1万円以下（消費税を含む）、景品総額90万円以下

【注意】景品ペア旅行券（1人8千円）→景品単価は1万6千円 = 6千円は対象外

### （3）会場設営及び運営委託に要する経費について

- ・イベント会場の賃借料…イベントの準備から撤去までの期間は対象

【注意】貸主が実施主体である商店会関係者、その同居する親族の場合は、賃貸借契約書を取り交わし、実績報告書と共に提出。

### （4）出演料について

1件あたり1日100万円以下の部分が対象経費となります。

出演料は、食事代、交通費等を含んだ金額です。

つまり、出演料を支払った場合は、その他の経費（食事代、商店街で負担した駐車場代等）は、対象外となります。

### （5）謝礼について

※謝礼としてお弁当や飲み物等を提供する場合、必ず受取った個人または団体の受領書が必要です。受領書がない場合、対象外となります。

対象	対象外
—	・現金での謝礼は×
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出演料やアルバイト賃金、謝礼の代わりに弁当や飲み物を提供した場合</li> <li>・特定の個人に対して配布するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出演料、アルバイト賃金、謝礼に加えて提供する飲食費等</li> <li>・打ち上げなどの宴会経費、飲食店での食事代</li> <li>・不特定の個人に対するもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1個人に対し、合計5,000円以内のもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1個人に対し、合計5,000円を超える部分。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各商店の従業員が休日の場合の謝礼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関、実施主体の商店会関係者、その親族</li> </ul>

※受領書の例（受領書を作成、または謝礼台帳に印をもらうこと。）

<p style="text-align: center;">受領書</p> <p>A 商店会様</p> <p>〇〇イベントの警備として果物セットを受領しました。</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇月〇日 なみすけ ㊟</p>	または	<p style="text-align: center;">謝礼台帳 別紙6</p> <p style="text-align: center;">イベント名 商店街名</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>相手先</th> <th>住所</th> <th>謝礼理由</th> <th>品物</th> <th>金額</th> <th>㊟</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なみすけ</td> <td>〇〇</td> <td>イベント警備</td> <td>果物</td> <td>3,000</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	相手先	住所	謝礼理由	品物	金額	㊟	なみすけ	〇〇	イベント警備	果物	3,000	㊟												
相手先	住所	謝礼理由	品物	金額	㊟																					
なみすけ	〇〇	イベント警備	果物	3,000	㊟																					

※団体の場合  
「品物名(金額)×〇人分」  
「団体名・代表者名 ㊟」も記載する

## (6) 備品購入費・消耗品費について

レンタル可能なものを購入した場合は対象外。

ただし、レンタルよりも安価で購入でき、かつイベント事業にのみに使用されたと客観的に判断できる備品は対象となります。(根拠書類の提出が必要となります。)

### 1 備品購入費と消耗品費の違い

購入品単価が1万円以下(消費税を含む)のもの ⇒消耗品費

購入品単価が1万円を超える(消費税を含む)もの ⇒備品購入費(備品台帳提出)

### 2 備品を修理した場合、修理代は経常的な経費になりますので対象外となります。

### 3 イベント来場者の怪我や病気に備えて購入された医薬品は、対象外となります。

ただし、インフルエンザやノロウィルスなど感染予防のため購入した消毒液は対象とします。

## 3 その他

### 1 【実績報告作成時の注意点】

- ・交付決定があっても、イベントが実施されなければ補助金は交付できません。費用が生じていた場合でも、雨等で中止となった事業にかかる経費は、補助の対象とはなりません。
- ・実績報告書は、イベント終了後1カ月以内に提出をお願いいたします。
- ・銀行振込で料金を支払った場合も、領収書は必要となりますのでご注意ください。
- ・契約書や請求書、領収書(レシートも含む)の宛名が記載漏れであったり、正式な商店街名でない場合、補助対象外となる可能性があります。

(例) 東京〇〇通り商店街振興組合(通称さんさんロード)の場合の宛名

- 1 東京〇〇通り商店街振興組合⇒○
- 2 〇〇商店街⇒×(記載漏れ)
- 3 東京〇〇通り商店会振興組合⇒×(会→街)
- 4 さんさんロード⇒×(正式名称ではない)

正式な商店会名を記載

【通常の領収書の例】

領収書  
A商店会様 平成〇〇年〇月〇日  
金額 ¥ \_\_\_\_\_  
但し〇〇〇〇代として  
(単価×個数)  
上記正に領収いたしました  
なみすけ株式会社 印

但し書やに内容を記載。  
請求書等の内容がわかる  
書類を添付しても可。

金額が3万円以上：収入印紙を添付(業者)

受取者の住所・氏名・印

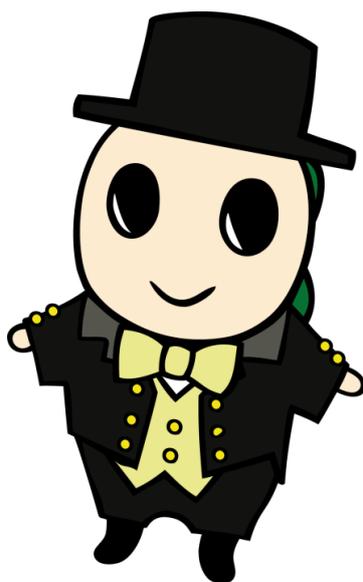
【アルバイト領収書の例】

領収書  
A商店会様 平成〇〇年〇月〇日  
金額 ¥ \_\_\_\_\_  
但しアルバイト代として  
上記正に領収いたしました  
(1000円×3時間 パレード係)  
杉並区▽▽1-2-3  
すぎなみ なみすけ 印

アルバイト単価×時間、仕事内容を記載



**平成26年度  
杉並区新・元気を出せ！  
商店街事業～イベント編～  
〔会計マニュアル〕**



**杉並区産業振興センター産業観光係**

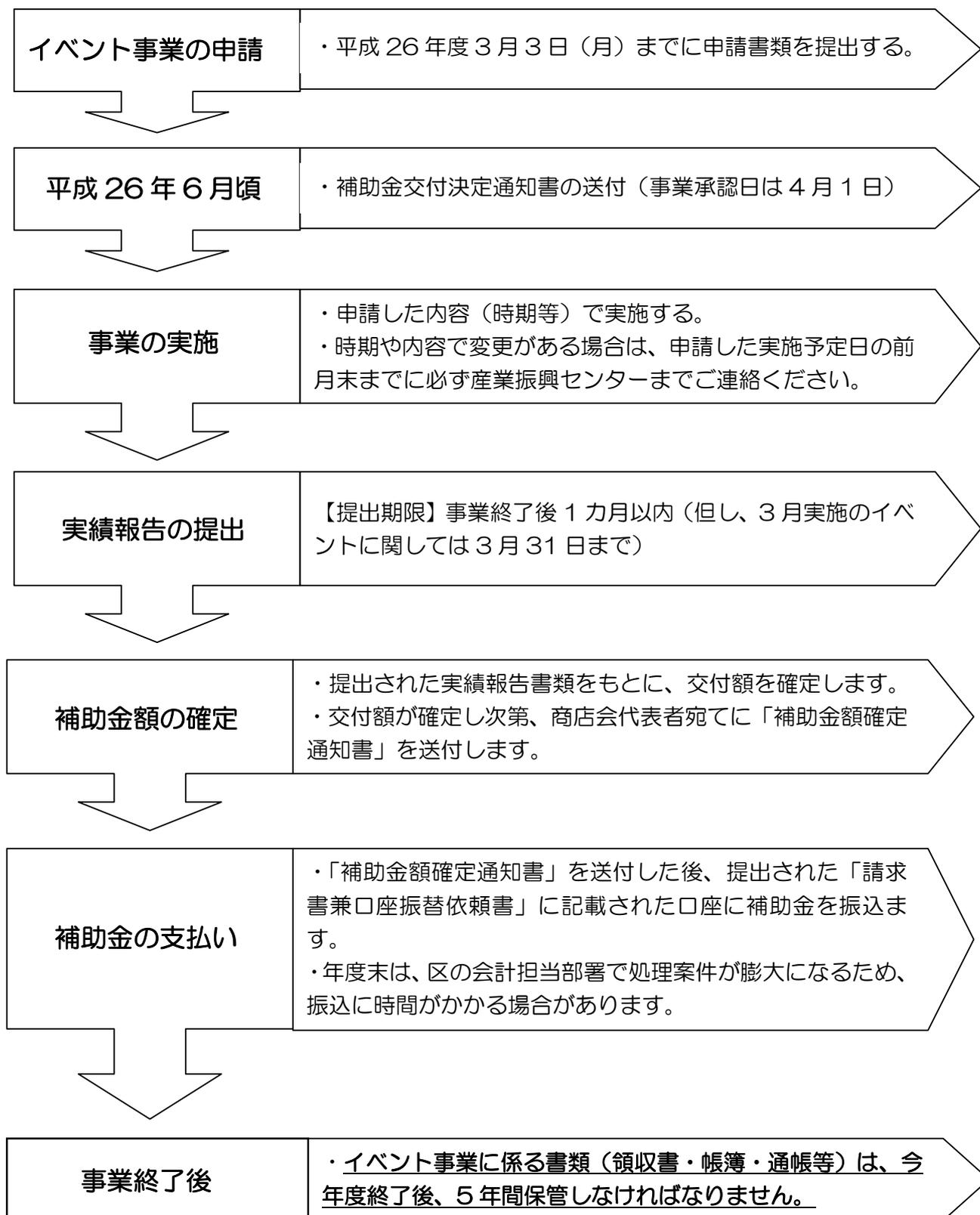
**電話 03-5347-9138**

**FAX 03-3392-7052**

# 目次

1. 平成 26 年度イベント事業全体の流れ・・・・・・・・・・P.2
  2. 補助対象となるイベント事業について・・・・・・・・・・P.3
    - (1) 補助スキームと補助限度額
    - (2) 補助金の交付額について
    - (3) 補助額の逆転現象
  3. 補助対象経費について・・・・・・・・・・P.5～9
    - (1) 事前周知に係る費用
    - (2) 会場設営及び運営委託に要する経費
    - (3) 景品購入費
    - (4) 記念品購入費
    - (5) 出演料
    - (6) その他諸経費
  4. 平成 26 年度 イベント事業注意事項・・・・・・・・・・P.10～12
    - (1) ポスター、チラシの記載例
    - (2) 領収書見本
  5. 事業申請について・事業変更又は中止について・・P.13～17
    - (1) 申請に必要な書類
    - (2) 提出期限
    - (3) 提出先書類作成時の注意事項  
※記入例①～④
  6. 事業実績報告について・・・・・・・・・・P.18～28
    - (1) 実績報告に必要な書類  
※記入例⑤～⑰
- 【参考】提出写真の撮影例・・・・・・・・・・P.29～31

## 1. 平成 26 年度イベント事業全体の流れ



## 2. 補助対象となるイベント事業について

対象となる イベント事業	① 商店街が単独で行うイベントに係る事業 ② 複数の商店街が共同で行うイベントに係る事業（共催事業） ③ 商店街の連合会、商工会議所が行うイベントに係る事業 ④ 商店街又は商店街等の団体が上記①～③の行事に参加する事業
要件	① 当該商店街の街区内で行うこと。 ② <b>連続する期間</b> に行うこと。
対象回数	1商店会1ヵ年度につき3回まで ※但し、単独事業は2回まで 例) 単独1回・共催2回（共催のみの3回でも可）
対象経費	当該年度内に支出された、イベントの開催期間の準備、開催、撤去等に係る直接必要な経費

### (1) 補助スキームと補助限度額（※ただし、補助決定額の範囲内とする。）

①補助対象経費が100万円を超える場合 …補助率 **2/3**・補助限度額 **300万円**

東京都 1/3	杉並区 1/3	商店街 1/3
---------	---------	---------

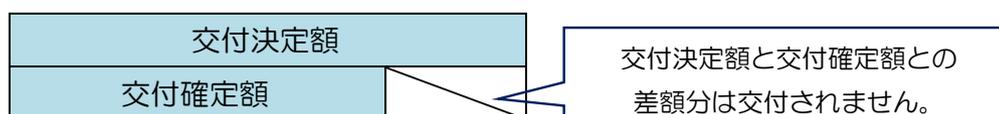
②補助対象経費が100万円以下の場合 …補助率 **5/6**

東京都 1/2	杉並区 1/3	商店街 1/6
---------	---------	---------

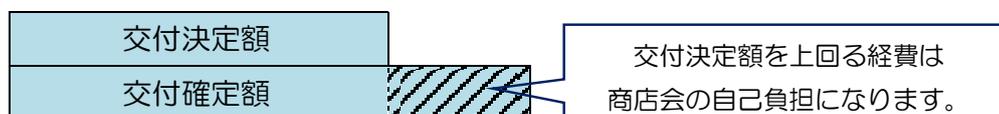
### (2) 補助金の交付額について **注意!**

- ・補助対象経費 100万円超で交付決定した事業は、事業実績で 100万円以下になっても補助率は 2/3 のままで交付額を確定します。ご注意ください。
- ・補助金の交付確定額は、実績報告の内容を審査し、交付申請時の対象経費と実績報告時の対象経費の少ない方の額に、交付申請時の算定基準（5/6 or 2/3）を適用し、算出します。

◇交付申請時の経費>実績報告時の経費の場合

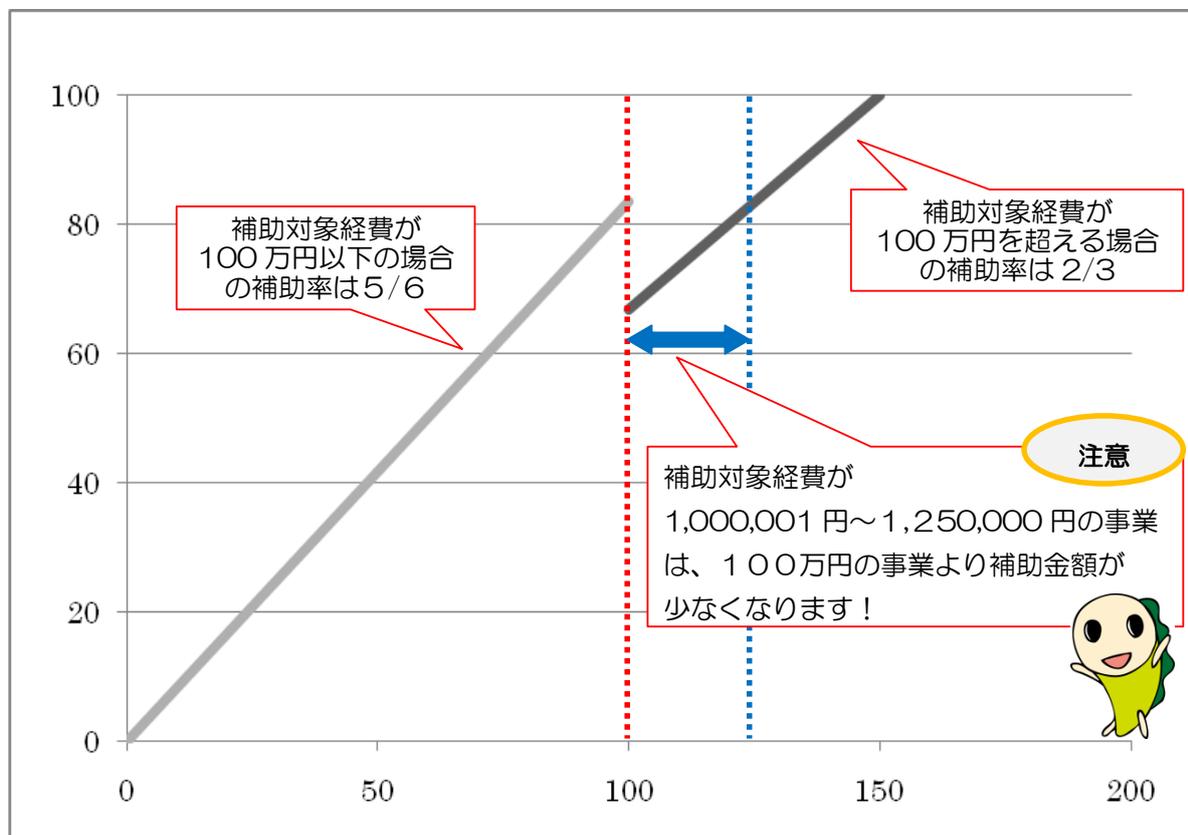


◇交付申請時の経費<実績報告時の経費の場合



### (3) 補助額の逆転現象

事業費により適用補助率が変わります。一定幅の事業費において、下記表のような補助額の逆転現象が生じます。下記表を参考にし、事業計画を行ってください。



### (4) 収益（売上等）の取扱いについて

① イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益（売上や出店料、抽選券売上等）が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。

※収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。

② パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

### 3. 補助対象経費について

#### (1) 事前周知に係る費用

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
ポスター、チラシ、立て看板、抽選券、福引券等の製作・印刷経費 ※ポスター、チラシ作成の際は作成例を参考にしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請したイベント名・正式な商店会名・実施日の記載があること</li> <li>・抽選会・ゲーム等の景品、記念品等の無料配布物がある場合は、各景品の等級・品名・数量（本数）を明記すること</li> <li>・抽選会等実施する場合は、参加条件（換金期限の記載を含む）を記載すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□現物、成果物</li> <li>作成したポスター、チラシ、抽選券等</li> <li>□写真</li> <li>ポスター、看板等を掲示した様子が分かるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記、提出書類がない場合</li> <li>・正式なイベント名、商店会名が記載されていない場合</li> <li>・当該イベント以外の内容が記載されている場合</li> </ul>
広告の新聞折り込み経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記チラシを新聞等に折り込んでいる場合の折り込み料、ポスティング経費等</li> </ul>		
新聞、雑誌等への広告掲載料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、雑誌、TV等への広告掲載料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□成果物（掲載されたもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント名の入っていないもの</li> <li>・イベントと関係のない内容が掲載されたもの</li> </ul>
案内看板、フラッグ、横断幕等の製作費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請したイベント名・正式な商店会名・実施日の記載があること</li> <li>・加えて、フラッグや横断幕等については当該イベント限定であることが分かるように記載すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□写真</li> <li>フラッグや横断幕が設置されているところが確認できるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正式なイベント名、商店会名が記載されていない場合</li> <li>・当該イベント限定であることが確認できない場合</li> </ul>
ポスター・チラシ作成に要するコピー代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター・チラシ作成の場合のみ</li> <li>・用紙代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□コピーした内容が分かるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インクやトナー代、文房具類</li> <li>・用紙代（作成数に比べ著しく多く購入している場合は対象外）</li> <li>・内部資料（会議資料等）に係るコピー代</li> <li>・会員がポスター等の原稿を作成した経費や、会員の所有しているコピー機等でのコピー・印刷をした場合の経費</li> </ul>
HPへの専用ページ作成経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街HPへ掲載した専用ページの作成委託料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□HP掲載部分のコピー等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HP開設経費</li> <li>・イベントと関係ない内容が掲載されたもの</li> </ul>

(2) 会場設営及び運営委託に要する経費

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費 (街路灯等の装飾イルミネーションの取付撤去委託料を含む)	・イベント会場の設営に係る経費（イベントに伴う分のみであること） ・イベント実施期間内に係る経費	□見積書、契約書 工事・委託共に100万円以上の場合、提出すること。見積書については3社分必要。 □業者選定議事録	・提出書類に不備がある場合 ・経常的なものが含まれている場合 ・イベント実施期間外に係る費用
イベントの企画、運営の委託に要する経費	・イベントの一部についての企画、運営の委託であること	□業者選定議事録 100万円以上の場合、3社見積りを徴し、業者を選定した経緯が分かるものを提出	・イベントの企画、運営を全て委託した場合
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	・警備会社等もしくは廃棄物処理業者への委託経費	□同上 □マニフェスト伝票 廃棄物処理の場合	
会場賃借料	・貸主が業として貸している場合の賃借料 ・イベントの準備から撤去までの間のもの ・貸主が実施主体である商店会関係者、その同居する親族の場合は、賃貸借契約書を取り交わしていること	□契約書	・準備～撤去までの間以外の会場賃借料 ・左記、提出書類がない場合 ・駐車場を借用した際、代替場所として使用したコインパーキング代
模擬店(焼きそば等)、金魚すくい、輪投げ等のゲームを行うための経費（模擬店の材料費等の経費は区分⑥）	・模擬店、ゲーム類を行うための会場設置に係る経費 ・収益がある場合、計上されているか。（売上やフリママーケットでの出店料等）	□売上台帳（代表者及び会計担当者の署名・印鑑があること）	・収益があるのか明らかで、売上台帳が提出されなかった場合

(3) 景品購入費

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
抽選会や福引の景品の購入に要する経費、ピンゴ大会やクイズ大会等のゲーム景品・副賞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽選会等の景品及び商品券(不特定多数の者に予め、景品内容・本数が周知されているもの)⇒ポスターやチラシ等に記載があること</li> <li>・景品単価1万円以下(消費税込)の部分</li> <li>・総額で90万円以下の部分(送料は含めない)</li> <li>・予め周知した個数以下の部分</li> <li>・商店会独自の商品券(換金分のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□景品台帳</li> <li>等級、それぞれの本数及び当選者数が確認できるもの</li> <li>□現物、成果物</li> <li>ポスター、チラシ</li> <li>□写真</li> <li>購入した景品全ての写っているもの、配布している様子が分かるもの、現場写真</li> <li>□商店会商品券換金簿、又は換金時に個店が発行した領収書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景品の内容、本数が事前周知されていない場合</li> <li>・景品単価が1万円を超える部分(税込)</li> <li>・景品総額が90万円を超える部分(税込)</li> <li>・現金、宝くじ、大型店、百貨店(会員の場合は対象)の商品券等</li> <li>・配布されていない景品分及び換金されていない商品券</li> <li>・事前周知した個数を超える景品購入費</li> <li>・ポイントカード(特定の者のみが対象となるため)</li> </ul>

(4) 記念品購入費

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
イベント来場者・参加者に配布する記念品、無料配布物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の者に予め、内容、本数を周知した記念品や無料配布物等(ポスター、チラシ等による記載)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□現物、成果物</li> <li>ポスター、チラシ</li> <li>□写真</li> <li>購入した景品全ての写っているもの、配布している様子が分かるもの、現場写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記念品の内容、本数が事前周知されていない場合</li> <li>・来賓等特定の者に対する記念品</li> <li>・配布されていない記念品</li> <li>・酒類の購入費</li> <li>・事前周知した個数を超える記念品購入費</li> </ul>
イベント来場者・参加者に無料で提供する模擬店の材料費			

(5) 出演料

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
大道芸やコンサート出演者への出演料に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出演料(1件当たり1日100万円以下)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1件当たり100万円以上の部分</li> <li>・出演料の他に飲食等を提供する場合</li> </ul>

(6) その他諸経費

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
イベント事業のために雇い入れた短期雇用の賃金	・アルバイト賃金（時給 1,000 円以下の部分） ⇒領収書に作業内容、作業内容、時間単価、作業時間が記載されているもの	・賃金台帳	・時給 1,000 円を超える部分 ・商店会関係者のアルバイト料
イベント事業への協力、設備、物品等の提供に対する個人又は団体への謝礼	・商店会関係者以外のイベント協力者への謝礼 ・1 団体又は、1 個人に対し合計 5,000 円以内のもの	・謝礼台帳 ・受領書	・現金謝礼 ・商店会関係者また、その親族への謝礼 ・受領書のないもの ・行政機関、近隣挨拶費に係る経費 ・合計 5,000 円を超える部分の謝礼 ・役員や来賓者等の特定の者に係る経費 ・打ち上げなどの宴会経費、飲食店での食事代
賠償責任保険、損害保険料等	・イベント実施期間中（準備及び撤去期間を含む）の保険料で来街者等の外部向けのもの ・賠償責任保険、損害保険	・保険の中身が確認できるもの ・保険期間が確認できるもの	・内部（スタッフ用）向けのもの ・イベント中止保険 ・イベント期間中でない保険料
道路使用許可手数料	・道路使用許可申請等	・道路使用許可申請書等	
事業系一般ごみ手数料又はごみ処理券購入費	・イベント時に使用した一般ごみ等の処理に係る経費（処分量が適正なもの）		
郵送料	・案内状等の送付（広報用のみ） ・参加申し込みに対する回答や景品を後日発送する等の経費	・送付先リスト等	・特定の者（役員・町会長など来賓）への郵送に係る経費
イベントで使用した共有物のクリーニング代	・はっぴ、紅白幕等のクリーニング代	・はっぴ、紅白幕等を使用して いることが分かる現場写真	・使用実績のないもの
撮影代	・イベント実施状況確認のため提出する写真の撮影に係る経費（総額 1 万円以下の部分） ・使い捨てカメラの購入費 ・現像代	・撮影した写真 ※補助対象経費に係る写真が漏れなく撮影されていること	・総額 1 万円を超えるもの

(6) その他諸経費

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
振込手数料	・振込手数料 ・代引き手数料	・振込依頼書等 ・振込明細	・補助対象外経費に係る振込手数料
運搬費	・配達業者による運搬費、配達代		・個人による運搬に関する経費（交通費、ガソリン代、手間賃等）
事業実施に直接必要な備品購入費	・リースより購入する方が安価な場合 ・リースでできない理由が明確であるか	・備品台帳	・当該事業以外に利用可能な場合 ・当該事業実施に直接必要のない備品 ・リースが可能な場合 ・備品の修理代
事業実施に直接必要な消耗品費	・使用量の確認できるもの		・汎用性の高いもの ・文具類 ・使用実績のないもの ・補助事業に直接必要のない経費
模擬店材料費（有料で提供する場合）	・売上台帳の提出があること	・売上台帳	・売上台帳の提出がない場合

※上記に記載のない経費については、事前にご相談ください。

※経費に係る領収書等については、必ず以下の項目をご確認ください。

- ・事業者が業として行っているサービスの領収書であること。
- ・金額の内訳（単価・数量）や対象物品・サービスの用途などが不明なものは対象外となります。（～工事一式等の記載のみは不可）但し書きの代わりに、明細が確認できる他の書類（請求書、納品書等）を添付いただいても構いません。
- ・領収書等に年月日が記載されていること。（平成26年4月1日～平成27年3月31日以外の場合、補助対象外です。）
- ・宛名が正式名称で記載されていること。（正式名称とは、申請時に書いていただいた商店会名となります。）
- ・実行委員会制を採ってイベントを実施したい場合、実行委員会名簿（商店会で構成されたものに限る。商店会以外の団体が含まれている場合は受理できません。）が提出された場合のみ、実行委員会宛の領収書を補助対象とします。
- ・複数商店会で事業実施（共催事業）した場合、領収書等の宛名が代表商店会名（申請商店会名）であること。

## 4. 平成 26 年度 イベント事業注意事項（必ず確認してください!）

### ① 4 月に実施する事業について

⇒事業の承認日は、4 月 1 日です。領収書の日付が 4 月 1 日以前のものだと対象外となります。また、4 月 1 日に実施する事業については、事前に行う周知費用が補助対象外となります。

### ② 景品及び記念品（無料配布品）の事前周知について

⇒ポスター・チラシ等で事前周知のない景品及び記念品は補助対象外となります。景品等を用意する場合は必ず、景品の内容、等級別当選本数、記念品の内容、配布個数を正確に掲載し周知を実施してください。

### ③ 請求書、領収書等について

⇒必ず宛先は正式な商店会名（申請時記載した商店会名）とし、日付や但し書き欄に内容や数量が明記されているものをご提出ください。但し書き欄に記載がない場合、該当領収書の請求書・納品書等の内訳が分かる書類を別途添付してください。（その際も、宛名・日付等にご注意ください。）

また、領収書等の課税文書には金額に応じて、印紙税がかかります。印紙の貼付漏れがある場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

※印紙税についてご不明な点がある場合は最寄りの税務署にお問い合わせください。

### ④ 物品購入時のポイント加算について

⇒クレジットカード・ポイントカードを使用して、物品を購入しポイントを取得した場合、物品の購入経費自体が補助対象外となります。

### ⑤ 事業者負担の振込手数料について

⇒振込手数料が事業者負担で、差し引き支払いの場合は、請求書に「振込手数料は請求金額より差し引いて入金ください」等の明記が必要です。

### ⑥ 経費一件当たりの金額が 100 万円を超える場合

⇒見積りを 3 社分揃え、業者選定委員会の議事録を作成し提出してください。また、100 万円を超える経費の場合、必ず契約が必要となります。（実績報告時に契約書を提出していただきます。）

### ⑦ 事業の中止の取扱いについて

⇒交付決定があっても、イベントが申請した内容で実施できなければ補助金は交付できません。費用が生じていた場合でも、雨等で中止となった事業にかかる経費は、補助の対象となりません。

### ⑧ 事業の変更・中止する場合

⇒事業名の変更（1 字でも）や実施期間の変更（1 カ月以上の変更）、事業内容の大幅な変更、事業そのものを中止する場合は、事前に変更届けを提出する必要があります。

### ⑨ 書類に使用する印鑑について

⇒申請書・実績報告書等の書類に使用する印鑑は全て統一してください。（シャチハタは不可）

### ⑩ 補助金請求書について

⇒口座名義人記載欄に誤りが多く見受けられます。1 字の間違ひだけでも補助金の振込ができなくなってしまうので、再度のご確認をお願いいたします。

### ⑪ 申請後、代表者（会長等）が変更となった場合

⇒変更届けの提出が必要となります。変更となった際は、産業振興センターまでご連絡ください。

(1) ポスター・チラシの記載例

## 歳末大売り出し

**平成26年12月1日～12月24日**

### お楽しみ抽選会

12月24日開催！

期間中、商店会加盟店にて1,000円のお買い物につき抽選券1枚を差し上げます！

特賞	商店会お買い物券（1万円分）	5本
1等	商店会お買い物券（5千円分）	10本
2等	商店会お買い物券（1千円分）	50本
3等	お米（5kg）	50本
残念賞	ティッシュ	100本

抽選会にご来場の方先着200名様にジュースをプレゼント！

**なみすけ商店街振興組合**

無料配布品や記念品の用意数を明記。明記されていない場合や「もれなく」の周知は対象外。

正式な商店会名を記載

正式なイベント名を記載

抽選会等を実施する場合は、参加条件を記載すること。

各景品の等級・品名・数量（本数）を明記。明記されていない場合は対象外。品物の種類が多く掲載できない場合は、別に一覧表を掲示。

抽選会場等に掲示し、掲示している様子を写真に撮って提出



※景品表記の悪い例

特賞	商店会お買い物券（1万円分）	5本
1等	商店会お買い物券（5千円分）	10本
	∫	
残念賞	生活用品等	もれなくプレゼント！

- ・「等」などまとめた表記は×
- ・もれなくといった表記も×

【注意！】

- ・個数表記は必ず記載する。
- ・記念品についても個数表記をする。



(2) 領収書見本

◎宛名は正式な商店街名称で記入する！

例) なみすけ商店街振興組合 (通称なみすけロード) の場合

- ①なみすけロード・・・× 正式名称でない
- ②なみすけ商店街・・・× 「振興組合」が抜けている
- ③歳末大売出し実行委員会× 商店街名でない

領収書の発行日が記載されていること

## 領 収 書

なみすけ商店街振興組合 様

平成〇〇年〇月〇日

¥ 54,000 -  
(うち消費税額 ¥4,000 -)

但 〇〇〇代として @500×100個  
上記正に領収いたしました

なみすけ株式会社  
東京都杉並区阿佐谷南〇-〇-〇  
杉 なみすけ (印)

印紙

内容、単価、数量などが記載されていること

金額に応じて収入印紙を貼り割印を押すこと。  
※金額が税抜 50,000 円 (税込 54,000 円) 以上の領収書等の課税文書には収入印紙を付さなければなりません。(平成 26 年 4 月より金額が変更)  
ただし、消費税額の明確な記載が無いと、金額が 50,000 円も収入印紙の貼付が必要となります。

領収書発行者の住所・社名・代表者氏名・印があること

印紙税について変更があったから、注意が必要だね！

※アルバイト領収書について

## 領 収 書

なみすけ商店街振興組合 様

平成〇〇年〇月〇日

¥ 3,000 -

但 〇〇まつりアルバイト代 (@1000×3 時間  
抽選会受付) として  
上記正に領収いたしました

東京都杉並区阿佐谷南〇-〇-〇  
杉 なみすけ (印)



アルバイト単価×時間、従事内容を但し書き欄に記載すること

受取者の住所・氏名・印があること

## 5. 事業申請について

### (1) 申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付申請書【第1号様式】
<input type="checkbox"/>	事業計画書【別紙1】
<input type="checkbox"/>	事業費経費別明細（補助対象経費一覧表）【別紙2】
<input type="checkbox"/>	収入明細【別紙3】
<input type="checkbox"/>	実行委員会名簿（実行委員会名で申請する場合のみ）【様式任意】
<input type="checkbox"/>	会則
<input type="checkbox"/>	役員名簿
<input type="checkbox"/>	過去2カ年分の決算書類

※複数事業を申請する場合、上記の書類をコピーして事業ごとにご記入ください。

### (2) 提出期限 **平成26年3月3日(月) 厳守**

※「平成26年度 商店街支援事業利用希望調査書」と同時にご提出ください。

### (3) 提出先 杉並区商店会連合会（インテグラルタワー2階） 〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 電話03-3220-1221

## ○事業変更又は中止について

### (1) 提出書類

<input type="checkbox"/>	杉並区新・元気を出せ商店街事業変更等承認申請書【第3号様式】
--------------------------	--------------------------------

### (2) 変更届けを提出しなければならない場合

事業名の変更（1字でも）や実施期間の変更（1カ月以上の変更）、事業内容の大幅な変更、事業そのものを中止する場合。

### (3) 提出先 杉並区産業振興センター（インテグラルタワー2階） 〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 電話03-5347-9138



# 記入例①

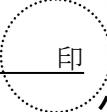
記入しないでください。

~~年 月 日~~

第1号様式 (第5条関係)

杉並区長 あて

肩書は必ず記入！使用する印鑑は統一（申請書・実績報告・口座振替依頼等）してください。

商店会(団体)名 杉並A商店会  
 住 所 杉並区阿佐谷南 1-15-1  
 代表者名 会長 杉並 太郎 

## 杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、申請します。

記

1 事業内容

(1) 事業名 納涼大会 開催する事業名を記入。このイベント名で東京都へ申請するので、正確な名称をお願いします。(変更があった場合は、変更申請が必要となります。)

(2) 内容 別紙1のとおり

(3) 経理内容 別紙2のとおり

(4) 交付申請額 金 ~~円~~ 記入しないでください。

(5) その他 (書類作成者連絡先)

氏 名 杉並 次郎  
 住 所 杉並区阿佐谷南 1-15-1-202  
 電話番号 03-3312-2111  
 FAX 番号 03-5307-0684

なお、補助を受けるにあたり、区が行う必要な個人情報の収集に同意いたします。

商店街振興事業名	杉並区新・元気を出せ商店街事業		
1 事業名 納涼大会	イベント期間中に利用期限のある商店会独自の商品券等を発行した場合は、換金期間終了日を期日最終日として記入する。実績報告の提出〆切はその日から1カ月以内となります。		
2 商店街名 杉並A商店会			
3 実施期間(景品等交換期限を含む。)	平成 26 年 8 月 25 日 から 平成 26 年 9 月 30 日 まで		
4 実施場所 杉並A商店会内			
5 共催する商店街名又は団体名 杉並B商店会	何を実施するのか具体的に記載		
6 事業の具体的な内容 今回で15回目を迎える事業であり、地域にも浸透してきており、楽しみにしている方も多く、当商店街のPRおよび顧客サービスを目的として実施する。 <内容> ①ポスター、チラシ、パンフレット、立て看板を作成し、イベントを周知する。 ②盆踊り大会を実施する。 ③盆踊りの参加者先着100名様にかき氷を無料配布する。 ④抽選会 ・期間中買い物をした方に500円につき1枚の抽選券を配布する。 ・抽選券1枚につき1回抽選を行う。当選した等級に応じて景品を進呈する。 1等:テーマパークチケット、2等:区内共通商品券、3等:商店会商品券、4等:ポケットティッシュ ⑤バンド演奏を実施する。 ⑥道路使用料を支払う。	景品については、何を用意するのか具体的に記載する。(予定で構いません)		
7 ①収益事業の有無 (有) ・ 無 ②収益事業が有の場合、具体的な内容と見込額 ・焼き鳥、フランクフルトの販売 @100×500個=50,000 ・フリーマーケットの区画料 @1,000×20=20,000			
8 期待される効果(具体的に) 参加者は年々増加しており、商店街のPRやイメージアップに大変効果がある。 チラシやポスター、ペナント等で抽選会の周知をすることにより、各店の売上が向上する。 また、抽選会の景品を商店街加盟店で利用できる商品券にする相乗効果により、商店街利用回数の増加が期待できる。 各店舗の売上高10%アップ、イベント実施時の来街者数10%アップ(対前年同期比)をめざす。 ( 目標来街者数 3,000 人 )			
9 本申請についての連絡先等			
① 担当者名 杉並 太郎	② 電話番号 03-3312-2111		
③ FAX番号 03-5307-0684	④ メールアドレス sangyo-k@city.suginami.lg.jp		

### 記入例③

別紙2 事業費経費別明細 (\*イベント事業の場合)

捨印

イベント名

納涼大会

商店街名

杉並A商店街

(単位:円)

経費名称	数量	単価	金額	補助対象経費	補助対象外経費	備考
事前周知に要する経費 (区分①)				883,000	0	
チラシ印刷	10,000	10	100,000	100,000	0	
新聞折込	10,000	3.3	33,000	33,000	0	
ポスター印刷	100	1,000	100,000	100,000	0	
立て看板	30	1,000	30,000	30,000	0	
抽選券印刷	50,000	8.4	420,000	420,000	0	
商品券印刷	1,000	200	200,000	200,000	0	
会場設営及び運営委託に要する経費 (区分②)				325,000	0	
盆踊り櫓設営費	1	150,000	150,000	150,000	0	
会場電源工事	1	140,000	140,000	140,000	0	
机・椅子リース	10	2,000	20,000	20,000	0	
廃棄物収集処理委託	1	15,000	15,000	15,000	0	
景品購入費 (区分③)				235,000	0	
テーマパークチケット	30	5,000	150,000	150,000	0	景品費の単価上限は1万円です。総額では90万円が上限となります。
区内共通商品券	100	500	50,000	50,000	0	
商店会商品券	300	100	30,000	30,000	0	
ポケットティッシュ	500	10	5,000	5,000	0	
記念品購入費 (区分④)				35,000	0	
氷 (かき氷用)	1	20,000	20,000	20,000	0	100名分
シロップ (かき氷用)	10	500	5,000	5,000	0	
カップ (かき氷用)	1	10,000	10,000	10,000	0	
出演料 (区分⑤)				20,000	0	
バンド演奏	1	20,000	20,000	20,000	0	
その他諸経費 (区分⑥)				147,100	0	
模擬店材料 (焼き鳥)	300	100	30,000	30,000	0	売上あり
模擬店材料 (フランクフルト)	300	100	30,000	30,000	0	
パック	1	10,000	10,000	10,000	0	
アルバイト (会場整理)	40	1,000	40,000	40,000	0	
道路使用許可	1	2,100	2,100	2,100	0	
損害賠償保険	1	10,000	10,000	10,000	0	
傷害保険	1	10,000	10,000	10,000	0	
ブルーシート	10	1,000	10,000	10,000	0	フリーマーケット用
クリーニング代	10	500	5,000	5,000	0	
合計			1,645,100	1,645,100	0	

\*記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

\*間接補助事業毎に、本表複写の上記載すること。

# 記入例④

## 収入明細

イベント名: 納涼大会

商店街名: 杉並A商店会

別紙3

収入項目	内 容	収入額	備 考
杉並 A 商店会	負担金	¥825,100	
杉並 B 商店会	負担金	¥820,000	
			実際に商店街が、負担する金額を記入。
合 計		¥1,645,100	

## 6. 事業実績報告について

### (1) 実績報告に必要な書類

「※」の印がついた書類については、該当する場合のみ提出する。

<input type="checkbox"/>	杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書【第5号様式】
<input type="checkbox"/>	事業内容書【別紙1】 記入例⑤
<input type="checkbox"/>	事業費経費別明細【別紙2】 記入例⑥
<input type="checkbox"/>	収入明細【別紙3】
<input type="checkbox"/>	景品台帳【別紙4】※
<input type="checkbox"/>	賃金台帳【別紙5】※
<input type="checkbox"/>	謝礼台帳【別紙6】※
<input type="checkbox"/>	備品台帳【別紙7】※
<input type="checkbox"/>	売上台帳【別紙8】※
<input type="checkbox"/>	別紙2に係る領収書・請求書等
<input type="checkbox"/>	振込の際の振込受付書（100万円以上の契約の場合〈注1〉）
<input type="checkbox"/>	イベント事業に係る現金出納簿等
<input type="checkbox"/>	ポスターやチラシ等の成果物（現物）
<input type="checkbox"/>	写真（ポスター掲示等事業周知、景品、製作物など経費に関わるものは必ず撮影する。）
<input type="checkbox"/>	補助金交付請求書兼口座振替依頼書【第7号様式】
<input type="checkbox"/>	委任状（通帳の名義が会長以外の名義になっている場合のみ必要。）

〈注1〉100万円以上の経費がかかるものについては、3社以上の見積書を徴すること。また、契約も取り交わすこと。実績報告時、関係書類（仕様書、契約書、請求書、納品書等）を提出していただきます。

〈注2〉複数事業を申請する場合、上記の書類をコピーして事業ごとにご記入ください。



# 記入例⑤

第5号様式 (第8条関係)

記入しないでください。

~~年 月 日~~

杉並区長 あて

商店会(団体)名 杉並A高店会

所在地 杉並区阿佐谷南1-15-1

代表者名 会長 杉並太郎 ⑩

肩書は必ず記入！使用する印鑑は申請書・請求書と統一してください。

## 杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書

標記の補助金に係る事業が完了したので、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

1 事業内容  
(1) 事業名

納涼大会

正確な名称をお願いします。  
イベント名が申請時と変更になった場合は、  
変更届が必要となります。

(2) 内容 別紙1のとおり

(3) 経理内容 別紙2のとおり

(4) 交付決定金額

~~金 円~~

記入しないでください。

(5) その他

氏名 杉並 次郎

住所 杉並区阿佐谷南1-15-1-202

電話番号 03-3312-2111

FAX番号 03-5307-0684

報告書の内容について、不明な点をご連絡させていただきます。

# 記入例⑥

捨印

別紙1(イベント事業の場合)

商店街振興事業名	杉並区新・元気を出せ商店街事業															
1 事業名	納涼大会															
申請時と事業名が変更になる場合、変更届を提出																
2 商店街名	杉並A商店会															
申請した実施期間から1ヵ月以上期間が変更になる場合、変更届を提出																
3 実施期間(景品等交換期限を含む)	平成	26	年	8	月	25	日	から	平成	26	年	9	月	30	日	まで
4 実施場所	杉並A商店会内															
「事業の具体的な内容」については、申請時に計画した中身と照らし合わせてご記載ください。																
5 共催した商店街名又は団体名	杉並B商店会															
6 事業の具体的な内容	<p>今回で15回目を迎える事業であり、地域にも浸透してきており、楽しみにしている方も多く、当商店街のPRおよび顧客サービスを目的として実施した。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>①ポスター1,000枚、チラシ2,000枚、パンフレット1,000枚、立て看板30枚を作成し、イベントを周知した。</p> <p>②櫓を設置し、盆踊り大会を実施した。(8月25日)</p> <p>③盆踊りの参加者先着100名様にかき氷を無料配布した。</p> <p>④抽選会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間中買い物された方に500円につき1枚の抽選券を進呈した。</li> <li>・抽選を行い、当選した等級に応じて景品を進呈した。1等:テーマパークチケット×30本、2等:区内共通商品券5,000円×10本、3等:商店会商品券500円×300本(商品券の換金期限:9月30日)、4等:ポケットティッシュ500個</li> </ul> <p>⑤盆踊り前にバンド演奏や大道芸により会場を盛り上げた。</p> <p>⑥模擬店(焼き鳥、フランクフルト)を実施し、1個100円で販売した。(売上げあり)</p> <p>⑦フリーマーケットを実施。1区画1,000円で地域の方に参加してもらった。(合計20組)</p>															
7 ①収益事業の有無	<input checked="" type="radio"/> 有		<input type="radio"/> 無		※売上台帳を提出											
②収益事業が有の場合、具体的な内容と金額を記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼き鳥、フランクフルトの販売 @100×500個=50,000</li> <li>・フリーマーケットの区画料 @1,000×20=20,000</li> </ul>															
8 事業実施後の効果	<p>イベント実施時の来街者数は前年度比10%アップし、商店街のPRやイメージアップに大変効果があった。</p> <p>チラシやポスターで抽選会の周知をしたことにより、各店の売上が15%向上した。</p> <p>また、抽選会の景品として発行した商店街加盟店で利用できる商品券の換品率は90%を超え、商店街利用回数の増加に繋がった。</p> <p>イベント事業の実施過程による商店会員の交流により、商店会の組織力を高めることができた。</p>															
(来街者数	5,000	人)														
※申請時の来街者数と概ね5割以上の増減がある場合には理由を記入																
前年度と比較し、事前周知を強化したことに加え、企画の内容を充実させたため。																
9 本事業についての連絡先等																
① 担当者名	杉並 太郎				② 電話番号	03-3312-2111										
③ FAX番号	03-5307-0684				④ メールアドレス	sangyo-k@city.suginami.lg.jp										

\*間接補助事業毎に、本表複写の上記載すること。

# 記入例⑦

別紙2 事業費経費別明細 (\*イベント事業の場合)

イベント名		納涼大会		商店街名	杉並A商店会		
(単位:円)							
経費名称	数量	単価	金額	補助対象経費		用途を記載	領収書 NO
				補助対象経費	補助対象外経費		
事前周知に要する経費 (区分①)				683,000	0		
チラシ印刷	10,000	10	100,000	100,000	0	イベント周知用チラシ	1
新聞折込	10,000	3.3	33,000	33,000	0	1のチラシを新聞折込み	2
ポスター印刷	100	1,000	100,000	100,000	0	イベント周知用ポスター	3
立て看板	30	1,000	30,000	30,000	0	イベント周知用看板	4
スクラッチカード印刷	50,000	8.4	420,000	420,000	0	抽選会用	5
会場設営及び運営委託に要する経費 (区分②)				330,000	0		
盆踊り櫓設営費	1	150,000	150,000	150,000	0	盆踊り用櫓の設営委託	7
会場電源工事	1	140,000	140,000	140,000	0	盆踊り用の夜間照明	8
電気料	1	5,000	5,000	5,000	0	〃	9
机・椅子リース	10	2,000	20,000	20,000	0	会場受付用	10
廃棄物収集処理委託	1	15,000	15,000	15,000	0	模擬店の廃棄物処理用	11
景品購入費 (区分③)				355,000	0		
テーマパークチケット	30	5,000	150,000	150,000	0	抽選会景品	12
区内共通商品券	100	500	50,000	50,000	0	〃	12
商品券換金	300	500	150,000	150,000	0	〃	12
ポケットティッシュ	500	10	5,000	5,000	0	〃	12
記念品購入費 (区分④)				35,000	0		
氷 (かき氷用)	1	20,000	20,000	20,000	0	先着100名分	13
シロップ (かき氷用)	10	500	5,000	5,000	0	〃	13
カップ (かき氷用)	1	10,000	10,000	10,000	0	〃	13
出演料 (区分⑤)				40,000	0		
バンド演奏	1	20,000	20,000	20,000	0	※支払い先を記載	14
大道芸	1	20,000	20,000	20,000	0	※支払い先を記載	15
その他諸経費 (区分⑥)				147,100	0		
模擬店材料 (焼き鳥)	300	100	30,000	30,000	0	売上げあり (1本100円)	16
模擬店材料 (フランクフルト)	300	100	30,000	30,000	0	売上げあり (1本100円)	17
パック	1	10,000	10,000	10,000	0	模擬店用	18
賃金 (会場整理)	40	1,000	40,000	40,000	0	8名分	19~26
道路使用許可	1	2,100	2,100	2,100	0	フリーマーケット実施用	27
損害賠償保険	1	10,000	10,000	10,000	0	8月25日分	28
傷害保険	1	10,000	10,000	10,000	0	8月25日分	29
ブルーシート	10	1,000	10,000	10,000	0	フリーマーケット実施用	30
クリーニング代	10	500	5,000	5,000	0	スタッフ半被クリーニング	31
合計			1,590,100	1,590,100	0		

## 記入例⑧

### 収 入 明 細

イベント名: 納涼大会

商店街名: 杉並A商店会

収入項目	内 容	収入額	備 考
杉並A商店会	負担金	795,100	
杉並B商店会	負担金	795,000	
売上	模擬店	100,000	
合計		1,690,100	

## 記入例⑨

### 景 品 台 帳

イベント名: 納涼大会

商店街名: 杉並A商店会

等級	本数	景品名	当選者数	備考
1等	10	テーマパークチケット	7	
2等	30	区内共通商品券	25	
3等	100	商店会商品券	90	
4等	500	ポケットティッシュ	362	

事前周知した数を記載する。

イベント実施時、実際に配布した数を記載する。

賃金台帳

記入例⑩

イベント名: 納涼大会

商店街名: 杉並A商店会

※実施主体である商店街関係者、及びその同居する親族に対して支出する賃金は除く。

領収書番号	氏名	住所	時間単価	時間	日数	賃金額	従事内容
1	杉並 三郎	杉並区高円寺北〇-〇-〇	1,000	3	1	3,000	抽選会受付
2	商店 なみこ	杉並区上荻〇-〇-〇	1,000	3	1	3,000	抽選会受付
3	振興 太郎	杉並区西荻窪〇-〇-〇	1,000	3	1	3,000	抽選会受付
合計				9	3	9,000	

時間単価の上限は1,000円まで。  
6時間を超える就労の場合、労基法上休憩時間が必要となりますのでご注意ください。

**【注意！！】**  
アルバイト賃金を支出する場合、賃金台帳の他に、領収書の提出が必要です。

謝礼台帳

記入例⑪

イベント名: 納涼大会

商店街名: 杉並A商店会

相手先	住所	謝礼理由	品物	金額	備考
杉並 太郎	杉並区阿佐谷南〇-〇-〇	抽選機貸出謝礼	菓子折り	5,000	印
杉並 一郎	杉並区阿佐谷南〇-〇-〇	抽選場所貸出謝礼	ビール券	5,000	印

現金による謝礼は対象外です。  
また、5,000円を超える謝礼も超えた部分について対象外となります。

謝礼台帳に受領印を押していただいても構いません。他に謝礼受領書があれば、謝礼台帳に受領印を押す必要はありません。

受領書様式見本

受 領 書											
として、											
を受領しました。											
平成          年          月          日											
氏名： _____ ⑩											
住所： _____											

記入例⑫

受 領 書											
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block; margin: 10px auto;">                 謝礼の対象が団体の場合、<b>個数</b>を記載すること。             </div>											
納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。											
平成   26   年   8   月   25   日											
氏名：    なみすけ    ⑩											
(団体の場合は団体名・代表者名・⑩)											
住所： 杉並区〇〇町〇—〇—〇											

### 備品台帳

記入例⑬

イベント名: 納涼大会

商店街名: 杉並A商店会

管理者: 会長 杉並 太郎

保管場所: 杉並A商店会事務所(杉並区阿佐谷南〇-〇-〇)

備品番号	品名称	取得年月日	廃棄年月日	備考	
	規格	事由	事由	単位	金額
1	綿菓子機 (〇〇株式会社)	平成26年8月15日		数量1式	40,000円

### 売上台帳

記入例⑭

イベント名: 納涼大会

商店街名: 杉並A商店会

売上項目	内 容	売上額	代表者及び会計担当者の署名及び押印
焼き鳥	@100×500本	50,000	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>会長・会計担当の署名・押印を忘れずに!</p> </div>
フランクフルト	@100×500本	50,000	
福引券売上	@20×2,000枚	40,000	
フリーマーケット出店料	@1,000×10店舗	10,000	
合計		150,000	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>会長 杉 なみすけ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span></p> <p>会計 なみ 杉子 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span></p> </div>

必ず単価・数量を記載すること。



※ 振込先口座の名義が理事長・会長以外の名義になっている場合のみ必要です。

記入例⑬

## 委任状

杉並区長 へ

私は、

補助金交付請求書兼口座振替依頼書の口座名義人と同内容で記載する。

氏名

杉並 A 商店会 会計 杉並 花子

住所

杉並区阿佐谷南〇-〇-〇

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

捨印を押してください

捨印

記

杉並区元気を出せ商店街事業補助金交付要綱第 13 条の補助金を受領すること。

平成 年 月 日

記入しないでください

肩書は必ず記入！使用する印鑑は統一（申請書・実績報告等）してください。

商店会名

杉並 A 商店会

代表者名

会長 杉並 太郎

㊟

住所

杉並区阿佐谷南 1-15-1



記入例⑱

第3号様式（第7条関係）

平成〇〇年〇月〇日

杉並区長 へ

商店会(団体)名 杉並A商店会  
 所在地 杉並区阿佐谷南 1-15-1  
 代表者名 会長 杉並 太郎 ㊟

杉並区新・元気を出せ商店街事業変更等承認申請書

平成〇〇年〇月〇日付で交付決定の通知のあった標記事業の内容を下記のとおり変更（\*中止）したいので、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 事業名  
 納涼大会

申請時の事業名を記載する。

2 変更（中止）の内容

- ① 事業名を「納涼大会」から「第〇回納涼大会」へと変更。
- ② 開催期間「8月25日～9月30日」を「8月25日～10月30日」へと変更する。

3 変更（中止）の理由

- ① 地域に根差したイベントとしてPRするため
- ② 商品券の使用期限を延長し、より商店会を利用してもらうため

4 その他

理由は具体的に記載すること。

## 【参考】提出写真の撮影例

経費① 事前周知費用（ポスター・看板・フラッグ等）に係る写真

○ 正面から撮影



× 撮影角度が悪い、距離が遠すぎる等  
内容が確認できない



○ フラッグ：文字の判別ができる



× フラッグ：文字が判別できない



経費③ 景品購入費に係る写真

○ 抽選会場や抽選の様子、景品一覧の掲示、購入（用意）した景品が全て写っている



× 抽選会場やその様子がよくわからない



←肝心の抽選機等が見えない



←景品写真が一部のみ

経費④ 記念品購入費

× 配布の様子がわからない



「このあたりで配布」と言われたが  
写真では確認できない

○ 配布前（複数を袋詰めする時は、その前）に撮影

